

有価証券報告書

第147期（自 平成21年4月1日）
（至 平成22年3月31日）

株式会社 関西アーバン銀行

E 0 3 6 5 6

第147期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 関西アーバン銀行

目 次

	頁
第147期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	39
3 【対処すべき課題】	39
4 【事業等のリスク】	40
5 【経営上の重要な契約等】	46
6 【研究開発活動】	47
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	47
第3 【設備の状況】	49
1 【設備投資等の概要】	49
2 【主要な設備の状況】	49
3 【設備の新設、除却等の計画】	54
第4 【提出会社の状況】	55
1 【株式等の状況】	55
2 【自己株式の取得等の状況】	88
3 【配当政策】	89
4 【株価の推移】	89
5 【役員の状況】	90
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	94
第5 【経理の状況】	102
1 【連結財務諸表等】	103
2 【財務諸表等】	164
第6 【提出会社の株式事務の概要】	207
第7 【提出会社の参考情報】	208
1 【提出会社の親会社等の情報】	208
2 【その他の参考情報】	208
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	210

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月30日

【事業年度】 第147期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 頭取 北 幸 二

【本店の所在の場所】 大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号

【電話番号】 大阪(06)6281-7000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 里 西 薫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号
株式会社関西アーバン銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5203-2001

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 屋 代 勝 弘

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部
(滋賀県大津市中央4丁目5番12号)
株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地)
株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
連結経常収益	百万円	81,443	99,990	112,619	108,796	99,198
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	13,779	23,039	18,866	△37,898	△39,290
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	6,718	10,552	13,055	△24,963	△24,125
連結純資産額	百万円	87,911	109,858	114,903	117,217	142,376
連結総資産額	百万円	2,640,245	3,064,682	3,356,395	3,441,245	4,348,213
1株当たり純資産額	円	183.44	201.83	212.58	140.52	103.63
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	14.56	22.01	27.25	△52.11	△40.18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	14.54	21.97	27.22	—	—
自己資本比率	%	—	3.15	3.03	2.58	2.60
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.31	9.92	9.63	10.24	9.08
連結自己資本利益率	%	8.36	11.43	13.15	△26.16	△30.92
連結株価収益率	倍	38.03	21.39	9.43	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△75,450	55,432	27,145	34,251	△141,087
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	122,264	△221,247	20,012	2,151	33,176
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	20,371	21,859	6,901	27,028	△3,244
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	219,444	75,493	129,551	192,987	262,445
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,647 〔780〕	1,684 〔826〕	1,774 〔826〕	1,883 〔749〕	2,838 〔813〕

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。
- 2 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 平成20年度及び平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、純損失が計上されているので記載しておりません。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成17年度は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 7 平成20年度及び平成21年度の連結株価収益率については、純損失が計上されているので、記載しておりません。
- 8 平成20年度までは、株式会社びわこ銀行と合併する前の株式会社関西アーバン銀行の数値を記載しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第143期	第144期	第145期	第146期	第147期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	72,546	85,675	97,357	96,261	89,420
経常利益 (△は経常損失)	百万円	15,629	22,950	18,402	△38,225	△37,779
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	8,726	11,073	12,074	△24,815	△21,687
資本金	百万円	37,040	37,040	37,040	47,039	47,039
発行済株式総数	千株	普通株式 479,348	普通株式 479,348	普通株式 479,348	普通株式 634,386	普通株式 737,918 第一回甲種優 先株式 27,500 第二回甲種優 先株式 23,125
純資産額	百万円	89,274	98,582	102,695	90,164	116,890
総資産額	百万円	2,627,315	3,051,763	3,341,452	3,424,892	4,338,282
預金残高	百万円	2,282,129	2,612,802	2,755,831	2,835,699	3,856,567
貸出金残高	百万円	2,131,424	2,436,879	2,741,942	2,765,702	3,500,308
有価証券残高	百万円	230,958	444,842	406,185	380,967	470,805
1株当たり純資産額	円	186.28	205.76	214.46	142.18	108.27
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	4.00 (—)	5.00 (—)	5.00 (—)	3.00 (—)	3.00 (—)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	18.92	23.10	25.20	△51.80	△36.38
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	18.89	23.06	25.17	—	—
自己資本比率	%	—	3.22	3.07	2.63	2.69
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.43	10.11	9.70	10.39	9.29
自己資本利益率	%	10.82	11.79	12.00	△25.74	△27.27
株価収益率	倍	29.28	20.38	10.20	—	—
配当性向	%	21.96	21.62	19.82	—	—
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,497 〔750〕	1,558 〔790〕	1,656 〔782〕	1,749 〔702〕	2,664 〔751〕

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成19年3月から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 4 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 5 第146期(平成21年3月)及び第147期(平成22年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、純損失が計上されているので記載しておりません。
- 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年3月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 8 第146期(平成21年3月)及び第147期(平成22年3月)の株価収益率については、純損失が計上されているので、記載しておりません。
- 9 第146期(平成21年3月)及び第147期(平成22年3月)の配当性向については、純損失が計上されているので、記載しておりません。
- 10 第146期(平成21年3月)までは、株式会社びわこ銀行と合併する前の株式会社関西アーバン銀行の数値を記載しております。

2 【沿革】

大正11年7月1日	山城無尽株式会社設立
大正14年8月23日	華実無尽株式会社設立
大正14年11月29日	興業無尽株式会社設立
昭和17年10月2日	華実無尽株式会社と興業無尽株式会社が合併し、滋賀無尽株式会社を設立
昭和26年10月19日	山城無尽株式会社が株式会社関西相互銀行に商号変更
昭和26年10月20日	滋賀無尽株式会社が株式会社滋賀相互銀行に商号変更
昭和32年1月7日	株式会社関西相互銀行の本店を大阪市南区日本橋筋に移転
昭和42年7月3日	株式会社関西相互銀行の本店を大阪市南区八幡町(現中央区心斎橋筋)に移転
昭和43年11月1日	株式会社滋賀相互銀行の本店を大津市に移転
昭和48年10月15日	株式会社関西相互銀行が大阪証券取引所市場第二部上場
昭和50年2月1日	関西総合リース株式会社設立
昭和50年3月1日	株式会社関西相互銀行が大阪証券取引所市場第一部へ指定替え
昭和51年9月24日	関西ビジネス株式会社設立
昭和52年6月23日	関西総合信用株式会社設立
昭和58年1月26日	株式会社関西クレジット・サービス設立
昭和58年4月1日	びわこ総合リース株式会社設立
昭和58年10月1日	株式会社滋賀相互銀行が大阪証券取引所市場第二部上場、京都証券取引所上場
昭和60年9月2日	株式会社滋賀相互銀行が大阪証券取引所市場第一部へ指定替え
昭和61年11月11日	びわこ信用保証株式会社設立
平成元年2月1日	株式会社関西相互銀行が普通銀行に転換し、株式会社関西銀行に商号変更 株式会社滋賀相互銀行が普通銀行に転換し、株式会社びわこ銀行に商号変更
平成元年3月17日	びわ銀カード株式会社設立
平成元年4月1日	関西総合リース株式会社が関銀リース株式会社に商号変更
平成元年6月16日	びわこ総合リース株式会社がびわ銀リース株式会社に商号変更
平成11年1月19日	株式会社関西銀行が株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)等を引受先とする第三者割当増資を実施
平成12年9月26日	関西さわやか株式会社設立
平成13年1月19日	株式会社びわこ銀行が国際環境管理規格「ISO14001」の認証を取得
平成13年1月25日	関西さわやか株式会社が株式会社関西さわやか銀行に商号変更
平成13年2月5日	株式会社関西さわやか銀行、銀行免許取得
平成13年2月26日	株式会社関西さわやか銀行、株式会社幸福銀行から営業を譲受け、銀行業の営業開始
平成13年3月1日	株式会社びわこ銀行が京都証券取引所株式上場廃止
平成15年7月1日	株式会社関西銀行が株式会社関西さわやか銀行を合併に備え子会社化
平成16年2月1日	株式会社関西銀行と株式会社関西さわやか銀行が合併し、株式会社関西アーバン銀行となる
平成16年4月1日	株式会社関西アーバン銀行が本店を大阪市中央区西心斎橋に移転

- 平成16年9月30日 株式会社びわこ銀行が株式会社三井住友銀行等を引受先とする第三者割当により優先株式を発行
- 平成17年3月30日 株式会社びわこ銀行が株式会社三井住友銀行を引受先とする第三者割当により優先株式を発行
- 平成17年4月7日 株式会社関西アーバン銀行が東京証券取引所市場第一部上場
- 平成18年2月24日 株式会社関西アーバン銀行が一般募集による増資を実施
- 平成19年1月25日 KUBC Preferred Capital Cayman Limited設立
- 平成20年3月3日 関西ビジネス株式会社が関西モーゲージサービス株式会社に商号変更
- 平成21年3月30日 KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited設立
- 平成21年3月31日 株式会社関西アーバン銀行が株式会社三井住友銀行を引受先とする第三者割当増資を実施
- 平成22年3月1日 株式会社関西アーバン銀行と株式会社びわこ銀行が合併し、株式会社関西アーバン銀行となる

(平成22年3月末現在の店舗数は 147支店、出張所は 23か所)

3 【事業の内容】

(1) 企業集団の事業の内容

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、当行、連結子会社12社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

なお、各事業部門(「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一)における当行及び関係会社の位置づけ等は次のとおりであります。

(銀行業)

当行の本店及び支店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務等を行っております。

また、連結子会社において、貸出業務、信用保証業務等を行っております。

(リース業)

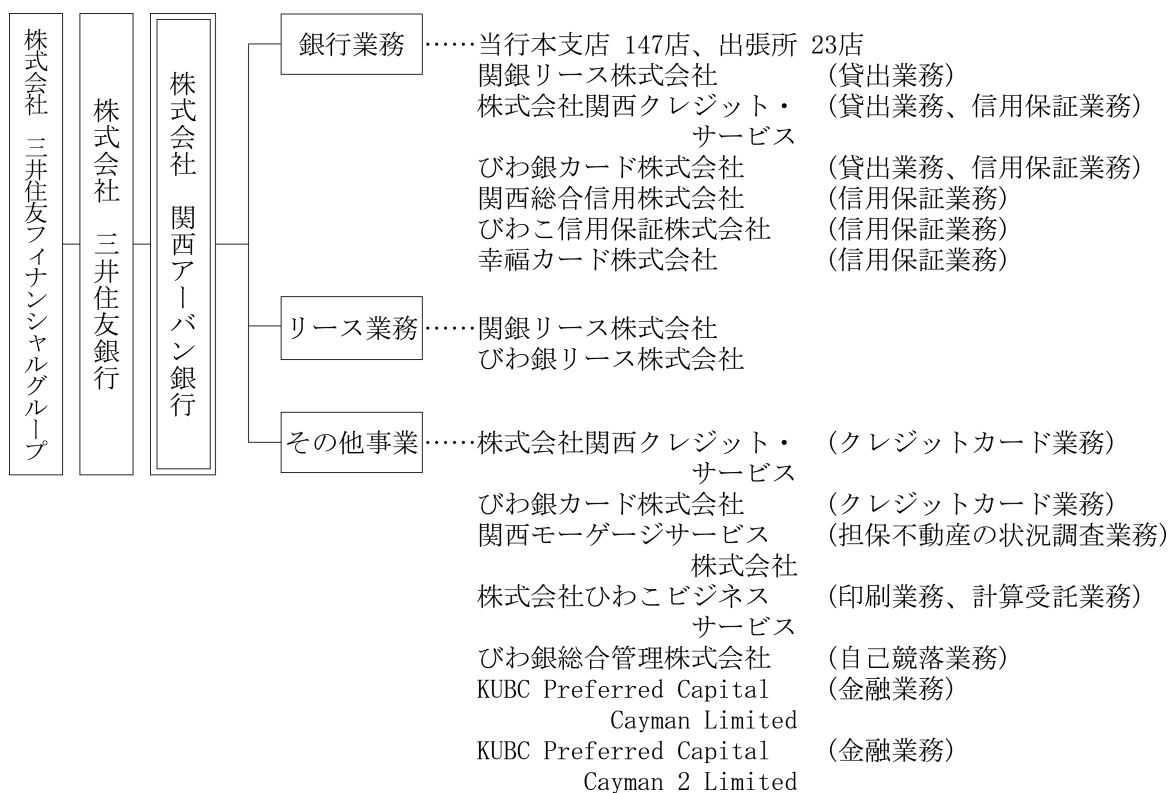
リース等の業務を行っております。

(その他事業)

クレジットカード業務、金融業務等を行っております。

また、非連結子会社及び関連会社(持分法適用会社)はありません。

(2) 企業集団の事業系統図



(注) びわ銀リース株式会社、びわ銀カード株式会社、びわこ信用保証株式会社、株式会社びわこビジネスサービス及び びわ銀総合管理株式会社は、平成22年3月1日の株式会社びわこ銀行との合併に伴い当連結会計年度より連結子会社としております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社) 株式会社 三井住友フィナンシ ャルグループ	東京都 千代田区	2,337,895	傘下子会社の経営 管理並びにそれに 付帯する業務	被所有 56.46 (56.46)	—	—	—	—	—
株式会社 三井住友銀行	東京都 千代田区	1,770,996	銀行業	被所有 49.79 (0.35)	—	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
(連結子会社) 関銀リース 株式会社	大阪市 中央区	1,600	リース業務	所有 91.32	10 (—)	—	金銭貸借関係 預金取引関係 リース取引関係 保証取引関係	建物の一部 賃貸借	—
びわ銀リース 株式会社	滋賀県 大津市	30	リース業務	所有 70.00	4 (—)	—	金銭貸借関係 預金取引関係 リース取引関係 保証取引関係	建物の一部 賃貸借	—
株式会社 関西クレジット ・サービス	大阪市 中央区	270	クレジットカード 業務	所有 87.44	7 (—)	—	金銭貸借関係 預金取引関係 保証取引関係	—	—
びわ銀カード 株式会社	滋賀県 大津市	300	クレジットカード 業務	所有 99.23 (13.84)	5 (—)	—	金銭貸借関係 預金取引関係 保証取引関係	—	—
関西総合信用 株式会社	大阪市 中央区	6,100	信用保証業務	所有 100.00	8 (—)	—	預金取引関係 保証取引関係 業務委託関係	建物の一部 賃貸借	—
びわこ信用保証 株式会社	滋賀県 大津市	336	信用保証業務	所有 100.00 (2.35)	9 (—)	—	預金取引関係 保証取引関係 業務委託関係	建物の一部 賃貸借	—
関西モーゲージ サービス株式会社	大阪市 中央区	20	担保不動産の状況 調査業務	所有 100.00	4 (—)	—	預金取引関係 業務委託関係	建物の一部 賃貸借	—
株式会社 びわこビジネス サービス	滋賀県 大津市	10	印刷業務	所有 86.00 (81.00)	4 (—)	—	預金取引関係 業務委託関係	—	—
びわ銀総合管理 株式会社	滋賀県 大津市	100	自己競落業務	所有 100.00	4 (—)	—	金銭貸借関係 預金取引関係 業務委託関係	—	—
幸福カード株式会社	大阪市 中央区	30	信用保証業務	所有 100.00 (100.00)	5 (—)	—	預金取引関係	—	—
KUBC Preferred Capital Cayman Limited	英領グラ ンドケイ マン島	12,900	金融業務	所有 100.00	2 (—)	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited	英領グラ ンドケイ マン島	15,200	金融業務	所有 100.00	2 (—)	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—

(注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、関西総合信用株式会社、KUBC Preferred Capital Cayman Limited及びKUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedであります。

2 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行であります。

3 「議決権の所有又は被所有割合」欄の()内は、間接所有又は被所有の割合(内書き)であります。

4 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5 びわ銀リース株式会社、びわ銀カード株式会社、びわこ信用保証株式会社、株式会社びわこビジネスサービス及びびわ銀総合管理株式会社は、平成22年3月1日の株式会社びわこ銀行との合併に伴い、連結子会社となりました。

6 関銀リース株式会社は、平成22年5月に当行を引受先とする第三者割当増資を実施しております。第三者割当増資後の資本金は3,100百万円、議決権の所有割合は96.49%となります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年3月31日現在

	銀行業(人)	リース業(人)	その他事業(人)	合計(人)
従業員数	2,741 (796)	32 (4)	65 (13)	2,838 (813)

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,252人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3 株式会社びわこ銀行との合併により、平成22年3月1日付をもって、その従業員を引き継いでおります。

(2) 当行の従業員数

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2,664 (751)	38.6	15.4	5,991

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,121人並びに出向人員259人を含んでおりません。なお、取締役を兼務しない執行役員18人については、従業員数に含めております。
2 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 当行の従業員組合は、関西アーバン銀行従業員組合と称し、組合員数は2,200人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。
5 株式会社びわこ銀行との合併により、平成22年3月1日付をもって、その従業員を引き継いでおります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

(イ) 金融経済環境

当連結会計年度のわが国経済は、金融危機後の急激な落ち込みから脱した感があり、景気回復の期待感が強まりました。需要面を見ますと、内外の在庫調整の進展や海外経済の改善を背景に輸出・生産は増加を続けました。また、企業収益の回復に伴い設備投資は下げ止まりに向かい、個人消費も、各種対策の効果などから耐久消費財を中心に持ち直しました。今後につきましても、外需主導のもと回復傾向を辿ると期待されますが、政府による需要刺激効果の剥落や厳しい雇用・所得環境もあり、当面は緩やかなペースに止まるものと見込まれます。

金融業界におきましては、デフレ経済の環境下、資金需要は依然として低迷しており、厳しい収益環境が続いております。しかしながら、地域経済の活性化に資するため、各地域金融機関は、中小企業への円滑な資金供給や返済軽減に向けたサポート態勢を強化し、地域金融機能の一段発揮に全力で取り組んでおります。

このような金融経済環境のもと、当行は地域経済発展に貢献するブランド力の高い都市型地銀へと飛躍するために、地域経済を支える中小企業等への円滑な資金供給をはじめ、地域密着型金融を強力に推進し、中小企業・個人金融を中心としたリテールバンキングを展開いたしました。

(ロ) 経営理念・経営の基本方針

当行の企業理念は、三井住友銀行グループのリテールバンクとして、銀行業を通じて社会の発展・繁栄に貢献すると共に、健全で安定的な成長を実現することで社会、お客さま、株主の揺るぎない信頼を確立することであります。

この経営理念のもと、

① 地域に密着した真に一流のリージョナルバンクへの挑戦

地域重視、お客さま重視の徹底により、お客さまに信頼されお役に立つ、地域と共存共栄する銀行を目指します。

② 高い経営効率と強靱な経営体力の構築

強固な顧客基盤の確立と健全かつ効率的経営によって持続的安定成長を実現し、企業価値向上を目指します。

③ 活力溢れる逞しい人材集団の形成

風通しのよい自由闊達な企業風土を醸成し、お客さまに信頼される逞しい人材の育成に努めます。

の3点を経営の基本方針としております。

(二) 営業の成果

当連結会計年度における業績は、以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は、主に株式会社びわこ銀行との合併を要因に、年度中1兆150億円増加し、3兆8,490億円となりました。譲渡性預金は、年度中868億円減少し、当連結会計年度末残高は1,684億円となりました。

一方、貸出金も、主に株式会社びわこ銀行との合併を要因に、年度中7,294億円増加し、当連結会計年度末残高は3兆4,969億円となりました。また、有価証券は、年度中866億円増加し、当連結会計年度末残高は4,504億円となりました。

総資産は、年度中9,069億円増加し、当連結会計年度末残高は4兆3,482億円となりました。

損益につきましては、当連結会計年度も引き続き、資金の効率的な調達と運用、経営の合理化・効率化を図り、収益力の強化に努めるとともに、資産の健全化に必要な諸引当、諸償却を行ってまいりました。

経常収益は、貸出金利回りの低下等により貸出金利息が減少したこと等を要因に、前連結会計年度比95億9千8百万円減少し、991億9千8百万円となりました。

一方、経常費用は取引先の更なる信用状況の悪化や想定を超える担保不動産の大幅な下落等が発生したことに加え、合併新銀行の財務の安定性を高め、将来リスクを極力抑制するために、より保守的に引当を実施しましたが、預金利息の減少等によって資金調達費用が抑えられたこともあり、前連結会計年度比82億6百万円減少し、1,384億8千9百万円となりました。

これらの結果、経常利益は、前連結会計年度比13億9千2百万円減少し、392億9千万円の損失、当期純利益は、前連結会計年度比8億3千8百万円増加し、241億2千5百万円の純損失となりました。

純資産額につきましては、連結当期純損失を241億円計上したものの、主に株式会社びわこ銀行との合併を要因に年度中251億円増加し、当連結会計年度末は1,423億円となりました。また、1株当たりの純資産額は、前連結会計年度末比36円89銭減少し、103円63銭となりました。

事業の種類別では、銀行業の経常収益は前連結会計年度比63億4千8百万円減少し、920億4千4百万円、経常費用は前連結会計年度比55億5千5百万円減少し、1,313億6千9百万円、経常利益は前連結会計年度比7億9千2百万円減少し、393億2千4百万円の損失となりました。リース業の経常収益は前連結会計年度比33億6千1百万円減少し、70億3千4百万円、経常費用は前連結会計年度比16億5千1百万円減少し、85億1千1百万円、経常利益は前連結会計年度比17億9百万円減少し、14億7千7百万円の損失となりました。その他事業の経常収益は前連結会計年度比10億5千万円増加し、23億9千9百万円、経常費用は前連結会計年度比4千1百万円増加し、8億8千9百万円、経常利益は前連結会計年度比10億9百万円増加し、15億9百万円となりました。なお、所在地別の業績につきましては、全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため記載を省略しております。

連結自己資本比率(国内基準)は9.08%となりました。

(2) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローにつきましては、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が前連結会計年度比1,753億3千9百万円減少し、△1,410億8千7百万円、有価証券の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が前連結会計年度比310億2千4百万円増加し、331億7千6百万円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が前連結会計年度比302億7千3百万円減少し、△32億4千4百万円となりました。また、株式会社びわこ銀行との合併に伴い、現金及び現金同等物が1,805億9千9百万円、及び株式会社びわこ銀行との合併による連結子会社の増加に伴い、現金及び現金同等物が13百万円増加いたしました。

この結果、当連結会計年度において、現金及び現金同等物は、現金及び現金同等物に係る換算差額を含め、前連結会計年度末比694億5千7百万円増加し、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は2,624億4千5百万円となりました。

(3) 事業の種類別セグメントの業績

(イ) 事業の種類別収支

当連結会計年度の資金運用収支は前連結会計年度比16億8千4百万円の減益となる581億6千2百万円、役員取引等収支は前連結会計年度比18億3千5百万円の減益となる34億3千6百万円、その他業務収支は前連結会計年度比33億4千3百万円の増益となる41億6千7百万円であり、収支合計は前連結会計年度比1億7千6百万円の減益となる657億6千6百万円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前連結会計年度比29億2百万円の減益となる560億3千6百万円、役員取引等収支は前連結会計年度比18億6千1百万円の減益となる25億2千3百万円、その他業務収支は前連結会計年度比33億7千万円の増益となる35億5千万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前連結会計年度比1億7千5百万円の増益となる7億9千6百万円、その他業務収支は前連結会計年度比1億2千4百万円の減益となる6億5千5百万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前連結会計年度比10億2千1百万円の増益となる14億2千万円、役員取引等収支は前連結会計年度比2千7百万円の増益となる9億2千8百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	58,939	620	399	△111	59,847
	当連結会計年度	56,036	796	1,420	△91	58,162
うち資金運用収益	前連結会計年度	81,821	1,012	445	△780	82,498
	当連結会計年度	77,348	1,128	1,466	△1,740	78,203
うち資金調達費用	前連結会計年度	22,882	391	45	△668	22,650
	当連結会計年度	21,311	332	45	△1,649	20,040
役員取引等収支	前連結会計年度	4,384	—	901	△13	5,272
	当連結会計年度	2,523	—	928	△15	3,436
うち役員取引等収益	前連結会計年度	9,703	—	901	△353	10,251
	当連結会計年度	8,766	—	928	△405	9,290
うち役員取引等費用	前連結会計年度	5,318	—	—	△339	4,979
	当連結会計年度	6,243	—	—	△389	5,853
その他業務収支	前連結会計年度	180	780	—	△137	823
	当連結会計年度	3,550	655	—	△39	4,167
うちその他業務収益	前連結会計年度	3,311	9,051	—	△138	12,224
	当連結会計年度	4,944	5,903	—	△40	10,806
うちその他業務費用	前連結会計年度	3,130	8,271	—	△0	11,401
	当連結会計年度	1,393	5,248	—	△1	6,639

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(ロ) 事業の種類別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比754億円増加して3兆3,740億円、利回りは前連結会計年度比0.19%減少して2.31%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比499億円増加して3兆2,909億円、利回りは前連結会計年度比0.09%減少して0.60%となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比763億円増加して3兆3,699億円、利回りは前連結会計年度比0.19%減少して2.29%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比652億円増加して3兆3,029億円、利回りは前連結会計年度比0.06%減少して0.64%となりました。

リース業セグメントの資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比23億円減少して131億円、利回りは前連結会計年度比2.05%増加して8.55%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比19億円減少して199億円、利回りは前連結会計年度比0.12%減少して1.67%となりました。

その他事業セグメントの資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比152億円増加して285億円、利回りは前連結会計年度比1.79%増加して5.13%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比1億円増加して17億円、利回りは前連結会計年度比0.22%減少して2.60%となりました。

① 銀行業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	3,293,648	81,821	2.48
	当連結会計年度	3,369,973	77,348	2.29
うち貸出金	前連結会計年度	2,792,192	76,143	2.72
	当連結会計年度	2,826,471	71,223	2.51
うち有価証券	前連結会計年度	405,476	4,692	1.15
	当連結会計年度	406,283	4,796	1.18
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	73,305	288	0.39
	当連結会計年度	110,877	149	0.13
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	16,675	21	0.13
	当連結会計年度	23,342	38	0.16
うちリース投資資産	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	3,237,677	22,882	0.70
	当連結会計年度	3,302,900	21,311	0.64
うち預金	前連結会計年度	2,784,012	17,001	0.61
	当連結会計年度	3,004,589	16,594	0.55
うち譲渡性預金	前連結会計年度	313,529	2,525	0.80
	当連結会計年度	165,153	810	0.49
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	18,663	129	0.69
	当連結会計年度	2,730	25	0.92
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	921	5	0.57
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	55,133	1,187	2.15
	当連結会計年度	67,637	2,244	3.31
うち社債	前連結会計年度	63,917	1,471	2.30
	当連結会計年度	62,006	1,381	2.22

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

4 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度21,908百万円 当連結会計年度18,650百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

② リース業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	15,554	1,012	6.50
	当連結会計年度	13,198	1,128	8.55
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	467	1	0.26
	当連結会計年度	463	0	0.11
うちリース投資資産	前連結会計年度	14,706	1,006	6.84
	当連結会計年度	12,377	1,114	9.00
資金調達勘定	前連結会計年度	21,848	391	1.79
	当連結会計年度	19,920	332	1.67
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	21,848	391	1.79
	当連結会計年度	19,920	332	1.67
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

4 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度45百万円 当連結会計年度72百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

③ その他事業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	13,302	445	3.34
	当連結会計年度	28,545	1,466	5.13
うち貸出金	前連結会計年度	12,984	444	3.42
	当連結会計年度	28,100	1,466	5.21
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	318	0	0.21
	当連結会計年度	445	0	0.07
うちリース投資資産	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	1,620	45	2.82
	当連結会計年度	1,752	45	2.60
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	1,599	44	2.77
	当連結会計年度	1,732	44	2.54
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

4 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度5百万円 当連結会計年度6百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

④ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	3,322,505	△23,897	3,298,608	83,278	△780	82,498	2.50
	当連結会計年度	3,411,717	△37,684	3,374,032	79,944	△1,740	78,203	2.31
うち貸出金	前連結会計年度	2,805,177	△18,132	2,787,044	76,588	△606	75,982	2.72
	当連結会計年度	2,854,571	△32,108	2,822,462	72,689	△1,590	71,099	2.51
うち有価証券	前連結会計年度	405,476	△3,681	401,794	4,692	—	4,692	1.16
	当連結会計年度	406,283	△4,063	402,219	4,796	—	4,796	1.19
うちコール ローン及び 買入手形	前連結会計年度	73,305	—	73,305	288	—	288	0.39
	当連結会計年度	110,877	—	110,877	149	—	149	0.13
うち債券貸借 取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	17,460	△517	16,942	23	△1	22	0.13
	当連結会計年度	24,251	△646	23,604	39	△0	39	0.16
うちリース投資 資産	前連結会計年度	14,706	△1,564	13,142	1,006	△173	833	6.33
	当連結会計年度	12,377	△865	11,511	1,114	△149	965	8.38
資金調達勘定	前連結会計年度	3,261,146	△20,078	3,241,067	23,319	△668	22,650	0.69
	当連結会計年度	3,324,573	△33,591	3,290,981	21,690	△1,649	20,040	0.60
うち預金	前連結会計年度	2,784,012	△456	2,783,555	17,001	△1	17,000	0.61
	当連結会計年度	3,004,589	△511	3,004,077	16,594	△0	16,594	0.55
うち譲渡性預金	前連結会計年度	313,529	—	313,529	2,525	—	2,525	0.80
	当連結会計年度	165,153	—	165,153	810	—	810	0.49
うちコール マネー及び 売渡手形	前連結会計年度	18,663	—	18,663	129	—	129	0.69
	当連結会計年度	2,730	—	2,730	25	—	25	0.92
うち債券貸借 取引受入担保金	前連結会計年度	921	—	921	5	—	5	0.57
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	78,581	△18,173	60,408	1,623	△606	1,017	1.68
	当連結会計年度	89,290	△32,292	56,998	2,621	△1,590	1,030	1.80
うち社債	前連結会計年度	63,917	—	63,917	1,471	—	1,471	2.30
	当連結会計年度	62,006	—	62,006	1,381	—	1,381	2.22

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

4 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度21,958百万円 当連結会計年度18,729百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(ハ) 事業の種類別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は前連結会計年度比 9 億 6 千 1 百万円減少して 92 億 9 千万円、役務取引等費用は前連結会計年度比 8 億 7 千 4 百万円増加して 58 億 5 千 3 百万円となったことから、役務取引等収支は前連結会計年度比 18 億 3 千 5 百万円の減益となる 34 億 3 千 6 百万円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役務取引等収益は前連結会計年度比 9 億 3 千 6 百万円減少して 87 億 6 千 6 百万円、役務取引等費用は前連結会計年度比 9 億 2 千 4 百万円増加して 62 億 4 千 3 百万円となったことから、役務取引等収支は前連結会計年度比 18 億 6 千 1 百万円の減益となる 25 億 2 千 3 百万円となりました。

その他事業セグメントの役務取引等収益は前連結会計年度比 2 千 7 百万円増加して 9 億 2 千 8 百万円となったことから、役務取引等収支は前連結会計年度比 2 千 7 百万円の増益となる 9 億 2 千 8 百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	9,703	—	901	△353	10,251
	当連結会計年度	8,766	—	928	△405	9,290
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	4,160	—	—	△4	4,156
	当連結会計年度	2,126	—	—	△4	2,122
うち為替業務	前連結会計年度	1,442	—	—	△3	1,439
	当連結会計年度	1,371	—	—	△4	1,367
うち証券関連業務	前連結会計年度	34	—	—	—	34
	当連結会計年度	24	—	—	—	24
うち代理業務	前連結会計年度	1,321	—	—	△0	1,320
	当連結会計年度	1,588	—	—	△0	1,588
うち保護預り・ 貸金庫業務	前連結会計年度	70	—	—	—	70
	当連結会計年度	69	—	—	—	69
うち保証業務	前連結会計年度	921	—	—	—	921
	当連結会計年度	939	—	—	△0	939
うちクレジットカード 業務	前連結会計年度	—	—	555	—	555
	当連結会計年度	—	—	524	—	524
うち投資信託業務	前連結会計年度	1,529	—	—	—	1,529
	当連結会計年度	2,360	—	—	—	2,360
役務取引等費用	前連結会計年度	5,318	—	—	△339	4,979
	当連結会計年度	6,243	—	—	△389	5,853
うち為替業務	前連結会計年度	320	—	—	—	320
	当連結会計年度	309	—	—	—	309

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(二) 事業の種類別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,834,408	—	—	△374	2,834,034
	当連結会計年度	3,850,023	—	—	△981	3,849,041
うち流動性預金	前連結会計年度	556,850	—	—	△204	556,645
	当連結会計年度	905,920	—	—	△531	905,389
うち定期性預金	前連結会計年度	2,263,695	—	—	△162	2,263,533
	当連結会計年度	2,920,259	—	—	△341	2,919,917
うちその他	前連結会計年度	13,863	—	—	△7	13,855
	当連結会計年度	23,843	—	—	△107	23,735
譲渡性預金	前連結会計年度	255,300	—	—	—	255,300
	当連結会計年度	168,450	—	—	—	168,450
総合計	前連結会計年度	3,089,708	—	—	△374	3,089,334
	当連結会計年度	4,018,473	—	—	△981	4,017,491

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

5 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(ホ) 事業の種類別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年3月31日					
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	相殺消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,773,591	—	—	△6,181	2,767,409	100.00
政府及び政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・漁業及び鉱業	2,774	—	—	—	2,774	0.10
製造業	88,978	—	—	—	88,978	3.21
建設業	66,093	—	—	—	66,093	2.39
運輸・情報通信及び公益事業	57,377	—	—	—	57,377	2.07
卸売・小売業	126,231	—	—	—	126,231	4.56
金融・保険業	20,045	—	—	△993	19,052	0.69
不動産業・物品賃貸業	849,724	—	—	△5,188	844,536	30.52
各種サービス業	263,120	—	—	—	263,120	9.51
地方公共団体	5,480	—	—	—	5,480	0.20
個人	1,293,765	—	—	—	1,293,765	46.75
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	28,100	△28,100	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	28,100	△28,100	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	2,773,591	—	28,100	△34,281	2,767,409	—

業種別	平成22年3月31日					
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	相殺消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	3,502,978	—	—	△9,316	3,493,661	100.00
政府及び政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・漁業及び鉱業	3,770	—	—	—	3,770	0.11
製造業	133,324	—	—	—	133,324	3.82
建設業	96,703	—	—	—	96,703	2.77
運輸・情報通信及び公益事業	81,682	—	—	—	81,682	2.34
卸売・小売業	153,849	—	—	—	153,849	4.40
金融・保険業	50,022	—	—	△1,884	48,138	1.38
不動産業・物品賃貸業	862,533	—	—	△7,340	855,193	24.48
各種サービス業	311,010	—	—	△92	310,918	8.90
地方公共団体	31,633	—	—	—	31,633	0.90
個人	1,778,445	—	—	—	1,778,445	50.90
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	28,100	△28,100	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	28,100	△28,100	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,502,978	—	28,100	△37,416	3,493,661	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

6 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、業種の表示を一部変更しております。

7 平成22年3月31日の業種別貸出状況については、平成22年3月1日の株式会社びわこ銀行との合併により受け入れた貸出金に係る時価変動額(評価損益)は考慮しておりません。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等向けの債権残高はございません。

(へ) 事業の種類別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	264,102	—	—	—	264,102
	当連結会計年度	297,501	—	—	—	297,501
地方債	前連結会計年度	1,009	—	—	—	1,009
	当連結会計年度	7,559	—	—	—	7,559
社債	前連結会計年度	62,219	—	—	—	62,219
	当連結会計年度	85,259	21	—	—	85,280
株式	前連結会計年度	11,259	—	—	△3,280	7,978
	当連結会計年度	22,181	99	—	△6,026	16,254
その他の証券	前連結会計年度	29,161	—	—	△600	28,561
	当連結会計年度	44,503	—	—	△600	43,903
合計	前連結会計年度	367,751	—	—	△3,880	363,871
	当連結会計年度	457,004	120	—	△6,626	450,499

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

4 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(4) 国内・海外別業績

(イ)国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は前連結会計年度比16億8千4百万円の減益となる581億6千2百万円、役員取引等収支は前連結会計年度比18億3千5百万円の減益となる34億3千6百万円、その他業務収支は前連結会計年度比33億4千3百万円の増益となる41億6千7百万円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前連結会計年度比27億5百万円の減益となる566億9千6百万円、役員取引等収支は前連結会計年度比18億3千4百万円の減益となる34億3千7百万円、その他業務収支は前連結会計年度比33億4千3百万円の増益となる41億6千7百万円となりました。

海外の資金運用収支は前連結会計年度比10億2千1百万円の増益となる14億6千6百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	59,401	444	1	59,847
	当連結会計年度	56,696	1,466	—	58,162
うち資金運用収益	前連結会計年度	82,498	444	△444	82,498
	当連結会計年度	78,203	1,466	△1,466	78,203
うち資金調達費用	前連結会計年度	23,096	—	△445	22,650
	当連結会計年度	21,506	—	△1,466	20,040
役員取引等収支	前連結会計年度	5,272	—	△0	5,272
	当連結会計年度	3,437	—	△0	3,436
うち役員取引等収益	前連結会計年度	10,251	—	△0	10,251
	当連結会計年度	9,291	—	△0	9,290
うち役員取引等費用	前連結会計年度	4,979	—	—	4,979
	当連結会計年度	5,853	—	—	5,853
その他業務収支	前連結会計年度	823	—	—	823
	当連結会計年度	4,167	—	—	4,167
うちその他業務収益	前連結会計年度	12,224	—	—	12,224
	当連結会計年度	10,806	—	—	10,806
うちその他業務費用	前連結会計年度	11,401	—	—	11,401
	当連結会計年度	6,639	—	—	6,639

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

2 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(ロ)国内・海外別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比754億円増加して3兆3,740億円、利回りは前連結会計年度比0.19%減少して2.31%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比499億円増加して3兆2,909億円、利回りは前連結会計年度比0.09%減少して0.60%となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比756億円増加して3兆3,746億円、利回りは前連結会計年度比0.19%減少して2.31%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比650億円増加して3兆3,190億円、利回りは前連結会計年度比0.06%減少して0.64%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比151億円増加して281億円、利回りは前連結会計年度比1.79%増加して5.21%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	3,299,009	82,498	2.50
	当連結会計年度	3,374,632	78,203	2.31
うち貸出金	前連結会計年度	2,787,044	75,982	2.72
	当連結会計年度	2,822,462	71,099	2.51
うち有価証券	前連結会計年度	402,196	4,692	1.16
	当連結会計年度	402,819	4,796	1.19
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	73,305	288	0.39
	当連結会計年度	110,877	149	0.13
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	16,942	22	0.13
	当連結会計年度	23,604	39	0.16
うちリース投資資産	前連結会計年度	13,142	833	6.33
	当連結会計年度	11,511	965	8.38
資金調達勘定	前連結会計年度	3,254,055	23,096	0.70
	当連結会計年度	3,319,091	21,506	0.64
うち預金	前連結会計年度	2,783,559	17,000	0.61
	当連結会計年度	3,004,088	16,594	0.55
うち譲渡性預金	前連結会計年度	313,529	2,525	0.80
	当連結会計年度	165,153	810	0.49
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	18,663	129	0.69
	当連結会計年度	2,730	25	0.92
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	921	5	0.57
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	73,391	1,463	1.99
	当連結会計年度	85,098	2,497	2.93
うち社債	前連結会計年度	63,917	1,471	2.30
	当連結会計年度	62,006	1,381	2.22

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度21,958百万円 当連結会計年度18,729百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	12,989	444	3.42
	当連結会計年度	28,110	1,466	5.21
うち貸出金	前連結会計年度	12,984	444	3.42
	当連結会計年度	28,100	1,466	5.21
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	4	0	0.13
	当連結会計年度	10	0	0.04
うちリース投資資産	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	3,311,998	△13,390	3,298,608	82,942	△444	82,498	2.50
	当連結会計年度	3,402,742	△28,710	3,374,032	79,669	△1,466	78,203	2.31
うち貸出金	前連結会計年度	2,800,028	△12,984	2,787,044	76,426	△444	75,982	2.72
	当連結会計年度	2,850,562	△28,100	2,822,462	72,565	△1,466	71,099	2.51
うち有価証券	前連結会計年度	402,196	△401	401,794	4,692	—	4,692	1.16
	当連結会計年度	402,819	△600	402,219	4,796	—	4,796	1.19
うちコール ローン及び 買入手形	前連結会計年度	73,305	—	73,305	288	—	288	0.39
	当連結会計年度	110,877	—	110,877	149	—	149	0.13
うち債券貸借 取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	16,947	△4	16,942	22	△0	22	0.13
	当連結会計年度	23,615	△10	23,604	39	△0	39	0.16
うちリース投資 資産	前連結会計年度	13,142	—	13,142	833	—	833	6.33
	当連結会計年度	11,511	—	11,511	965	—	965	8.38
資金調達勘定	前連結会計年度	3,254,055	△12,987	3,241,067	23,096	△445	22,650	0.69
	当連結会計年度	3,319,091	△28,110	3,290,981	21,506	△1,466	20,040	0.60
うち預金	前連結会計年度	2,783,559	△4	2,783,555	17,000	△0	17,000	0.61
	当連結会計年度	3,004,088	△10	3,004,077	16,594	△0	16,594	0.55
うち譲渡性預金	前連結会計年度	313,529	—	313,529	2,525	—	2,525	0.80
	当連結会計年度	165,153	—	165,153	810	—	810	0.49
うちコール マネー及び 売渡手形	前連結会計年度	18,663	—	18,663	129	—	129	0.69
	当連結会計年度	2,730	—	2,730	25	—	25	0.92
うち債券貸借 取引受入担保金	前連結会計年度	921	—	921	5	—	5	0.57
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	73,391	△12,983	60,408	1,463	△445	1,017	1.68
	当連結会計年度	85,098	△28,100	56,998	2,497	△1,466	1,030	1.80
うち社債	前連結会計年度	63,917	—	63,917	1,471	—	1,471	2.30
	当連結会計年度	62,006	—	62,006	1,381	—	1,381	2.22

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
2 「海外」とは、海外連結子会社であります。
3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
4 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度21,958百万円 当連結会計年度18,729百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。
5 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(ハ)国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は前連結会計年度比9億6千1百万円減少して92億9千万円、役務取引等費用は前連結会計年度比8億7千4百万円増加して58億5千3百万円となったことから、役務取引等収支は前連結会計年度比18億3千5百万円の減益となる34億3千6百万円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は前連結会計年度比9億6千万円減少して92億9千1百万円、役務取引等費用は前連結会計年度比8億7千4百万円増加して58億5千3百万円となったことから、役務取引等収支は前連結会計年度比18億3千4百万円の減益となる34億3千7百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	10,251	—	△0	10,251
	当連結会計年度	9,291	—	△0	9,290
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	4,156	—	—	4,156
	当連結会計年度	2,122	—	—	2,122
うち為替業務	前連結会計年度	1,439	—	△0	1,439
	当連結会計年度	1,367	—	△0	1,367
うち証券関連業務	前連結会計年度	34	—	—	34
	当連結会計年度	24	—	—	24
うち代理業務	前連結会計年度	1,320	—	—	1,320
	当連結会計年度	1,588	—	—	1,588
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	70	—	—	70
	当連結会計年度	69	—	—	69
うち保証業務	前連結会計年度	921	—	—	921
	当連結会計年度	939	—	—	939
うちクレジットカード業務	前連結会計年度	555	—	—	555
	当連結会計年度	524	—	—	524
うち投資信託業務	前連結会計年度	1,529	—	—	1,529
	当連結会計年度	2,360	—	—	2,360
役務取引等費用	前連結会計年度	4,979	—	—	4,979
	当連結会計年度	5,853	—	—	5,853
うち為替業務	前連結会計年度	320	—	—	320
	当連結会計年度	309	—	—	309

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(二) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,834,041	—	△7	2,834,034
	当連結会計年度	3,849,056	—	△14	3,849,041
うち流動性預金	前連結会計年度	556,645	—	—	556,645
	当連結会計年度	905,389	—	—	905,389
うち定期性預金	前連結会計年度	2,263,533	—	—	2,263,533
	当連結会計年度	2,919,917	—	—	2,919,917
うちその他	前連結会計年度	13,863	—	△7	13,855
	当連結会計年度	23,749	—	△14	23,735
譲渡性預金	前連結会計年度	255,300	—	—	255,300
	当連結会計年度	168,450	—	—	168,450
総合計	前連結会計年度	3,089,341	—	△7	3,089,334
	当連結会計年度	4,017,506	—	△14	4,017,491

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。
 4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 5 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(ホ)国内・海外別貸出金残高の状況

○ 事業別貸出金状況(残高・構成比)

(3)「事業の種類別セグメントの業績」の「(ホ)事業の種類別貸出金残高の状況 ①業種別貸出状況(残高・構成比)」に記載しているため、当欄での記載を省略しております。

(ヘ)国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	264,102	—	—	264,102
	当連結会計年度	297,501	—	—	297,501
地方債	前連結会計年度	1,009	—	—	1,009
	当連結会計年度	7,559	—	—	7,559
社債	前連結会計年度	62,219	—	—	62,219
	当連結会計年度	85,280	—	—	85,280
株式	前連結会計年度	7,978	—	—	7,978
	当連結会計年度	16,254	—	—	16,254
その他の証券	前連結会計年度	29,161	—	△600	28,561
	当連結会計年度	44,503	—	△600	43,903
合計	前連結会計年度	364,471	—	△600	363,871
	当連結会計年度	451,099	—	△600	450,499

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「その他の証券」には外国債券及び外国株式を含んでおります。

4 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

なお、前事業年度は、株式会社関西アーバン銀行の数値で表示しております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	59,553	57,439	△2,113
経費(除く臨時処理分)	33,976	33,678	△298
人件費	16,503	16,447	△56
物件費	15,861	15,651	△209
税金	1,611	1,579	△32
業務純益(一般貸倒引当金繰入 前・のれん償却前)	25,576	23,761	△1,814
コア業務純益(除く債券関係損益)	26,377	21,120	△5,257
のれん償却額	—	61	61
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	25,576	23,700	△1,876
一般貸倒引当金繰入額	15,411	336	△15,074
業務純益	10,165	23,363	13,198
うち債券関係損益	△801	2,640	3,442
臨時損益	△48,390	△61,143	△12,752
株式関係損益	△2,445	△484	1,960
不良債権処理損失	46,418	59,434	13,016
貸出金償却	36	1,536	1,499
個別貸倒引当金繰入額	43,191	44,992	1,801
延滞債権売却損	1,254	10,863	9,609
偶発損失引当金繰入額	659	292	△367
保証協会宛負担金	1,275	1,748	472
その他臨時損益	472	△1,223	△1,696
経常利益(△は経常損失)	△38,225	△37,779	445
特別損益	△199	9,028	9,227
うち固定資産処分損益	△24	9,503	9,528
うち減損損失	176	34	△141
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)	△38,424	△28,750	9,673
法人税、住民税及び事業税	3,390	△54	△3,444
法人税等調整額	△16,999	△7,008	9,990
法人税等合計	△13,608	△7,063	6,545
当期純利益(△は当期純損失)	△24,815	△21,687	3,128

(注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋その他業務収支

2 コア業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－債券関係損益

3 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－のれん償却額－一般貸倒引当金繰入額

4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却

7 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	14,230	14,129	△100
退職給付費用	763	918	154
福利厚生費	144	138	△6
減価償却費	3,937	3,612	△325
土地建物機械賃借料	1,713	2,282	568
営繕費	201	57	△143
消耗品費	592	380	△212
給水光熱費	294	304	9
旅費	48	36	△11
通信費	653	700	47
広告宣伝費	876	699	△176
租税公課	1,621	1,588	△33
その他	9,649	9,495	△153
計	34,727	34,344	△382

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であり、臨時処理分を含むため、前頁の「経費(除く臨時処理分)」とは一致しません。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.45	2.26	△0.19
(イ)貸出金利回	2.70	2.48	△0.22
(ロ)有価証券利回	1.11	1.13	0.02
(2) 資金調達原価 ②	1.73	1.61	△0.12
(イ)預金等利回	0.62	0.54	△0.08
(ロ)外部負債利回	1.38	1.92	0.54
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.72	0.65	△0.07

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金+債券貸借取引受入担保金

3 ROE(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
コア業務純益ベース	27.36	20.41	△6.95
業務純益ベース(一般貸倒引当金 繰入前・のれん償却前)	26.53	22.96	△3.57
業務純益ベース	10.54	22.58	12.04
当期純利益ベース (△は当期純損失ベース)	△25.74	△20.96	4.78

(注) $ROE = \frac{\text{当期純利益等}}{\{(\text{期首純資産の部} - \text{期首新株予約権}) + (\text{期末純資産の部} - \text{期末新株予約権})\}} \div 2$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	2,835,699	3,856,567	1,020,868
預金(平残)	2,786,809	3,006,844	220,035
譲渡性預金(未残)	267,300	182,450	△84,850
譲渡性預金(平残)	325,529	177,347	△148,182
貸出金(未残)	2,765,702	3,500,308	734,605
貸出金(平残)	2,784,065	2,818,099	34,034

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,198,542	3,000,057	801,514
法人	637,156	856,510	219,353
合計	2,835,699	3,856,567	1,020,868

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,245,012	1,722,590	477,577
住宅ローン残高	949,994	1,381,525	431,531
その他ローン残高	295,018	341,064	46,046

(注) 当事業年度については、平成22年3月1日の株式会社びわこ銀行との合併により受け入れた貸出金に係る時価変動額(評価損益)は考慮しておりません。

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	2,602,357	3,232,594	630,237
総貸出金残高	② 百万円	2,765,702	3,497,065	731,362
中小企業等貸出金比率	①/② %	94.09	92.43	△1.66
中小企業等貸出先件数	③ 件	124,760	168,568	43,808
総貸出先件数	④ 件	124,954	168,913	43,959
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.84	99.79	△0.05

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

3 当事業年度については、平成22年3月1日の株式会社びわこ銀行との合併により受け入れた貸出金に係る時価変動額(評価損益)は考慮しておりません。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	40	602	50	573
保証	158	9,949	288	15,389
計	198	10,551	338	15,962

6 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	3,209	5,395,164	5,932	5,613,416
	各地より受けた分	4,475	5,336,088	8,157	5,742,775
代金取立	各地へ向けた分	2	26,538	4	2,225
	各地より受けた分	3	2,427	5	6,147

7 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	777	462
	買入為替	408	304
被仕向為替	支払為替	628	193
	取立為替	141	48
合計		1,955	1,008

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、先進的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	47,039	47,039
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	18,546	66,875
	利益剰余金	29,117	3,087
	自己株式(△)	288	582
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	1,984	4,154
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	66	81
	連結子法人等の少数株主持分	28,104	28,894
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	27,500	27,500
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	14,672
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	120,600	126,570
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	12,500	12,500	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	664	659
	一般貸倒引当金	31,018	35,491
	負債性資本調達手段等	79,000	96,750
	うち永久劣後債務(注2)	28,000	28,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	51,000	68,750
	計	110,682	132,901
うち自己資本への算入額 (B)	92,681	108,087	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額 (D)	(A)+(B)-(C)	213,281	234,658
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,993,969	2,458,854
	オフ・バランス取引等項目	16,808	25,750
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,010,777	2,484,605
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	71,932	98,248
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,754	7,859
計 (E)+(F) (H)	2,082,710	2,582,854	
連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)	10.24	9.08	
(参考)Tier 1比率 = A/H×100(%)	5.79	4.90	

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	47,039	47,039
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	18,546	18,648
	その他資本剰余金	—	48,226
	利益準備金	2,458	3,133
	その他利益剰余金	27,718	3,458
	その他	27,583	27,763
	自己株式(△)	288	582
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	1,984	4,153
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	66	81
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	14,672
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	121,139	128,943
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	12,500	12,500
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	27,500	27,500
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	664	659
	一般貸倒引当金	27,015	30,442
	負債性資本調達手段等	79,000	96,750
	うち永久劣後債務(注2)	28,000	28,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	51,000	68,750
計	106,679	127,851	
うち自己資本への算入額 (B)	92,503	109,134	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	213,642	238,078
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,973,318	2,444,373
	オフ・バランス取引等項目	16,066	25,164
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,989,384	2,469,538
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	64,903	90,919
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,192	7,273
	計 (E)+(F) (H)	2,054,287	2,560,457
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		10.39	9.29
(参考)Tier 1比率 = A/H×100(%)		5.89	5.03

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※)「連結自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び「単体自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、以下の優先出資証券が含まれております。

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited	KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)
償還期限	定めず	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成31年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円	150億円
払込日	平成19年1月25日	平成21年3月30日
配当率	固定 (ただし平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし平成31年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用される。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成21年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式 ^{(注)1} に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書 ^{(注)2} を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^{(注)3} 中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 ^{(注)4} を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^{(注)5} を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が当行の清算期間 ^{(注)6} 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^{(注)4} 若しくは配当減額指示 ^{(注)7} がある場合には、それぞれ制限を受ける。	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式 ^{(注)1} に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書 ^{(注)2} を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^{(注)3} 中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 ^{(注)4} を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^{(注)5} を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が当行の清算期間 ^{(注)6} 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^{(注)4} 若しくは配当減額指示 ^{(注)7} がある場合には、それぞれ制限を受ける。

<p>配当制限</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、当行最優先株式^{(注)1}について当該事業年度中の日を基準日として当行が宣言し、かつ確定した配当金額（上記一部配当金額を含む。）の合計金額の、かかる当行最優先株式^{(注)1}の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。</p> <p>当行のある事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、当行最優先株式^{(注)1}について当該事業年度中の日を基準日として当行が宣言し、かつ確定した配当金額（上記一部配当金額を含む。）の合計金額の、かかる当行最優先株式^{(注)1}の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。</p> <p>当行のある事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。</p>
<p>分配可能金額制限</p>	<p>本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。</p> <p>(1) 7月に到来する配当支払日（「前期配当支払日」）に関しては、当行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額</p> <p>(A) 直前に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に当行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(B) 当行の子会社（発行会社を除く。）が発行した証券で当行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額</p> <p>(C) 配当同順位株式^{(注)8}（もしあれば）の配当で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当の金額</p> <p>(2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日（「後期配当支払日」）に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額</p> <p>(x)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額</p> <p>(z)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額</p>	<p>本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。</p> <p>(1) 7月に到来する配当支払日（「前期配当支払日」）に関しては、当行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額</p> <p>(A) 直前に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に当行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(B) 当行の子会社（発行会社を除く。）が発行した証券で当行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額</p> <p>(C) 配当同順位株式^{(注)8}の配当で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当の金額</p> <p>(2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日（「後期配当支払日」）に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額</p> <p>(x)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額</p> <p>(z)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額</p>

強制配当	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示^{(注)5}又は配当減額指示^{(注)7}がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書^{(注)2}が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間^{(注)3}中に到来する場合には、監督期間配当指示^{(注)4}に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が当行の清算期間^{(注)6}中に到来するものでないこと</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示^{(注)5}又は配当減額指示^{(注)7}がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書^{(注)2}が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間^{(注)3}中に到来する場合には、監督期間配当指示^{(注)4}に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が当行の清算期間^{(注)6}中に到来するものでないこと</p>
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円	1口あたり10,000,000円

(注) 1 当行最優先株式

当行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)当行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは当行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、当行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が当行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が当行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が当行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を当行に関して取ったことをいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、当行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは第2四半期報告書に係る事業年度末又は第2四半期末において、日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5 配当不払指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(但し、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合(会社法(その承継する法令を含む。))に基づく当行の特別清算手続を含む。)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7 配当減額指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(但し、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、当事業年度末から時価(貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年3月31日	平成22年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	914	907
危険債権	506	565
要管理債権	55	46
正常債権	26,343	33,832

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行は、本年3月の合併を機に、今後の3年間を当行が将来的に関西のマザーバンクと評価いただける「存在感」の高い銀行となるための助走期間と位置づけ、取引基盤の一段拡充と経営体力の強化により、広域地銀としての強固な基礎を固めるため、平成22年度をスタートとする中期経営計画に取り組んでまいります。

本中期経営計画では、外部環境悪化にも耐えうる抵抗力の強い企業基盤を確立するために、以下の3点を基本テーマとして本計画を推進してまいります。

そして、「関西をもっと元気に！」を行内共通の行動・思考の基本原則として、地域経済の発展に一段と貢献する広域地銀への成長を期してまいります。

○収益基盤の再構築

地域密着のリテール営業推進により、安定した収益基盤・顧客基盤を確立します。

○強靱な企業体力の構築

リスク管理の高度化と低コスト構造の実現により、強靱な企業体力を構築します。

○地域への貢献度向上

環境保全活動とお客さま満足度の高い職員の育成により、企業市民としての貢献度を高めます。

また、上記の基本テーマを実現するために、以下の戦略に取り組んでまいります。

(1) 営業戦略：高品質のリテールモデル推進

三井住友銀行グループとしての質の高い金融ノウハウ、広域地銀としての情報・取引先ネットワークを最大限活用し、地域に根ざす広域地銀を実現することにより、安定リテールによる収益基盤を確立してまいります。

(2) 企業体力強化戦略：安定・強靱な運営体制の確立

リスク管理やコンプライアンス態勢等の経営管理態勢の強化を図ってまいります。あわせて、経営体力の更なる強化を図っていく観点から、一段と効率的な業務運営体制を追求してまいります。健全、高効率、高生産性の企業基盤を確立し、お客さまから一段と高い信頼を得る銀行を目指してまいります。

(3) 貢献度向上戦略：社会的責任の発揮

環境保全と企業活動の共生や環境行動普及への情報発信等の環境行動を充実させてまいります。また、お客さま満足度の高い人材育成に取り組んでまいります。地域金融機関として、そこで働く銀行員として、社会的責任を更に発揮してまいります。

4 【事業等のリスク】

当行及び当行グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項について記載しております。また、これらのリスクは互いに独立するものではなく、ある事象の発生により他の様々なリスクが増大する可能性があることについてもご留意ください。なお、当行は、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

1 不良債権残高及び与信関係費用が増加するリスク

(1) 不良債権の状況

当行及び当行グループの不良債権残高は、取引先の経営状況の変化（業況の悪化、不祥事等の企業の信頼性を失墜させる問題の発生等）や、景気動向並びに金利、株価及び不動産価格の変動といった内外の金融経済環境等の変化によって増加し、貸倒引当金積み増し及び貸倒償却等の与信関係費用が増加する可能性があります。これらの結果、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金の状況

当行及び当行グループは、貸出金等の債権について、自己査定基準、償却基準に基づき資産の健全性、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提及び見積りと乖離し、貸倒引当金を大幅に上回る等により貸倒引当金を積み増す可能性があります。この結果、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業種別貸出の状況

当行及び当行グループの貸出先企業は、通常当該企業の属する業界が抱える固有の事情等の影響を受けております。したがって、内外の金融経済環境の変化等により、特定の業種の抱える固有の事情も変化し、そのことにより当該業界に属する企業全般の財政状態が悪化する場合には、当行及び当行グループの貸出先で当該業界に属する先もほぼ同時に財政状態が悪化することになります。当行の業界別貸出でシェアの大きい業界について、このような状況が発生すると、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 貸出先への金融支援

当行及び当行グループは、貸出先に債務不履行等が発生した場合においても、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に対する債権者としての法的権利を必ずしも行使せずに、状況に応じて債権放棄、追加貸出等の金融支援を行うことがあります。それにもかかわらず企業再建が奏効しない場合には、当行及び当行グループの不良債権残高及び与信関係費用等が増加し、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 他の金融機関における経営状態の悪化

わが国における他の金融機関の経営状態が悪化し、当該金融機関の流動性及び支払能力等に問題が発生した場合には、以下の事象が生じる可能性があり、当行及び当行グループの経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ① 他の金融機関による貸出先への融資の打切り又は引き上げにより、貸出先の経営状態の悪化又は破綻がおり、当該貸出先に対して当行及び当行グループが追加融資を求められたり、当行及び当行グループの不良債権残高及び与信関係費用等が増加する可能性があります。
- ② 経営状態が悪化した金融機関に対する支援に当行が参加を要請される可能性があります。
- ③ 当行及び当行グループが当該金融機関の株式を保有していた場合、当該株式の価格が低下する可能性があります。
- ④ 預金保険の基金が不十分となった場合に、預金保険料が引き上げられる可能性があります。
- ⑤ 政府が経営を支配する金融機関の資本増強や収益増強のために、当該金融機関に対し経済的特典が与えられた場合に、当行は競争上の不利益を被る可能性があります。

2 連結子会社に関するリスク

当行の連結子会社には、リース業務、貸出業務、クレジットカード業務、信用保証業務を行っている会社等がありますが、わが国の景気の動向や各社の与信先の状況によっては、各社の経営状況が悪化し、その結果、当行のグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 保有有価証券価格下落のリスク

当行及び当行グループは、市場性のある有価証券を一定量保有しております。これらの保有有価証券は、金利の上昇等の市場環境の変化や発行体の信用状況の変化により価格低下の可能性があります。大幅な価格下落が継続する場合には、保有有価証券に減損又は評価損が発生し、当行及び当行グループの業績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

4 自己資本比率が悪化するリスク

(1) 自己資本比率が低下するリスク

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた国内基準（現時点におけるこれらの国内基準は4%となっております。）以上を維持する必要があります。

当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務改善命令、業務の全部又は一部の停止など様々な命令を受ける可能性があります。

当行の自己資本比率に影響を与える要因には、以下のものがあります。

- ①債務者の信用力の悪化などによる与信関係費用の増加
- ②有価証券価格の低下
- ③自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ④既調達劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることができない場合
- ⑤本項記載のその他の不利益な展開

(2) 繰延税金資産

現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定条件のもとで、将来の課税所得を減少させ、税金負担を軽減することが認められる場合、繰延税金資産を計上することが認められております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得の予測・仮定に基づいており、実際の結果がこの予測・仮定と異なる場合があります。

当行が、将来の課税所得の予測・仮定に基づき、繰延税金資産の一部又は全部を回収できないと判断した場合には、当行の繰延税金資産の額を減額する可能性があります。繰延税金資産が減額された場合には、自己資本比率が低下する可能性があります。

(3) 劣後債務

現時点での自己資本比率を算出する上で、一定の要件を満たす劣後債務は、自己資本額のうち、補完的項目に一定限度額で算入することが認められております。当行は、これらの既存の劣後債務の自己資本への算入期限到来に際し、同等の条件の劣後債務に借換えることができない可能性があります。借換えることができない場合、当行の自己資本比率が低下する可能性があります。

5 当行に対する外部格付が低下するリスク

格付機関が当行の格付を引き下げた場合、インターバンク市場や一般顧客との取引において、当行に対する与信枠の縮小や調達金利上昇等の取引条件の悪化を招き、当行の資本・資金調達及びその他の業務に悪影響を与える可能性があります。

6 決済リスク

(1) 銀行間の決済システムに障害等が発生した場合には、インターバンク市場や一般顧客取引でのスムーズな決済ができなくなることから、決済費用の増加や金融機関全般への信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 他の金融機関が決済できなくなった場合には、未決済金額のうち当該金融機関により決済システムに差入れている担保を超えた部分について、加盟行としてそれぞれの決済システムの規定に基づき損失を分担することとなり、損害が発生する可能性があります。

7 お客さまに関する情報が漏洩するリスク

当行及び当行のグループ会社では、膨大なお客さまに関する情報を保有しており、情報管理に関する規定及び体制の整備や、役職員等に対する教育の徹底等によりお客さまに関する情報の管理には万全を期しております。

しかしながら、外部からの不正アクセス、役職員、委託先等による人為的ミス、事故等によりお客さまの情報が外部へ漏洩した場合、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及びマーケット等からの信用失墜等により、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

8 オペレーショナルリスク

当行及び当行グループが業務を遂行していく際にはオペレーショナルリスクが存在し、内部及び外部の不正行為、労働管理面及び職場環境面での問題の発生、お客さまへの商品勧誘や販売行為等における不適切な行為、自然災害等による被災やシステム障害等に伴う事業中断、並びに不適切な事務処理等、内部プロセス・人・システムが適切に機能しないことや外部で発生した事象により、損失が発生する可能性があります。これらの場合に、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 事務リスク

役職員等が事務に関する社内規定・手続等に定められたとおりの事務処理を怠る、あるいは事故、不正等をおこす可能性があります。この場合に、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 情報システムに関するリスク

当行及び当行グループが使用している情報システムにおいては、障害発生防止に万全を期しておりますものの、品質不良、人為的ミス、外部からの不正アクセス、災害や停電等の要因によって障害が発生した場合、障害規模によっては当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

9 損害賠償請求訴訟等を提起されるリスク

当行及び当行グループは銀行業務を中心に、リース業務、貸出業務、クレジットカード業務、信用保証業務等を行うことにより付加価値の高い金融サービスを提供しており、こうした業務遂行の過程で、必ずしも当行及び当行グループ各社に責めはなくとも、様々なトラブルに巻き込まれること等に起因して損害賠償請求訴訟等を提起されたり、損害に対する賠償を余儀なくされたりする可能性があります。その帰趨によっては、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

10 当行及び当行グループのビジネス戦略が奏功しないリスク

当行及び当行グループは、預貸金ボリュームの増大や手数料収入の増強等、収益拡大を図るための様々なビジネス戦略を実施しておりますが、以下をはじめとする様々な要因により、これらの戦略が功を奏しないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。

- ① 優良中小企業向け貸出及び住宅ローン等個人向け貸出のボリューム増大が進まないこと
- ② 他行との競争激化により、リスクに見合った貸出金利の徴求や預金金利の抑制等による利鞘拡大策が予定通りに進まないこと
- ③ フィービジネス等による手数料収入の増大が期待通りに進まないこと
- ④ 経費削減等の効率化を図る戦略が期待通りに進まないこと
- ⑤ 店舗統廃合等の効率化を図る戦略が顧客の不満を招くこと

11 各種の規制及び制度等の変更に伴うリスク

当行及び当行グループは、現時点における銀行法等の各種規則及び法制度に基づいて業務を行っております。将来において、法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制等が変更された場合には、当行及び当行グループの業務運営に影響を与え、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

12 コンプライアンス態勢の整備が奏功しないリスク

当行及び当行グループは現時点における会社法、銀行法、金融商品取引法及び証券取引所が定める関係規則等の各種の規則及び法制度等に基づいて業務を行っております。

当行及び当行グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス態勢及び内部管理態勢の強化を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけ、役職員等に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う態勢を整備するとともに、不正行為の防止・発見のための予防策を講じております。しかし役職員が法令その他諸規則等を遵守できなかった場合、法的な検討が不十分であった場合又は予防策が効果を発揮せず役職員による不正行為が行われた場合には、不測の損失が発生したり、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、またお客さま及びマーケット等からの信用失墜により、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

13 親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループとの関係変更に伴うリスク

当行は株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行の連結子会社であり、同グループにおける、当行グループの位置付け等に変更が生じた場合には、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、株式会社三井住友フィナンシャルグループや株式会社三井住友銀行の、格付会社による格付が下がった場合には、当行の格付が低下する可能性があります。

なお、株式会社三井住友フィナンシャルグループとの関係は以下の通りであります。

(1) 株式会社三井住友フィナンシャルグループの概況

株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の関係会社は、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、クレジットカード業務、投融資業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

また、同社は同社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

(2) 株式会社三井住友フィナンシャルグループでの当行の位置付け

株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の関係会社において、当行グループは大阪府及び滋賀県を中心とした関西地区を営業の地盤とし、中堅・中小企業や個人に対してキメ細かなヒューマンタッチの金融サービスを提供するリテールバンクとして、地域密着の営業を展開する地域金融機関の位置付けにあります。

株式会社三井住友フィナンシャルグループの関係会社の中で、当行と同様に国内で銀行業を営む会社は、株式会社三井住友銀行、株式会社みなと銀行、株式会社ジャパンネット銀行があり、各社の事業競合の状況は以下のとおりであります。

株式会社三井住友銀行は、国際的な事業展開を行う銀行であり、大阪府及び滋賀県を中心とした関西地区を営業地盤とする地方銀行の当行とは経営のスタンスが大きく異なりますが、大阪府におきましては一部事業競合する形となります。しかしながら、大阪府の市場規模が非常に大きいことに加えて、営業戦略や商品戦略の違いから棲み分けが図られており、目立った事業競合はありません。

また、株式会社みなと銀行は兵庫県を営業地盤としていること、株式会社ジャパンネット銀行はインターネット専業銀行であることから、特段の事業競合はありません。

なお、当行は株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行の連結対象会社であり、同社グループの経営方針を踏まえて、当行が独自の判断に基づく経営を行っており、株式上場会社として一定の独立性を確保しております。

(3) 株式会社三井住友フィナンシャルグループとの資本関係

平成22年3月31日現在の株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の連結子会社との資本関係は以下のとおりであります。

① 普通株式

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	—	—
株式会社三井住友銀行	361,097	48.93
三井住友カード株式会社	17,817	2.41
三井住友ファイナンス&リース株式会社	15,862	2.14
株式会社日本総合研究所	12,890	1.74
その他	4,759	0.64
計	412,427	55.89

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

② 第一回甲種優先株式

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	—	—
株式会社三井住友銀行	26,875	97.72
計	26,875	97.72

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

③ 第二回甲種優先株式

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	—	—
株式会社三井住友銀行	23,125	100.00
計	23,125	100.00

(4) 株式会社三井住友フィナンシャルグループとの人的関係

① 役員の兼任の状況

平成22年3月31日現在における当行役員18名のうち、株式会社三井住友フィナンシャルグループの役員を兼ねる者及び出身者はありません。

また、同社の子会社である株式会社三井住友銀行の役員を兼ねる者はなく、出身者は6名であります。

② 受入出向者の状況

平成22年3月31日現在における株式会社三井住友フィナンシャルグループからの受入出向者はありません。

また、同社の子会社である株式会社三井住友銀行からの出向者は17名であり、株式会社日本総合研究所からの出向者は3名であります。これらの出向者につきましては、諸課題を克服していくための補完的な役割を目的に当行の要請に基づき当面の対応として受け入れております。

(5) 株式会社三井住友フィナンシャルグループとの取引

株式会社三井住友フィナンシャルグループとの取引はございません。

また、同社の子会社である株式会社三井住友銀行との主な取引は以下のとおりであります。

自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	
株式会社 三井住友銀行	東京都 千代田区	1,770,996	銀行業務	被所有	49.79 (0.35)
	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	銀行業務	営業取引	100,144	預金	100,182
				借入金	18,000

(注) 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の()内は、間接所有の割合(内書き)であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 一般の取引先と同様に決定しております。
- ② 借入金は他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
- ③ 営業取引の取引金額は、預金平均残高であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1 財政状態

(1) 預金、譲渡性預金

預金は、主に株式会社びわこ銀行との合併を要因に、年度中1兆150億円増加し、当連結会計年度末残高は3兆8,490億円となりました。

また、譲渡性預金は、年度中868億円減少し、当連結会計年度末残高は1,684億円となりました。

(2) 貸出金

貸出金は、主に株式会社びわこ銀行との合併を要因に、年度中7,294億円増加し、当連結会計年度末残高は3兆4,969億円となりました。

また、当行単体の金融再生開示債権と保全状況は以下のとおりであります。

金融再生法開示債権は、主に株式会社びわこ銀行との合併を要因に、前事業年度末比43億2千1百万円増加して1,518億1千3百万円となり、開示債権比率につきましては、前事業年度末比1.01%改善し4.29%となりました。また、債務者区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が6億5千7百万円減少して907億4百万円、危険債権が59億2千2百万円増加して565億4千万円、要管理債権が9億4千3百万円減少して45億6千8百万円となりました。

開示債権の保全状況は、金融再生法開示債権1,518億1千3百万円に対して、貸倒引当金による保全が100億7千5百万円、担保保証等による保全が1,255億7千4百万円となり、保全率は89.3%となっております。

今後についても、引き続き、オフバランス化の更なる推進と企業再生・劣後防止への一段の取組み強化等を図り、開示債権残高の一層の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

金融再生法開示債権(単体)

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	前事業年度比 (百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	91,361	90,704	△657
危険債権	50,618	56,540	5,922
要管理債権	5,512	4,568	△943
合計(A)	147,492	151,813	4,321
正常債権	2,634,323	3,383,221	748,898
総計(B)	2,781,815	3,535,035	753,219
開示債権比率((A)/(B))	5.30%	4.29%	△1.01%
直接減額実施額	59,773	167,650	107,876

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	前事業年度比 (百万円)
保全額(C)	134,595	135,649	1,053
貸倒引当金(D)	9,063	10,075	1,011
担保保証等(E)	125,532	125,574	41

(注) 貸倒引当金には、個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額を計上しております。

保全率(C)/(A)	91.2%	89.3%	△1.9%
貸倒引当金の総額を分子にした場合の保全率	109.0%	109.1%	0.1%

担保保証等控除後の開示債権に対する引当率 (D)/((A)-(E))	41.2%	38.3%	△2.9%
貸倒引当金の総額を分子にした場合の引当率	160.5%	152.7%	△7.8%

(3) 有価証券

有価証券は、株式会社びわこ銀行との合併を主要因として、年度中866億円増加し、当連結会計年度末残高は4,504億円となりました。

2 経営成績

(1) 損益状況

当連結会計年度も引き続き、資金の効率的な調達と運用を図り、経営の合理化・効率化に努めてまいりました。

経常収益は、貸出金利回りの低下等により貸出金利息が減少したこと等を要因に、前連結会計年度比95億9千8百万円減少し、991億9千8百万円となりました。

一方、経常費用は取引先の更なる信用状況の悪化や想定を超える担保不動産の大幅な下落等が発生したことに加え、合併新銀行の財務の安定性を高め、将来リスクを極力抑制するために、より保守的に引当を実施しましたが、預金利息の減少等によって資金調達費用が抑えられたこともあり、前連結会計年度比82億6百万円減少し、1,384億8千9百万円となりました。

これらの結果、経常利益は、前連結会計年度比13億9千2百万円減少し、392億9千万円の損失、当期純利益は、前連結会計年度比8億3千8百万円増加し、241億2千5百万円の純損失となりました。

(2) 自己資本比率(国内基準)

連結自己資本比率は9.08%、単体自己資本比率は9.29%となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の概要は、次のとおりであります。

(1) 銀行業

当行では、お客さまの利便性の向上と業務の一層の効率化を図るため、芦屋支店ほか1店舗の新設を含むその他店舗の設備更新を行いました結果、当期の設備投資額は3,354百万円となりました。また、資産の効率的運用の観点から本店ほか1物件を売却いたしました。

(2) リース業

重要なものはありません。

(3) その他事業

重要なものはありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 銀行業

(平成22年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
当行	—	本店ほか3店	大阪市中央区	店舗・ 事務所	—	—	689	1,429	—	2,118	786
	—	大阪西支店	大阪市西区	店舗	—	—	15	3	—	19	16
	—	深江プラザ	大阪市東成区	店舗	(414) 1,096	210	68	7	—	286	5
	—	今川支店	大阪市東住吉 区	店舗	1,043	198	52	4	—	254	14
	—	放出支店 ほか1店	大阪市鶴見区	店舗	(140) 1,152	369	50	5	—	425	22
	—	生野支店	大阪市生野区	店舗	538	100	27	3	—	132	12
	—	加美支店 ほか1店	大阪市平野区	店舗	756	274	225	9	—	510	24
	—	難波支店	大阪市浪速区	店舗	316	155	51	4	—	211	15
	—	天王寺支店	大阪市天王寺 区	店舗	—	—	41	6	—	47	15
	—	旧阿倍野南支 店	大阪市阿倍野 区	その他	299	79	49	—	—	128	—
	—	玉出支店	大阪市西成区	店舗	476	148	29	2	—	179	13
	—	梅田支店 ほか2店	大阪市北区	店舗	87	282	182	11	—	476	46
	—	京橋支店	大阪市都島区	店舗	(365) 365	—	—	1	—	1	13
	—	上新庄支店	大阪市東淀川 区	店舗	—	—	50	2	—	52	14
	—	住吉支店	大阪市住吉区	店舗	—	—	75	6	—	82	11
	—	出来島支店	大阪市西淀川 区	店舗	668	187	70	2	—	259	10
	—	野田阪神支店	大阪市福島区	店舗	—	—	52	4	—	56	13
	—	大正支店	大阪市大正区	店舗	—	—	69	4	—	74	13
—	住之江支店	大阪市住之江 区	店舗	(330) 4,937	930	1,609	101	—	2,642	118	
—	鳴野支店	大阪市城東区	店舗	(466) 466	—	—	1	—	1	7	

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
—	—	十三支店 ほか1店	大阪市淀川区	店舗	1,212	1,003	766	50	—	1,820	25
—	—	千林支店	大阪市旭区	店舗	350	111	49	1	—	161	6
—	—	港支店	大阪市港区	店舗	(264) 264	—	48	4	—	52	10
—	—	春日出プラザ	大阪市此花区	店舗	508	91	39	2	—	133	4
—	—	枚岡支店 ほか4店	大阪府東大阪市	店舗	1,975	477	312	23	—	813	57
—	—	豊中服部支店 ほか4店	大阪府豊中市	店舗	636	335	760	88	—	1,185	61
—	—	枚方支店 ほか1店	大阪府枚方市	店舗	250	153	106	7	—	267	23
—	—	堺支店 ほか1店	堺市堺区	店舗	2,115	679	119	11	—	809	19
—	—	中もず支店	堺市北区	店舗	—	—	39	1	—	41	11
—	—	鳳支店	堺市西区	店舗	—	—	32	2	—	34	8
—	—	初芝支店 ほか1店	堺市東区	店舗	316	67	175	5	—	248	21
—	—	高槻支店 ほか2店	大阪府高槻市	店舗	1,769	426	97	3	—	527	17
—	—	豊津支店 ほか2店	大阪府吹田市	店舗	396	142	119	9	—	272	29
—	—	茨木支店 ほか1店	大阪府茨木市	店舗	183	43	36	5	—	85	20
—	—	守口支店 ほか1店	大阪府守口市	店舗	433	175	103	9	—	288	20
—	—	八尾支店 ほか2店	大阪府八尾市	店舗	683	188	221	13	—	423	31
—	—	住道支店 ほか1店	大阪府大東市	店舗	1,673	424	89	3	—	518	14
—	—	布忍支店	大阪府松原市	店舗	578	151	51	2	—	205	10
—	—	門真支店	大阪府門真市	店舗	1,282	501	220	9	—	730	18
—	—	柏原支店	大阪府柏原市	店舗	—	—	34	2	—	36	13
—	—	狭山支店	大阪府富田林 市	店舗	354	93	44	2	—	139	7
—	—	池田支店	大阪府池田市	店舗	1,185	329	164	7	—	502	12
—	—	寝屋川支店 ほか1店	大阪府寝屋川 市	店舗	985	131	252	8	—	392	26
—	—	箕面支店	大阪府箕面市	店舗	741	237	207	5	—	450	13
—	—	羽曳野支店 ほか1店	大阪府羽曳野 市	店舗	430	91	87	5	—	184	17
—	—	四条畷支店	大阪府四條畷 市	店舗	—	—	48	2	—	50	7
—	—	河南プラザ	大阪府南河内 郡河南町	店舗	298	27	28	3	—	59	5
—	—	交野プラザ	大阪府交野市	店舗	519	72	38	3	—	114	6
—	—	鳥飼支店	大阪府摂津市	店舗	(344) 344	—	8	1	—	9	5
—	—	岸和田支店	大阪府岸和田 市	店舗	(1,166) 1,166	—	227	7	—	234	16
—	—	日根野支店	大阪府泉佐野 市	店舗	—	—	20	3	—	23	8
—	—	奈良支店	奈良県奈良市	店舗	277	166	52	1	—	220	13
—	—	高田支店	奈良県大和高 田市	店舗	1,690	357	173	4	—	535	12
—	—	五条プラザ	奈良県五條市	店舗	373	28	47	6	—	82	5
—	—	神戸支店	神戸市中央区	店舗	—	—	36	3	—	39	17

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
—	川西支店 ほか1店	兵庫県川西市	店舗	274	138	335	14	—	488	19	
—	尼崎支店 ほか1店	兵庫県尼崎市	店舗	(320) 320	—	89	6	—	95	25	
—	芦屋支店	兵庫県芦屋市	店舗	—	—	166	68	—	234	13	
—	淡路島支店	兵庫県淡路市	店舗	(803) 803	—	97	3	—	100	7	
—	西宮支店	兵庫県西宮市	店舗	138	104	62	1	—	168	13	
—	山本プラザ	兵庫県宝塚市	店舗	330	49	57	5	—	111	4	
—	京都支店 ほか1店	京都市下京区	店舗	429	246	154	9	—	410	45	
—	北野支店	京都市北区	店舗	484	144	37	2	—	184	13	
—	藤森支店 ほか2店	京都市伏見区	店舗	2,127	635	573	12	—	1,220	27	
—	御池支店	京都市中京区	店舗	—	—	18	14	—	33	18	
—	山科支店 ほか1店	京都市山科区	店舗	773	203	31	4	—	240	15	
—	大久保プラザ	京都府宇治市	店舗	280	62	46	5	—	113	4	
—	京都八幡支店	京都府八幡市	店舗	—	—	1	1	—	2	4	
—	木津支店	京都府木津川市	店舗	495	104	22	0	—	127	6	
—	福知山支店	京都府福知山市	店舗	322	76	8	1	—	86	6	
—	和歌山支店	和歌山県和歌山市	店舗	—	—	40	5	—	45	13	
—	橋本支店	和歌山県橋本市	店舗	559	73	41	3	—	117	7	
—	旧粉河支店	和歌山県紀の川市	その他	243	13	—	—	—	13	—	
—	旧御坊支店	和歌山県御坊市	その他	474	25	—	—	—	25	—	
—	びわこ営業部 ほか16店	滋賀県大津市	店舗・ 事務所	(5,939) 26,404	2,097	914	197	—	3,209	241	
—	安曇川支店 ほか2店	滋賀県高島市	店舗	(2,364) 4,208	113	99	9	—	222	28	
—	草津支店 ほか3店	滋賀県草津市	店舗	(801) 4,133	395	264	47	—	708	53	
—	栗東支店 ほか2店	滋賀県栗東市	店舗	(1,435) 4,587	246	40	8	—	295	24	
—	守山支店 ほか2店	滋賀県守山市	店舗	(1,055) 2,485	138	89	8	—	237	29	
—	野洲支店 ほか1店	滋賀県野洲市	店舗	2,062	143	48	4	—	196	15	
—	水口支店 ほか3店	滋賀県甲賀市	店舗	(1,179) 4,457	145	87	11	—	244	32	
—	甲西支店 ほか3店	滋賀県湖南市	店舗	(1,617) 3,564	86	114	9	—	209	28	
—	八日市支店 ほか3店	滋賀県 東近江市	店舗	(1,612) 2,694	67	180	13	—	261	35	
—	八幡支店 ほか3店	滋賀県 近江八幡市	店舗	(661) 5,528	406	267	31	—	705	35	

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
	—	日野支店 ほか1店	滋賀県蒲生郡	店舗	1,239	32	36	2	—	72	9
	—	彦根支店 ほか3店	滋賀県彦根市	店舗	(973) 3,581	207	191	10	—	409	39
	—	愛知川支店	滋賀県愛知郡	店舗	1,117	36	13	2	—	52	7
	—	長浜支店 ほか4店	滋賀県長浜市	店舗	(3,174) 4,375	47	106	11	—	164	40
	—	米原支店	滋賀県米原市	店舗	(1,104) 1,104	—	44	2	—	46	7
	—	アストパワー センター出張 所	滋賀県犬上郡	その他	—	—	1	0	—	1	—
	—	名古屋支店	名古屋市 中村区	店舗	—	—	21	1	—	22	15
	—	東京支店	東京都中央区	店舗	—	—	44	4	—	49	19
	—	新宿アーバン プラザ	東京都新宿区	店舗	—	—	64	6	—	70	16
国内 連結 子会社	関西 信用 株式 会社 びわ 湖 信用 株式 会社 幸福 株式 会社	総 会 社 他	大阪 市 中央 区 他	事務 所	90	14	42	40	—	98	48

(2) リース業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (m ²)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
国内 連結 子会社	関銀リース株式会社 びわ銀リース株式会社	本社他	大阪市中央区 他	事務所	19	5	18	955	—	979	36

(3) その他事業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (m ²)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
国内 連結 子会社	株式会社 関西クレジット・ サービス びわ銀カード株式 会社 関西モーゲー ジサービス株式 会社 株式会社 びわこビジネ スサービス びわ銀総 合管理株式 会社	本社他	大阪市中央区 他	事務所	118	19	40	49	—	108	92

- (注) 1 土地の面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、建物を含めた年間賃借料は2,147百万円であります。
- 2 帳簿価額のうち「動産」は事務機器2,301百万円、その他1,258百万円であります。
- 3 当行の店舗外現金自動設備80か所は上記に含めて記載しております。
- 4 連結会社間のリース、レンタルにつきましては、土地の面積・帳簿価額、建物の帳簿価額及び動産の帳簿価額を利用者側のセグメントに計上しております。
- 5 関銀リース株式会社はリース業、株式会社関西クレジット・サービス及びびわ銀カード株式会社はその他事業にそれぞれ一括計上しております。
- 6 土地の面積については、利用延床面積に応じて按分計上しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設・除却等は次のとおりであります。

(1) 銀行業

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
					総額	既支払額			
当行	—	—	新設	店舗	994	614	自己資金	—	—

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) リース業

重要なものはありません。

(3) その他事業

重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,400,000,000
第一回甲種優先株式	35,000,000
第二回甲種優先株式	35,000,000
計	1,470,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	737,918,913	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式であり ます。 単元株式数は、1,000株であ ります。
第一回甲種優先株式	27,500,000	同左	—	(注) 1
第二回甲種優先株式	23,125,000	同左	—	(注) 2
計	788,543,913	同左	——	——

(注) 1 第一回甲種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第一回甲種優先配当金

(1) 第一回甲種優先配当金の額

当社は、定款第37条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回甲種優先株式を有する株主(以下「第一回甲種優先株主」という)または第一回甲種優先株式の登録株式質権者(以下「第一回甲種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という)に先立ち、1株当たり800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に、下記(2)に定める配当年率(以下「第一回甲種配当年率」という)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「第一回甲種優先配当金」という)を配当する。ただし、当該事業年度において下記2.に定める第一回甲種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第一回甲種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回甲種配当年率

平成21年4月1日から開始して平成22年3月31日に終了する事業年度に係る第一回甲種配当年率

第一回甲種配当年率=4.16%

平成22年4月1日以降、次の年率修正日(下記に定義される)の前日までの各事業年度に係る第一回甲種配当年率

第一回甲種配当年率=6ヵ月円LIBOR+3.50%

「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「6ヵ月円LIBOR」とは、各年率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、英国銀行協会(BBA)によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(以下「IBOR」という)の平均値を指すものとする。

- (3) 非累積条項
ある事業年度において第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第一回甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対しては、第一回甲種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 第一回甲種優先中間配当金
当社は、定款第37条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一回甲種優先株式1株につき第一回甲種優先配当金の2分の1を上限とする金銭(以下「第一回甲種優先中間配当金」という)を配当する。
3. 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一回甲種優先株式1株につき800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を支払う。
第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
4. 議決権
第一回甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。
5. 普通株式を対価とする取得請求権
第一回甲種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第一回甲種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第一回甲種優先株主がかかる取得の請求をした第一回甲種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一回甲種優先株主に対して交付するものとする。
- (1) 取得を請求することができる期間
第一回甲種優先株式発行の日から平成41年9月30日まで(以下「取得請求期間」という)とする。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当社は、第一回甲種優先株式の取得と引換えに、第一回甲種優先株主が取得の請求をした第一回甲種優先株式数に800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一回甲種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
- (3) 当初取得価額
当初取得価額は、当社と株式会社びわこ銀行(以下「びわこ銀行」という)との合併に係る効力発生日の前日において有効なびわこ銀行第一回甲種優先株式の転換価額である139.3円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である185.7円とする。
- (4) 取得価額の修正
取得価額は、取得請求期間において、毎年10月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という)における時価(下記に定義される)に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価がびわこ銀行第一回甲種優先株式の当初転換価額である199円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である265.3円(以下「修正基準取得価額」という)の70%の額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限取得価額」という)を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が修正基準取得価額の100%の額(以下「上限取得価額」という)を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、上限取得価額および下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。
上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当社は、第一回甲種優先株式発行後、下記B.に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- B. 取得価額調整式により第一回甲種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本B.において同じ)その他の証券(以下あわせて「取得請求権付株式等」という)、または当社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下あわせて「取得条項付株式等」という)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く)

調整後の取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、また、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る価額(下記D. (ホ)に定義する意味を有する。以下、本(ハ)において同じ)をもって取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む)

調整後の取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額(下記D. (ホ)に定義する意味を有する)をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- C. 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にそのつど算入する。

- D. (イ) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

(ニ) 取得価額調整式で使用する1株あたり払込金額とは、(i)上記B. (イ)の場合には当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(ii)上記B. (ロ)の場合には0円、(iii)上記B. (ハ)および(ニ)の場合には価額(下記(ホ)に定義する意味を有する)とする。

- (ホ)上記B.(ハ)および(ニ)ならびに上記(ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E. 当社は、上記B.の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。
- (イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ロ)その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- (ハ)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (7) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(6)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一回甲種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。
当社は、第一回甲種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
7. 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
8. 単元株式数
1,000株
9. 議決権を有しないこととしている理由
第一回甲種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためである。

(注) 2 第二回甲種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第二回甲種優先配当金
- (1) 第二回甲種優先配当金の額
当社は、定款第37条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回甲種優先株式を有する株主(以下「第二回甲種優先株主」という)または第二回甲種優先株式の登録株式質権者(以下「第二回甲種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という)に先立ち、1株当たり800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に、下記(2)に定める配当年率(以下「第二回甲種配当年率」という)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「第二回甲種優先配当金」という)を配当する。ただし、当該事業年度において下記2.に定める第二回甲種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第二回甲種優先中間配当金を控除した額とする。
- (2) 第二回甲種配当年率
平成21年4月1日から開始して平成22年3月31日に終了する事業年度に係る第二回甲種配当年率
第二回甲種配当年率=4.16%
平成22年4月1日以降、次の年率修正日(下記に定義される)の前日までの各事業年度に係る第二回甲種配当年率
第二回甲種配当年率=6ヵ月円LIBOR+3.50%
「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
「6ヵ月円LIBOR」とは、各年率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時において、英国銀行協会(BBA)によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(以下「IBOR」という)の平均値を指すものとする。
- (3) 非累積条項
ある事業年度において第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第二回甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対しては、第二回甲種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくはは

同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 第二回甲種優先中間配当金

当社は、定款第37条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回甲種優先株式1株につき第二回甲種優先配当金の2分の1を上限とする金銭(以下「第二回甲種優先中間配当金」という)を配当する。

3. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回甲種優先株式1株につき800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を支払う。

第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

第二回甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

第二回甲種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第二回甲種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第二回甲種優先株主がかかる取得の請求をした第二回甲種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第二回甲種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得を請求することができる期間

第二回甲種優先株式発行の日から平成42年3月31日まで(以下「取得請求期間」という)とする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第二回甲種優先株式の取得と引換えに、第二回甲種優先株主が取得の請求をした第二回甲種優先株式数に800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二回甲種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、当社と株式会社びわこ銀行(以下「びわこ銀行」という)との合併に係る効力発生日の前日において有効なびわこ銀行第二回甲種優先株式の転換価額である127.4円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である169.9円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間において、毎年4月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という)における時価(下記に定義される)に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価がびわこ銀行第二回甲種優先株式の当初転換価額である182円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である242.7円(以下「修正基準取得価額」という)の70%の額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限取得価額」という)を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が修正基準取得価額の100%の額(以下「上限取得価額」という)を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、上限取得価額および下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当社は、第二回甲種優先株式発行後、下記B. に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- B. 取得価額調整式により第二回甲種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本B. において同じ)その他の証券(以下あわせて「取得請求権付株式等」という)、または当社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下あわせて「取得条項付株式等」という)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く)

調整後の取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、また、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る価額(下記D. (ホ)に定義する意味を有する。以下、本(ハ)において同じ)をもって取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む)

調整後の取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額(下記D.

(ホ)に定義する意味を有する)をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- C. 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にそのつど算入する。

- D. (イ) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

(ニ) 取得価額調整式で使用する1株あたり払込金額とは、(i) 上記B. (イ)の場合には当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(ii) 上記B. (ロ)の場合には0円、(iii) 上記B. (ハ)および(ニ)の場合には価額(下記(ホ)に定義する意味を有する)とする。

- (ホ)上記B.(ハ)および(ニ)ならびに上記(ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E. 当社は、上記B.の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。
- (イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ロ)その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- (ハ)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (7) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(6)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第二回甲種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。
当社は、第二回甲種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
7. 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
8. 単元株式数
1,000株
9. 議決権を有しないこととしている理由
第二回甲種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためである。
- (注) 3 第一回甲種優先株式および第二回甲種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権を付与しております。その内容は次のとおりであります。

平成13年6月28日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	—	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	104,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	155円	同左
新株予約権の行使期間	平成15年6月29日～ 平成23年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 155円 資本組入額 78円	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も5年間に限り権利を行使できる。被付与者が死亡した場合には相続人が新株引受権を行使できる。その他の条件は、付与契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者及び承継人は、新株引受権を譲渡又は質入することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

また、当行は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を割当てております。その内容は次のとおりであります。

① 平成14年6月27日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	138個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	138,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	131,000円(1株当たり131円)	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日～ 平成24年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 131円 資本組入額 66円	同左
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。その他の条件は、割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

② 平成15年6月27日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	222個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	222,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	179,000円(1株当たり179円)	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日～ 平成25年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 179円 資本組入額 90円	同左
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。その他の条件は、割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

③ 平成16年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	325個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	325,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	202,000円(1株当たり202円)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日～ 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 202円 資本組入額 101円	同左
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。その他の条件は、割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

④ 平成17年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	451個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	451,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	313,000円(1株当たり313円)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～ 平成27年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 313円 資本組入額 157円	同左
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。その他の条件は、割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

更に、当行は、会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を割当てております。その内容は次のとおりであります。

① 平成18年6月29日定時株主総会決議
(取締役に対する付与分)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	162個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	162,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～ 平成28年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 628円 資本組入額 314円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	115個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	115,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～ 平成28年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 628円 資本組入額 314円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

② 平成19年6月28日定時株主総会決議

(取締役に対する付与分)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	174個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	174,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～ 平成29年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 557円 資本組入額 279円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

(取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	112個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	112,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～ 平成29年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 557円 資本組入額 279円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

③ 平成20年6月27日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	289個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	289,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	302,000円(1株当たり302円)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日～ 平成30年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 339円 資本組入額 170円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

④ 平成21年6月26日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	350個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	350,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	193,000円(1株当たり193円)	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月27日～ 平成31年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 244円 資本組入額 122円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年2月24日 (注) 1	20,000	479,348	4,540,000	37,040,000	4,540,000	8,546,112
平成21年3月31日 (注) 2	155,038	634,386	9,999,951	47,039,951	9,999,951	18,546,063
平成22年3月1日 (注) 3	154,157	788,543	—	47,039,951	—	18,546,063

- (注) 1 有償 一般募集 発行価格 454円 資本組入額 227円
2 有償 第三者割当 発行価格 129円 資本組入額 64.50円 割当先 株式会社三井住友銀行
3 平成22年3月1日の発行済株式総数の増加は、株式会社びわこ銀行との合併によるものであります。

株式の種類別の合併比率

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ①普通株式 | 株式会社関西アーバン銀行1：株式会社びわこ銀行0.75 |
| ②優先株式（第一回甲種優先株式） | 株式会社関西アーバン銀行1：株式会社びわこ銀行1 |
| ③優先株式（第二回甲種優先株式） | 株式会社関西アーバン銀行1：株式会社びわこ銀行1 |

(6) 【所有者別状況】

①普通株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	60	32	950	96	2	11,156	12,296	—
所有株式数(単元)	—	436,552	5,281	173,249	40,378	13	77,699	733,172	4,746,913
所有株式数の割合(%)	—	59.54	0.72	23.63	5.51	0.00	10.60	100.00	—

- (注) 1 自己株式2,770,238株は「個人その他」に2,770単元、「単元未満株式の状況」に238株含まれております。なお、自己株式2,770,238株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は2,769,238株であります。
- 2 上記の「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ73単元及び500株含まれております。

②第一回甲種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	2	—	—	—	—	—	2	—
所有株式数(単元)	—	27,500	—	—	—	—	—	27,500	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

③第二回甲種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	23,125	—	—	—	—	—	23,125	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

①所有株式数別

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	411,097	52.13
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9-15	38,083	4.82
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内3丁目23-20	27,628	3.50
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	40 RAGSDALE DRIVE, SUITE 200 MONTEREY, CA 93940 US (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	22,202	2.81
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	17,817	2.25
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都港区西新橋3丁目9-4	15,862	2.01
株式会社日本総合研究所	東京都千代田区一番町16番	12,890	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,191	1.16
関西アーバン銀行自社株投資会	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	8,442	1.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,325	0.80
計	—	569,541	72.22

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 上記大株主のうち株式会社三井住友銀行の有する株式の種類及び種類ごとの数は、普通株式361,097千株、第一回甲種優先株式26,875千株、第二回甲種優先株式23,125千株であります。上記表中、同行以外の大株主が有する株式は、すべて普通株式であります。

②所有議決権数別

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	361,097	49.43
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9-15	38,083	5.21
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内3丁目23-20	27,628	3.78
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	40 RAGSDALE DRIVE, SUITE 200 MONTEREY, CA 93940 US (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	22,202	3.03
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	17,817	2.43
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都港区西新橋3丁目9-4	15,862	2.17
株式会社日本総合研究所	東京都千代田区一番町16番	12,890	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,191	1.25
関西アーバン銀行自社株投資会	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	8,442	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,325	0.86
計	—	519,537	71.13

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回甲種優先株式 27,500,000	—	1 (株式等の状況) の(1) (株式の総数等) の② (発行済株式) 参照
	第二回甲種優先株式 23,125,000	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,769,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 730,403,000	730,403	—
単元未満株式	普通株式 4,746,913	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	788,543,913	—	—
総株主の議決権	—	730,403	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が73,500株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が73個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式238株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋 1丁目2番4号	2,769,000	—	2,769,000	0.35
計	—	2,769,000	—	2,769,000	0.35

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

(イ)平成13年6月28日定時株主総会決議

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成13年6月28日における取締役及び使用人に対して付与することを、平成13年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成13年6月28日
付与対象者の区分及び人数	平成13年6月28日開催の第138期定時株主総会終結の時に在任する当行取締役(8名)及び在職する当行使用人で理事・参与・参事二級の資格を有する本店部長以上又は支店長(37名)。ただし、被出向者は除く。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	238,000株
新株予約権の行使時の払込金額	155円(注)
新株予約権の行使期間	平成15年6月29日～平成23年6月28日
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も5年間に限り権利を行使できる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株引受権を行使できる。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者及び承継人は、新株引受権を譲渡又は質入することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{調整前発行価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{1}$$

また、発行価額は、株式の分割又は併合の場合にも適宜調整されます。

ただし、発行価額は、当行額面普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

(ロ)平成14年 6月27日定時株主総会決議

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づき、役職員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することについて、平成14年 6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成14年 6月27日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役及び当行使用人で理事・参与・参事二級の資格を有する本部長・副本部長・部長・支店長。ただし被出向者は除く。(合計44名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	234,000株 (注) 1、 2
新株予約権の行使時の払込金額	131,000円(1株当たり131円) (注) 3
新株予約権の行使期間	平成16年 6月28日～平成24年 6月27日
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権 1個当たりの目的たる株式の数は1,000株とします。

2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割 (又は株式併合) の比率

3 払込金額は、新株予約権発行日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合 (新株予約権の行使による場合を除く) には、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式分割又は株式併合の際にも適宜調整されます。

(ハ)平成15年6月27日定時株主総会決議

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づき、役職員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することについて、平成15年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成15年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役及び当行使用人で理事・参与・参事二級の資格を有する本部長・副本部長・部長・部付主席部長・支店長。ただし、被出向者は除く。(合計65名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	306,000株 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	179,000円(1株当たり179円) (注)3
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日～平成25年6月27日
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1,000株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

- 3 払込金額は、新株予約権発行日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)には、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式分割又は株式併合の際にも適宜調整されます。

(二)平成16年6月29日定時株主総会決議

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づき、役職員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することについて、平成16年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役、執行役員及び当行使用人で理事・参与・参事の資格を有する本部長・副本部長・部長・部付主席部長・支店長。ただし、被出向者は除く。(合計174名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	399,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	202,000円(1株当たり202円)(注)3
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日～平成26年6月29日
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1,000株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

- 3 払込金額は、新株予約権発行日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)には、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式分割又は株式併合の際にも適宜調整されます。

(ホ)平成17年6月29日定時株主総会決議

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づき、役職員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することについて、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	1. 当行取締役及び執行役員 2. 当行使用人で本支店に在籍する理事・上席参与・参与の資格を有する者 3. 当行使用人で本店に在籍する上席参事・参事の資格を有する本部長心得・副本部長心得・部長(ダイレクトバンキング営業部長・事務集中部長・各ハウジング営業本部長心得・各ハウジング営業部長を含む)及び支店長 ただし、被出向者は除く。(合計183名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	464,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	313,000円(1株当たり313円)(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～平成27年6月29日
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1,000株とします。
2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率
3 払込金額は、新株予約権発行日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)には、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式分割又は株式併合の際にも適宜調整されます。

(へ)平成18年6月29日定時株主総会決議

- ① 会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、当行取締役に対し、報酬等として、ストックオプションとしての新株予約権を発行することについて、平成18年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(合計9名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	162,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～平成28年6月29日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。

- 3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。

上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。

- ② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成18年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	1. 当行の取締役を兼務していない執行役員(合計14名) 2. 当行の使用人で本支店に在籍する理事、上席参与、参与の資格を有する本部長、本部長心得、副本部長、部長、室長、プラザ長、支店長(合計46名) ただし、被出向者は除く。(合計60名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	115,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～平成28年6月29日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。

- 3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。

上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。

(ト)平成19年6月28日定時株主総会決議

- ① 会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、当行取締役に対し、報酬等として、ストックオプションとしての新株予約権を発行することについて、平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（合計10名）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	174,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～平成29年6月28日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割(又は株式併合)の比率

また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。

- 3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。

上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。

- 4 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができます。

- ② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数	1. 当行の取締役を兼務していない執行役員(合計14名) 2. 当行の使用人で本支店に在籍する理事、上席参与、参与の資格を有する本部長、本部長心得、副本部長、部長、プラザ長、支店長。 (合計48名) ただし、被出向者は除く。(合計62名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	112,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～平成29年6月28日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。

- 3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。

上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。

- 4 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができます。

(チ)平成20年6月27日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当行取締役、取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権について、募集事項の決定を当行取締役会に委任すること並びに会社法第361条の規定に基づき、当行取締役に対し、報酬等として、ストックオプションとしての新株予約権を発行することについて、平成20年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数	1. 当行の取締役（合計9名） 2. 当行の取締役を兼務していない執行役員（合計16名） 3. 使用人（合計45名） （合計70名）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	289,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日～平成30年6月27日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割(又は株式併合)の比率

また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。

- 3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。

上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。

- 4 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができます。

(リ)平成21年6月26日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当行取締役、取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権について、募集事項の決定を当行取締役会に委任すること並びに会社法第361条の規定に基づき、当行取締役に対し、報酬等として、ストックオプションとしての新株予約権を発行することについて、平成21年6月26日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数	1. 当行の取締役（合計11名） 2. 当行の取締役を兼務していない執行役員（合計14名） 3. 使用人（合計57名） （合計82名）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	350,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年6月27日～平成31年6月26日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。

- 3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。

上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。

- 4 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができます。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号、会社法第155条第9号及び会社法第155条第11号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	17,318	2,579,246
当期間における取得自己株式	15,355	2,272,391

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる自己株式数は含めておりません。

会社法第155条第9号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	1,741	250,704

会社法第155条第11号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2,064,500	305,546,000
当期間における取得自己株式	—	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求)	1,200	383,637	6,767	1,422,164
その他 (ストックオプションの権利行使)	34,000	13,532,040	—	—
保有自己株式数	2,769,238	—	2,779,567	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り買増し及びストックオプションの権利行使による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当行は、銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から資本の充実に留意しつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当行の剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当行は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

当事業年度の普通株式の配当金につきましては、前事業年度と同じく1株当たり3円としております。また、第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式につきましては、発行要項にしたがいそれぞれ所定の金額といたしました。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えとすることとしております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成22年6月29日 定時株主総会決議	普通株式	2,205	3
	第一回甲種優先株式	915	33.28
	第二回甲種優先株式	769	33.28

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第143期	第144期	第145期	第146期	第147期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	695	580	495	326	215
最低(円)	259	400	220	86	104

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	129	132	136	142	149	158
最低(円)	104	105	117	130	122	141

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役) 兼 最高経営責任者		北村明良	昭和26年3月16日生	昭和49年4月 平成15年6月 平成18年4月 平成19年4月 平成21年4月 平成21年6月 平成22年3月 株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同行常務執行役員 同行取締役兼専務執行役員 株式会社関西アーバン銀行顧問 同行取締役副会長 当行取締役会長兼最高経営責任者(現職)	平成21年 6月から 2年	普通 株式 10
頭取 (代表取締役) 兼 最高執行責任者		北幸二	昭和28年3月15日生	昭和51年4月 平成15年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成22年3月 株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社関西アーバン銀行本店 支配人 同行専務取締役兼専務執行役員 同行副頭取兼副頭取執行役員 同行頭取兼最高執行役員 当行頭取兼最高執行責任者(現職)	平成21年 6月から 2年	普通 株式 15
取締役 (代表取締役) 兼 副頭取執行役員	人事部、 総務部、 リスク統括部、 投融資企画部 担当	山田寛	昭和22年10月2日生	昭和45年4月 平成12年6月 平成14年6月 平成16年2月 平成17年6月 平成20年5月 平成22年3月 株式会社関西相互銀行入行 株式会社関西銀行取締役 同行常務取締役 株式会社関西アーバン銀行常務 取締役兼常務執行役員 同行専務取締役兼専務執行役員 同行副頭取兼副頭取執行役員 当行取締役兼副頭取執行役員(現職)	平成22年 6月から 2年	普通 株式 15
取締役 兼 専務執行役員	営業企画本部、 ハウジング営業 本部、 市場営業本部 担当	高舛啓次	昭和28年3月2日生	昭和52年4月 平成17年6月 平成20年5月 平成20年6月 平成22年3月 株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社関西アーバン銀行専務 執行役員 同行専務取締役兼専務執行役員 当行取締役兼専務執行役員(現職)	平成22年 6月から 2年	普通 株式 10
取締役 兼 専務執行役員	業務統括本部 担当	岡下和美	昭和25年12月16日生	昭和44年4月 平成16年4月 平成16年6月 平成17年5月 平成17年6月 平成19年6月 平成21年6月 平成22年3月 株式会社住友銀行入行 株式会社関西アーバン銀行本店 支配人 同行取締役兼執行役員 同行取締役辞任 同行常務執行役員 同行常務取締役兼常務執行役員 同行専務取締役兼専務執行役員 当行取締役兼専務執行役員(現職)	平成21年 6月から 2年	普通 株式 10
取締役 兼 専務執行役員	人事部副担当	小杉健二	昭和26年5月3日生	昭和49年4月 平成15年6月 平成18年5月 平成19年6月 平成21年12月 平成22年3月 株式会社滋賀相互銀行入行 株式会社びわこ銀行執行役員 同行常務取締役兼常務執行役員 同行取締役兼常務執行役員 同行取締役兼専務執行役員 当行取締役兼専務執行役員(現職)	(注)3	普通 株式 33

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 兼 常務執行役員	融資本部担当兼 融資本部長	山口 高 宏	昭和28年12月15日生	昭和51年4月 株式会社住友銀行入行 平成9年4年 同行新大阪支店長 平成10年10月 同行審査第一部審査役 平成13年4月 株式会社三井住友銀行法人審査 第三部上席審査役 平成14年9月 同行難波法人営業第三部長 平成15年6月 同行神戸融資業務部長 平成15年10月 同行戦略金融統括部上席推進役 平成15年12月 SMFG企業再生債権回収株式 会社出向 平成17年6月 同社常務取締役大阪再生部長 平成19年2月 株式会社関西アーバン銀行ビジ ネスソリューション営業本部副 本部長 平成19年4月 同行執行役員 平成19年10月 同行常務執行役員 平成22年3月 当行常務執行役員 平成22年6月 取締役兼常務執行役員(現職)	平成22年 6月から 2年	普通 株式 5
取締役 兼 常務執行役員	経営企画部、 財務企画部、 事務統括部担当	安 藤 寛	昭和29年8月31日生	昭和52年4月 株式会社関西相互銀行入行 平成19年10月 株式会社関西アーバン銀行執行 役員 平成21年4月 同行常務執行役員 平成21年6月 同行常務取締役兼常務執行役員 平成22年3月 当行取締役兼常務執行役員(現 職)	平成21年 6月から 2年	普通 株式 7
取締役 兼 常務執行役員	戦略地域営業 本部担当	山 本 忠	昭和31年1月23日生	昭和53年4月 株式会社関西相互銀行入行 平成19年4月 株式会社関西アーバン銀行執行 役員 平成20年4月 同行常務執行役員 平成21年6月 同行常務取締役兼常務執行役員 平成22年3月 当行取締役兼常務執行役員(現 職)	平成21年 6月から 2年	普通 株式 5
取締役 兼 常務執行役員	業務統括本部、 ハウジング営業 本部、 市場営業本部 副担当	木 戸 光 彰	昭和29年12月23日生	昭和53年4月 株式会社滋賀相互銀行入行 平成15年6月 株式会社びわこ銀行執行役員 平成19年4月 同行常務執行役員 平成19年6月 同行取締役兼常務執行役員 平成22年3月 当行取締役兼常務執行役員(現 職)	(注)3	普通 株式 28
取締役 兼 常務執行役員	戦略地域営業 本部副担当兼 びわこ法人営業 本部長兼 びわこ法人営業 部長	片 岡 康 雄	昭和29年10月18日生	昭和53年4月 株式会社滋賀相互銀行入行 平成15年6月 株式会社びわこ銀行執行役員 平成19年4月 同行常務執行役員 平成20年6月 同行取締役兼常務執行役員 平成22年3月 当行取締役兼常務執行役員(現 職)	(注)3	普通 株式 30
取締役 兼 常務執行役員	総合監査部、 資産監査部担当 兼 総務部、 リスク統括部 副担当	奥 村 淳 二	昭和28年8月15日生	昭和52年4月 株式会社幸福相互銀行入行 平成10年12月 同行豊中支店長 平成13年2月 株式会社関西さわやか銀行入行 平成18年4月 株式会社関西アーバン銀行コス トコントロール部長 平成19年5月 同行総務部長兼コストコン ロール部長 平成20年3月 同行総務統括本部長兼リス ク統 括本部長兼総務部長 平成20年4月 同行執行役員 平成21年10月 同行常務執行役員 平成22年3月 当行常務執行役員 平成22年6月 取締役兼常務執行役員(現職)	平成22年 6月から 2年	普通 株式 5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		近藤 富夫	昭和26年1月20日生	昭和49年4月 平成18年5月 平成18年6月 平成22年3月 株式会社関西相互銀行入行 株式会社関西アーバン銀行本店 支配人 同行常勤監査役 当行常勤監査役(現職)	平成22年 6月から 4年	普通 株式 15
常勤監査役		篠倉 陽	昭和28年9月14日生	昭和52年4月 平成13年2月 平成16年2月 平成20年4月 平成20年6月 平成22年3月 株式会社幸福相互銀行入行 株式会社関西さわやか銀行花園 支店長 株式会社関西アーバン銀行河南 支店長 同行監査統括本部支配人 同行常勤監査役 当行常勤監査役(現職)	平成20年 6月から 4年	普通 株式 5
常勤監査役		澤村 雅	昭和28年8月11日生	昭和51年4月 平成16年6月 平成20年6月 平成22年3月 株式会社滋賀相互銀行入行 株式会社びわこ銀行執行役員 同行常勤監査役 当行常勤監査役(現職)	(注) 4	普通 株式 27
監査役		露木 脩二	昭和15年6月15日生	昭和41年4月 昭和57年8月 平成12年6月 平成16年2月 平成22年3月 弁護士登録 露木法律事務所開設(現職) 株式会社関西銀行監査役 株式会社関西アーバン銀行監査 役 当行監査役(現職)	平成19年 6月から 4年	普通 株式 7
監査役		長谷川 鎌一	昭和21年2月20日生	昭和44年4月 平成11年10月 平成12年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成20年4月 平成20年6月 平成22年3月 株式会社住友銀行入行 同行本店支配人兼国際総括部中 国室長 マツダ株式会社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役専務執行役員 同社取締役 株式会社関西アーバン銀行常勤 監査役 当行常勤監査役(現職)	平成20年 6月から 4年	普通 株式 3
監査役		西川 哲也	昭和45年11月21日生	平成6年10月 平成10年4月 平成18年12月 平成19年1月 平成19年1月 平成19年6月 平成22年3月 朝日監査法人(現あずさ監査法 人)入所 公認会計士登録 税理士登録 同監査法人退職 株式会社堂島国際経営事務所代 表取締役(現職) 株式会社びわこ銀行監査役 当行監査役(現職)	(注) 4	一
計						231

- (注) 1 所有株式数の千株未満は切り捨てております。
2 監査役 露木脩二、長谷川鎌一及び西川哲也は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 取締役の任期は、平成22年3月から平成23年6月までであります。
4 監査役の任期は、平成22年3月から平成25年6月までであります。
5 当行では、「経営の重要事項の決定機能及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役会の一層の活性化を図るため、執行役員制度を導入しております。平成22年6月30日現在の執行役員は次のとおりであります。

最高経営責任者	北村明良	
最高執行責任者	北幸二	
副頭取執行役員	山田寛	人事部、総務部、リスク統括部、投融資企画部担当
専務執行役員	高舩啓次	営業企画本部、ハウジング営業本部、市場営業本部担当
専務執行役員	岡下和美	業務統括本部担当
専務執行役員	小杉健二	人事部副担当
常務執行役員	山口高宏	融資本部担当兼融資本部長
常務執行役員	安藤寛	経営企画部、財務企画部、事務統括部担当
常務執行役員	山本忠	戦略地域営業本部担当
常務執行役員	木戸光彰	業務統括本部、ハウジング営業本部、市場営業本部副担当
常務執行役員	片岡康雄	戦略地域営業本部副担当兼びわこ法人営業本部長兼びわこ法人営業部長
常務執行役員	奥村淳二	総合監査部、資産監査部担当兼総務部、リスク統括部副担当
常務執行役員	徳本保	融資本部副担当
常務執行役員	今村哲郎	京都中央営業本部長兼京都中央支店長
常務執行役員	脇阪幸治	東海法人本部長兼名古屋支店長
常務執行役員	松村昭夫	営業企画本部長兼戦略地域営業本部長
常務執行役員	清水良和	ハウジング営業本部長兼ハウジング営業統括部長兼ハウジング事業部長
執行役員	正岡重哉	経営企画部、財務企画部副担当兼財務企画部長
執行役員	尾崎賢	人事部長
執行役員	川口章平	業務統括本部長兼個人業務本部長
執行役員	麿島哲	本店法人営業本部長
執行役員	久保健	経営企画部、財務企画部副担当兼財務企画部部長
執行役員	今井善照	法人業務本部長兼法人業務部長
執行役員	内藤洋	本店営業本部長兼本店営業部長
執行役員	大西隆夫	市場営業本部長
執行役員	阿津川正憲	草津・栗東エリア長兼草津支店長
執行役員	中村貞博	長浜エリア長兼長浜支店長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(イ) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、「地域に密着した真に一流のリージョナルバンクへの挑戦」「高い経営効率と強靱な経営体力の構築」「活力溢れる逞しい人材集団の形成」を経営の基本方針とし、社会の発展・繁栄への貢献と企業としての安定的な成長を実現し、社会、お客さま、株主の皆さまからの揺るぎない信頼を確立することを経営上の最重要課題と位置付けております。

その実現のために、「社会発展への貢献」「お客さま本位の徹底」「健全・効率経営の堅持」「環境に配慮した企業行動」「自由闊達な企業風土の醸成」の5つを企業理念と位置付け、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度の強化と併せ、コンプライアンス並びにリスク管理等の内部管理態勢の充実を進め、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

(ロ) コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) コーポレート・ガバナンス体制の概要

平成22年6月30日現在における当行の取締役会は取締役12名で構成されており、法令の決議事項に加えて重要な業務執行に関する事項について決議しております。定例取締役会は毎月1回、臨時取締役会は必要があるごとに開催しております。

監査役は6名で、このうち3名が社外からの選任であります。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務及び財産の状況調査を通して、当行の業務執行状況の監査を実施しております。

取締役会の下に、業務執行等に関する最高意思決定機関として「経営会議」を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する全般的な重要事項を協議決定しております。定例経営会議としては、毎月4回の実施に加え必要のあるごとに随時開催しております。

また、執行役員制度を導入して「経営の重要事項の決定機能及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役会の一層の活性化を図っております。

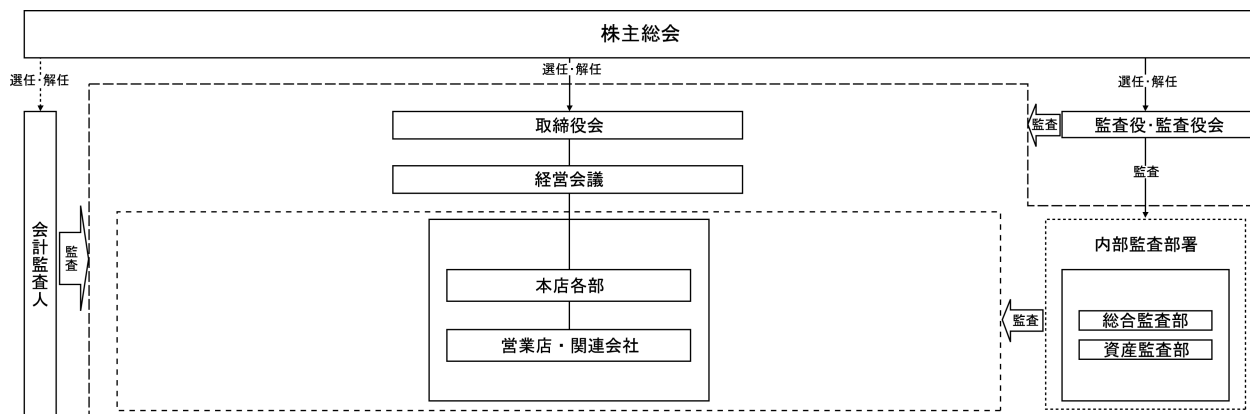
(b) 当該体制を採用する理由

当行の取締役会は必要最低限の人員で構成しており、社外監査役を含む各監査役が、原則毎回出席しております。当行の社外監査役3名は、独立・公正な立場から、適切な監査と助言等を行っており、取締役会としての意思決定機能及び業務執行の監督機能は有効に発揮できていると考えております。

また、経営に関する重要事項については、経営会議を定例的に開催し、十分な議論のもとで協議決定いたしております。

従いまして、現状の経営管理組織を充実強化していくことで、コーポレート・ガバナンスの実効性は確保できるものと判断いたしております。

(コーポレート・ガバナンス体制)



(c) 内部統制システムの整備の状況

当行は、健全な経営を維持していくために、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等の内部統制システム(業務の適正を確保するために必要な体制)を以下の通り定め、整備しております。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規定、文書管理規則、情報管理規則等に則り、適切な保存及び管理を行う。

② 損失の危険の管理に関する規定その他の体制について

a 当行の損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議により、リスク管理の基本的事項をリスク管理規定として定め、リスク管理担当部署が経営企画担当部署とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。

b 担当役員、リスク管理担当部署及び経営企画担当部署は、リスク管理規定に基づいて取締役会に承認された統合的なリスク管理の基本方針及び各リスクカテゴリー毎に定める基本方針に基づいてリスク管理を行う。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。

b 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織・職務権限に関する規定等を定め、これらの規定に則った適切な権限委譲を行う。

④ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

a 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・マニュアルを制定し、役職員がこれを遵守する。

b 当行におけるコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規定の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。

c 会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制規定等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。

d 当行及び役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

e 上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制について

a 当行グループの経営上の基本方針及び基本的計画は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下、「SMFG」という。)のグループ基本方針及び基本的計画を踏まえて決定する。

b グループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、グループ会社経営管理規定等を定め、これらの規則に則った適切な管理を行う。

c 当行グループ内における取引等の公正性及び適切性を確保するため、当行を含むグループ内の会社間の取引等に係る方針をグループ内取引管理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。また、これらの取引等のうち、当行グループの経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、取締役会の承認を得るものとする。

d 当行を含むSMFGグループ内の会社間取引においては、SMFGグループ内取引管理規則に基づく運営及び管理を行う。これらの取引等のうち、SMFGグループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、SMFGに報告する。

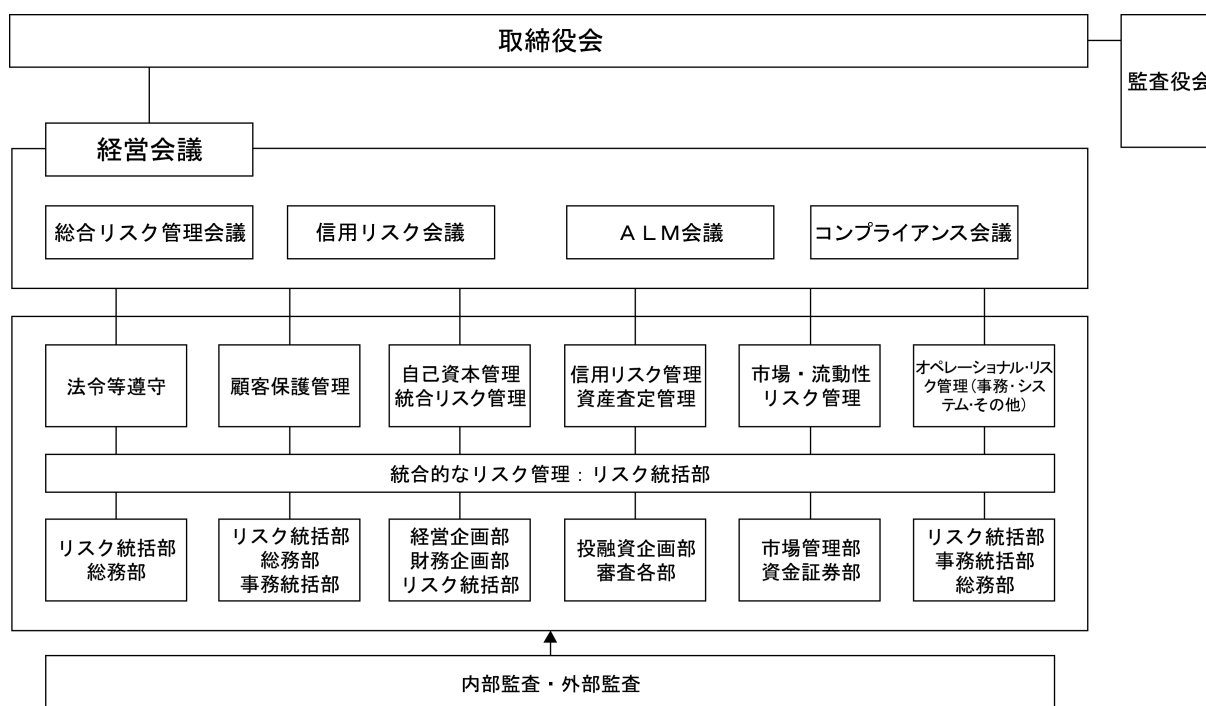
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立性について
- a 監査役の監査業務の遂行の補助は、組織・職務権限規定等により定める職員がその任にあたる。
 - b 監査役の補助にあたる職員の取締役からの独立性を確保するため、それら職員の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
- ⑦ 役職員が監査役に報告をするための体制等に係る事項について
- a 役職員は、当行もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為又は法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、コンプライアンス・マニュアルに基づき当該事実を監査役に対し報告する。
 - b 役職員は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには速やかに当該事項を報告する。
- ⑧ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項について
- a 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
 - b 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

(d) リスク管理体制の整備の状況

当行では取締役会から授権された経営会議の一部を構成する会議として「総合リスク管理会議」「信用リスク会議」「ALM会議」「コンプライアンス会議」を設置し、リスク管理の充実・強化を図っております。

また、取締役会の決議により「リスク管理規定」を制定するとともに、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナルリスク」「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」に関するリスク管理の基本方針を定め、「統合的なリスク管理の基本方針」でリスク管理に対する意思決定及び経営陣の役割、各種リスク管理部署等の組織と役割及びリスク管理の内容を定めております。（平成22年6月30日現在）

(リスク管理体制)



(e) 責任限定契約

① 当行は、社外監査役との間に、当行に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができ旨を定款に定めており、契約を締結しております。

② 契約の内容の概要につきましては、社外監査役が当行の社外監査役として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失なくして会社法第423条第1項の賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額をもって、社外監査役の当行に対する損害賠償責任の限度とし、これを超える部分については社外監査役は当行に対し損害賠償責任を負わないこととなっております。

(ハ) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査部門につきましては、総合監査部及び資産監査部で構成されており、本店各部、営業店及びグループ会社に対する内部監査を実施しております。このような監査を通じて、事故の未然防止を図るとともに、リスク管理状況を厳しくチェックする体制としております。平成22年6月30日現在における人員は、総合監査部39名、資産監査部10名となっております。

監査役監査につきましては、取締役会への出席及び常勤監査役が中心となり経営会議に出席するとともに、各種会議（取締役会から授権された経営会議の一部を構成する会議として「総合リスク管理会議」「信用リスク会議」「ALM会議」「コンプライアンス会議」を設置し、リスク管理の充実・強化を目的とする。）にも積極的に参加し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

なお、社外監査役の露木脩二は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、社外監査役の西川哲也は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

会計監査人につきましては、あずさ監査法人を選任しております。

また、内部監査部署、監査役及び会計監査人は、年間予定、業務報告などの定期的な打合せを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

内部統制部門につきましては、リスク統括部及び財務統制管理室で構成されており、リスク統括部は監査経営会議に出席しているほか、監査役及び総合監査部が、リスク統括部所管の会議である総合リスク管理会議、コンプライアンス会議に、それぞれ出席しており、内部統制部門と内部監査部門との連携を図っております。また、財務統制管理室、監査役及び会計監査人は、年間予定、業務報告などの定期的な打合せを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

(ニ) 社外監査役について

(a) 当行と当行の社外監査役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係の概要

当行の社外監査役は3名であり、社外監査役と当行との間に特別な利害関係はございません。

なお、資本関係としては、社外監査役の露木脩二が7,000株、長谷川鎌一が3,000株当行の株式を保有しております。

(b) 社外監査役がコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割

当行の社外監査役3名は、原則毎回取締役会に出席しており、独立・公正な立場から、適切な監査と助言等を行っており、取締役会としての意思決定機能及び業務執行の監督機能は有効に発揮できていると考えております。

(c) 社外監査役の選任状況に関する考え方

① 社外監査役の露木脩二は、弁護士であり当行の独立役員に指定しております。

同監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、人格・識見、力量等を勘案し、独立役員として期待される役割を果たすことができると判断いたしました。

- ② 社外監査役の長谷川鎌一は、他の会社の出身者であります。
同監査役は、人格・識見、力量等を勘案し、最も適当であると判断いたしました。
- ③ 社外監査役の西川哲也は公認会計士及び税理士であります。
公認会計士・税理士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当行の監査に反映していただけると判断いたしました。

(d) 社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について

社外監査役は、常勤監査役より経営会議その他重要会議の実施状況のほか、内部監査の実施状況及び結果について報告を受けております。また、内部統制システムの状況については、取締役会及び監査役会等において定期的に報告を受けるほか、必要に応じて調査・報告等を要請し、実効的な監査を行うことができるよう努めております。財務報告に係る内部統制については、取締役会及び会計監査人より当該内部統制の評価及び監査の状況について定期的に報告を受けるほか、必要に応じて適宜情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、連携強化に努めております。

(e) 社外取締役を選任していない社内体制及び当該社内体制を採用する理由

当行の取締役会は必要最低限の人員で構成しており、社外監査役を含む各監査役が、原則毎回出席しております。当行の社外監査役3名は、独立・公正な立場から、適切な監査と助言等を行っており、取締役会としての意思決定機能及び業務執行の監督機能は有効に発揮できていると考えております。

また、経営に関する重要事項については、経営会議を定例的に開催し、十分な議論のもとで協議決定いたしております。

従いまして、現状の経営管理組織を充実強化していくことで、コーポレート・ガバナンスの実効性は確保できるものと判断いたしております。

(ホ) 役員の報酬等の内容

(a) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別		
			基本報酬	ストックオプション	退職慰労金
取締役	17	323	226	9	86
監査役 (社外監査役を除く。)	3	37	31	—	6
社外役員	3	11	10	—	1

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬等の総額のうちストックオプションについては、ストックオプションとしての新株予約権の当事業年度における費用処理額を記載しております。
3. 取締役の報酬等の総額のうち退職慰労金については、退職慰労金として計上している役員退職慰労引当金のうち当事業年度に対応する金額を記載しております。

(b) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(c) 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与はございません。

(d) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当行は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めておりません。

(へ) 株式の保有状況

(a) 当行の保有する株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式は126銘柄、その貸借対照表計上額は35,086百万円であります。

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式（みなし保有株式及び非上場株式を除く）のうち、当事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄は次のとおりであります。

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
日本電気硝子株式会社	1,920,000	2,420	取引関係維持・強化を目的とする保有
塩野義製薬株式会社	1,113,242	2,044	安定株主として保有
ダイキン工業株式会社	300,000	1,092	安定株主として保有
東京海上ホールディングス株式会社	338,935	862	取引関係維持・強化を目的とする保有
三井住友海上グループホールディングス株式会社	339,639	813	取引関係維持・強化を目的とする保有
住友信託銀行株式会社	1,291,539	673	安定株主として保有
株式会社三重銀行	2,555,682	661	安定株主として保有
株式会社王将フードサービス	162,000	397	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社みなと銀行	3,249,700	388	安定株主として保有
株式会社平和堂	305,000	346	取引関係維持・強化を目的とする保有

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 三井住友海上グループホールディングス株式会社は、平成22年4月1日をもってMS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社に社名変更しております。

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	当事業年度末			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	505	3	△16	△13
非上場株式	—	—	—	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 丸一鋼管株式会社（平成22年1月に純投資目的に変更）からの配当金5百万円は投資目的の変更に受領したものであり、上記には含めておりません。

(d) 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものはございません。

(e) 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものは次のとおりであります。

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
丸一鋼管株式会社	136,000	247

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(ト) 会計監査の状況

会計監査につきましては、あずさ監査法人を選任しております。監査業務が期末に偏ることなく期中に満遍なく実施され、正確で監査し易い環境を整備しております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

(a) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 山中俊廣

指定社員 業務執行社員 原田大輔

指定社員 業務執行社員 今井康好

(b) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 12名

会計士補等 17名

(チ) 取締役の定数

当行の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

(リ) 取締役の選解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(ヌ) 自己の株式の取得の決定機関

当行は、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にすることを目的とするものであります。

(ル) 中間配当の決定機関

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

(ロ) 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(ワ) 第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式について、議決権を有していないこととしている理由

当行は、適切な資本政策を実行することを可能とするにあたり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社	68,900,500	9,020,000	82,200,000	—
連結子会社	19,300,000	—	20,400,000	—
計	88,200,500	9,020,000	102,600,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当ございません。

当連結会計年度

該当ございません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、システムリスク管理態勢に関する調査業務、財務報告に係る内部統制の評価作業に関する専門的助言業務の委託であります。

当連結会計年度

該当ございません。

④ 【監査報酬の決定方針】

定めておりません。

第5 【経理の状況】

1 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)は改正前の連結財務諸表規則に基づき作成し、当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)は改正後の連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)は改正前の財務諸表等規則に基づき作成し、当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)は改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

3 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の連結財務諸表並びに前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)及び当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の財務諸表について、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

4 連結財務諸表及び財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

5 当行は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会の行う研修に参加する等の取組みを行っております。

6 当行は、平成22年3月1日に株式会社びわこ銀行と合併したため、株式会社びわこ銀行の第104期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表を記載しております。

当該財務諸表は、財務諸表等規則に基づいて作成しており、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人により監査証明を受けております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	208,862	268,884
コールローン及び買入手形	5,401	608
買入金銭債権	—	15
有価証券	※6, ※13 363,871	※6, ※13 450,499
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 2,767,409	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 3,496,904
外国為替	※5 2,583	※5 7,140
その他資産	※6 40,744	※6 56,199
有形固定資産	※9, ※10 39,641	※9, ※10 32,522
建物	13,956	12,578
土地	※8 20,973	※8 14,321
建設仮勘定	9	581
その他の有形固定資産	4,701	5,041
無形固定資産	2,960	18,488
ソフトウェア	2,771	2,968
のれん	—	14,672
その他の無形固定資産	189	847
繰延税金資産	38,620	49,209
支払承諾見返	11,283	16,553
貸倒引当金	△40,133	△48,811
資産の部合計	3,441,245	4,348,213
負債の部		
預金	※6 2,834,034	※6 3,849,041
譲渡性預金	255,300	168,450
コールマネー及び売渡手形	20,178	170
借入金	※6, ※11 99,027	※6, ※11 51,830
外国為替	16	10
社債	※12 61,000	※12 66,242
その他負債	35,354	42,361
賞与引当金	1,693	1,982
退職給付引当金	3,736	6,255
役員退職慰労引当金	441	510
睡眠預金払戻損失引当金	318	383
偶発損失引当金	1,024	1,430
再評価に係る繰延税金負債	※8 618	※8 614
支払承諾	11,283	16,553
負債の部合計	3,324,028	4,205,837

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	18,546	66,875
利益剰余金	29,117	3,087
自己株式	△288	△582
株主資本合計	94,414	116,420
その他有価証券評価差額金	△6,959	△4,197
繰延ヘッジ損益	733	324
土地再評価差額金	※8 857	※8 851
評価・換算差額等合計	△5,368	△3,020
新株予約権	66	81
少数株主持分	28,104	28,894
純資産の部合計	117,217	142,376
負債及び純資産の部合計	3,441,245	4,348,213

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
経常収益	108,796	99,198
資金運用収益	82,498	78,203
貸出金利息	75,982	71,099
有価証券利息配当金	4,692	4,796
コールローン利息及び買入手形利息	288	149
預け金利息	22	39
その他の受入利息	1,512	2,119
役務取引等収益	10,251	9,290
その他業務収益	12,224	10,806
その他経常収益	※1 3,821	※1 897
経常費用	146,695	138,489
資金調達費用	22,650	20,040
預金利息	17,000	16,594
譲渡性預金利息	2,525	810
コールマネー利息及び売渡手形利息	129	25
債券貸借取引支払利息	5	—
借入金利息	1,017	1,030
社債利息	1,471	1,381
その他の支払利息	501	197
役務取引等費用	4,979	5,853
その他業務費用	11,401	6,639
営業経費	36,975	36,926
その他経常費用	70,687	69,028
貸倒引当金繰入額	62,274	51,241
その他の経常費用	※2 8,413	※2 17,787
経常損失(△)	△37,898	△39,290
特別利益	145	10,011
固定資産処分益	138	※3 10,008
償却債権取立益	7	3
特別損失	314	548
固定資産処分損	138	72
減損損失	※5 176	※5 34
その他の特別損失	—	※4 441
税金等調整前当期純損失(△)	△38,067	△29,827
法人税、住民税及び事業税	3,924	287
法人税等調整額	△17,452	△7,233
法人税等合計	△13,528	△6,945
少数株主利益	425	1,243
当期純損失(△)	△24,963	△24,125

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	37,040	47,039
当期変動額		
新株の発行	9,999	—
当期変動額合計	9,999	—
当期末残高	47,039	47,039
資本剰余金		
前期末残高	8,546	18,546
当期変動額		
新株の発行	9,999	—
合併による増加	—	48,329
当期変動額合計	9,999	48,329
当期末残高	18,546	66,875
利益剰余金		
前期末残高	56,478	29,117
当期変動額		
剰余金の配当	△2,393	△1,900
当期純損失(△)	△24,963	△24,125
自己株式の処分	△5	△8
土地再評価差額金の取崩	1	5
当期変動額合計	△27,360	△26,029
当期末残高	29,117	3,087
自己株式		
前期末残高	△292	△288
当期変動額		
自己株式の取得	△5	△308
自己株式の処分	9	13
当期変動額合計	4	△294
当期末残高	△288	△582
株主資本合計		
前期末残高	101,771	94,414
当期変動額		
新株の発行	19,999	—
剰余金の配当	△2,393	△1,900
当期純損失(△)	△24,963	△24,125
自己株式の取得	△5	△308
自己株式の処分	4	5
合併による増加	—	48,329
土地再評価差額金の取崩	1	5
当期変動額合計	△7,356	22,005
当期末残高	94,414	116,420

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△1,252	△6,959
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,707	2,762
当期変動額合計	△5,707	2,762
当期末残高	△6,959	△4,197
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	370	733
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	363	△409
当期変動額合計	363	△409
当期末残高	733	324
土地再評価差額金		
前期末残高	858	857
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1	△5
当期変動額合計	△1	△5
当期末残高	857	851
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△23	△5,368
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,344	2,347
当期変動額合計	△5,344	2,347
当期末残高	△5,368	△3,020
新株予約権		
前期末残高	43	66
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22	15
当期変動額合計	22	15
当期末残高	66	81
少数株主持分		
前期末残高	13,111	28,104
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,992	790
当期変動額合計	14,992	790
当期末残高	28,104	28,894

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	114,903	117,217
当期変動額		
新株の発行	19,999	—
剰余金の配当	△2,393	△1,900
当期純損失 (△)	△24,963	△24,125
自己株式の取得	△5	△308
自己株式の処分	4	5
合併による増加	—	48,329
土地再評価差額金の取崩	1	5
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	9,670	3,153
当期変動額合計	2,313	25,159
当期末残高	117,217	142,376

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△38,067	△29,827
減価償却費	4,082	3,811
減損損失	176	34
のれん償却額	—	61
貸倒引当金の増減 (△)	17,773	△6,044
賞与引当金の増減額 (△は減少)	117	△167
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	36	191
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△42	55
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	138	54
偶発損失引当金の増減 (△)	659	89
資金運用収益	△82,498	△78,203
資金調達費用	22,650	20,040
有価証券関係損益 (△)	3,175	△2,164
為替差損益 (△は益)	△3	△1
固定資産処分損益 (△は益)	△0	△9,935
貸出金の純増 (△) 減	△25,181	80,671
預金の純増減 (△)	85,455	△18,250
譲渡性預金の純増減 (△)	△71,870	△86,850
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	57,709	△63,990
有利息預け金の純増 (△) 減	△12,181	13,145
コールローン等の純増 (△) 減	△4,369	5,268
コールマネー等の純増減 (△)	20,019	△20,007
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	2,036	△4,192
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△54	△6
資金運用による収入	81,934	78,778
資金調達による支出	△20,232	△25,995
その他	1,692	3,845
小計	43,158	△139,589
法人税等の支払額	△8,907	△1,498
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,251	△141,087

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△316,349	△690,435
有価証券の売却による収入	170,797	632,847
有価証券の償還による収入	158,167	70,157
有形固定資産の取得による支出	△10,005	△1,783
有形固定資産の売却による収入	536	24,595
無形固定資産の取得による支出	△1,092	△715
無形固定資産の売却による収入	—	19
その他	97	△1,510
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,151	33,176
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	19,914	—
劣後特約付社債の発行による収入	—	9,927
劣後特約付社債の償還による支出	△5,000	△10,000
少数株主からの払込みによる収入	14,940	—
配当金の支払額	△2,392	△1,900
少数株主への配当金の支払額	△432	△1,273
自己株式の取得による支出	△5	△2
自己株式の処分による収入	4	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,028	△3,244
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	63,435	△111,154
現金及び現金同等物の期首残高	129,551	192,987
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	※2 180,599
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	13
現金及び現金同等物の期末残高	※1 192,987	※1 262,445

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)								
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 7社 連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedは、新規設立により当連結会計年度より連結子会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 12社 連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、当行は平成22年3月1日に株式会社びわこ銀行と合併いたしました。びわ銀リース株式会社、びわ銀カード株式会社他3社は、株式会社びわこ銀行との合併により当連結会計年度から連結しております。ただし、貸借対照表のみ連結し、損益計算書については連結していません。 (会計方針の変更) 当連結会計年度から「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日)を適用しております。これによる影響はございません。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>								
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>								
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1月24日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>3月末日</td> <td>6社</td> </tr> </table> <p>(2) 1月24日を決算日とする連結子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p>	1月24日	1社	3月末日	6社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1月24日</td> <td>2社</td> </tr> <tr> <td>3月末日</td> <td>10社</td> </tr> </table> <p>なお、KUBC Preferred Capital Cayman Limitedは、当連結会計年度より決算日を3月末日から1月24日へ変更しております。</p> <p>(2) 1月24日を決算日とする連結子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p>	1月24日	2社	3月末日	10社
1月24日	1社									
3月末日	6社									
1月24日	2社									
3月末日	10社									
4 開示対象特別目的会社に関する事項	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。</p> <p>(2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。</p>	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。</p> <p>(2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。</p>								

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は連結決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は連結決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(3) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 その他 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ②無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	(3) 減価償却の方法 ①有形固定資産 同左 ②無形固定資産 同左
	(4) 繰延資産の処理方法 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。	(4) 繰延資産の処理方法 社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、65,168百万円であります。</p>	<p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、174,473百万円であります。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p>	<p>(会計方針の変更) 当連結会計年度末から、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p>
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>
	<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
	<p>(13)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(会計方針の変更) 有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから期間損益の適正化を図るため、当連結会計年度より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税金等調整前当期純損失は243百万円減少しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>	<p>(13)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、主に税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>
	<p>(14)連結納税制度 当行及び一部の連結子会社は、当連結会計年度から、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(14)連結納税制度 当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>
6 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
7 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	該当ありません。	株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。
8 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>当該取引については、「その他資産」中のリース債権及びリース投資資産として計上しております。また、ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に資金運用収益に計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、経常収益は6,067百万円、経常費用は6,146百万円減少し、経常損失、税金等調整前当期純損失は79百万円減少しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したのものとして、「その他資産」中のリース投資資産に計上する方法によっております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「その他資産」中のリース債権及びリース投資資産は12,428百万円増加し、「有形固定資産」及び「無形固定資産」が併せて同額減少しております。</p> <p>(借手側)</p> <p>該当ありません。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有価証券は114百万円増加、その他有価証券評価差額金は114百万円増加し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ22百万円減少しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は59,297百万円、延滞債権額は85,465百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,363百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,430百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は151,557百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,313百万円であります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は31,809百万円、延滞債権額は116,300百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は714百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,092百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は153,916百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,829百万円であります。</p>

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																																
<p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">244,836百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">3,368百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(リース債権及びリース投資資産)</td> <td style="text-align: right;">10,785百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(延払資産)</td> <td style="text-align: right;">7,728百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">3,252百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">78,227百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券59,364百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は1,890百万円であります。</p> <p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、348,913百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが342,097百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p style="text-align: center;">再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p style="text-align: center;">同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p style="text-align: center;">土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p style="text-align: center;">同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 692百万円</p>	担保に供している資産		有価証券	244,836百万円	貸出金	3,368百万円	その他資産(リース債権及びリース投資資産)	10,785百万円	その他資産(延払資産)	7,728百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,252百万円	借入金	78,227百万円	<p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">219,603百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">7,097百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(リース債権及びリース投資資産)</td> <td style="text-align: right;">13,995百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(延払資産)</td> <td style="text-align: right;">7,022百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">3,452百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">20,171百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券87,098百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は4,246百万円であります。</p> <p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、592,327百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが582,592百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p style="text-align: center;">再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p style="text-align: center;">同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p style="text-align: center;">土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p style="text-align: center;">同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 835百万円</p>	担保に供している資産		有価証券	219,603百万円	貸出金	7,097百万円	その他資産(リース債権及びリース投資資産)	13,995百万円	その他資産(延払資産)	7,022百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,452百万円	借入金	20,171百万円
担保に供している資産																																	
有価証券	244,836百万円																																
貸出金	3,368百万円																																
その他資産(リース債権及びリース投資資産)	10,785百万円																																
その他資産(延払資産)	7,728百万円																																
担保資産に対応する債務																																	
預金	3,252百万円																																
借入金	78,227百万円																																
担保に供している資産																																	
有価証券	219,603百万円																																
貸出金	7,097百万円																																
その他資産(リース債権及びリース投資資産)	13,995百万円																																
その他資産(延払資産)	7,022百万円																																
担保資産に対応する債務																																	
預金	3,452百万円																																
借入金	20,171百万円																																

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
※9 有形固定資産の減価償却累計額 23,501百万円	※9 有形固定資産の減価償却累計額 21,362百万円
※10 有形固定資産の圧縮記帳額 951百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)	※10 有形固定資産の圧縮記帳額 948百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金18,000百万円が含まれております。	※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,729百万円が含まれております。
※12 社債は、劣後特約付社債であります。	※12 社債には、劣後特約付社債66,072百万円が含まれております。
※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は820百万円であります。	※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は7,698百万円であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																														
<p>※1 「その他経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額2,536百万円及び株式等売却益674百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他の経常費用」には、株式等償却3,064百万円、貸出債権売却に伴う損失1,342百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金1,275百万円、投資事業組合出資金に対する持分損失963百万円、偶発損失引当金繰入額659百万円を含んでおります。</p> <p>※3 _____</p> <p>※4 _____</p> <p>※5 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計176百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(稼働資産)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">営業用店舗 2か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">建物他</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">162百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(遊休資産)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 1物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 3物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	(稼働資産)		地域	大阪府下	用途	営業用店舗 2か店	種類	建物他	減損損失	162百万円	(遊休資産)		地域	大阪府下	用途	遊休資産 1物件	種類	土地建物	減損損失	3百万円	地域	大阪府外	用途	遊休資産 3物件	種類	土地	減損損失	9百万円	<p>※1 「その他経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額363百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他の経常費用」には、貸出債権売却に伴う損失12,255百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金1,748百万円、貸出金償却1,630百万円、株式等償却661百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「固定資産処分益」には、当行及び関西総合信用株式会社の保有する本店ビル売却に伴う9,973百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「その他の特別損失」は、株式会社びわこ銀行との合併に直接要した支出額以外の支出額であります。</p> <p>※5 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>このうち、以下の遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計34百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(遊休資産)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 5物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 3物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	(遊休資産)		地域	大阪府下	用途	遊休資産 5物件	種類	土地建物	減損損失	19百万円	地域	大阪府外	用途	遊休資産 3物件	種類	土地建物	減損損失	14百万円
(稼働資産)																																															
地域	大阪府下																																														
用途	営業用店舗 2か店																																														
種類	建物他																																														
減損損失	162百万円																																														
(遊休資産)																																															
地域	大阪府下																																														
用途	遊休資産 1物件																																														
種類	土地建物																																														
減損損失	3百万円																																														
地域	大阪府外																																														
用途	遊休資産 3物件																																														
種類	土地																																														
減損損失	9百万円																																														
(遊休資産)																																															
地域	大阪府下																																														
用途	遊休資産 5物件																																														
種類	土地建物																																														
減損損失	19百万円																																														
地域	大阪府外																																														
用途	遊休資産 3物件																																														
種類	土地建物																																														
減損損失	14百万円																																														

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	479,348	155,038	—	634,386	(注) 1
合計	479,348	155,038	—	634,386	
自己株式					
普通株式	715	30	22	722	(注) 2、3
合計	715	30	22	722	

(注) 1 普通株式の発行済株式の増加155,038千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加30千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少22千株は、単元未満株式の売渡しによる減少15千株、ストック・オプションの権利行使による減少7千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要	
			前連結会計 年度末	当連結会計年度				当連結会計 年度末
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			66		
合計			—			66		

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,393	5	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,900	利益剰余金	3	平成21年3月31日	平成21年6月29日

II 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	634,386	103,532	—	737,918	(注) 1
種類株式	—	50,625	—	50,625	(注) 2
うち第一回 甲種優先株式	—	27,500	—	27,500	
うち第二回 甲種優先株式	—	23,125	—	23,125	
合計	634,386	154,157	—	788,543	
自己株式					
普通株式	722	2,081	35	2,769	(注) 3、4
種類株式	—	—	—	—	
うち第一回 甲種優先株式	—	—	—	—	
うち第二回 甲種優先株式	—	—	—	—	
合計	722	2,081	35	2,769	

- (注) 1 普通株式の発行済株式の増加は、株式会社びわこ銀行との合併に伴う新株の発行による増加であります。
 2 種類株式の発行済株式の増加は、株式会社びわこ銀行との合併に伴う新株の発行による増加であります。
 3 普通株式の自己株式の株式数の増加2,081千株は、株式会社びわこ銀行との合併による増加2,064千株、単元未満株式の買取による増加17千株であります。
 4 普通株式の自己株式の株式数の減少35千株は、ストック・オプションの権利行使による減少34千株、単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要	
			前連結会計 年度末	当連結会計年度				当連結会計 年度末
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			81		
合計			—			81		

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,900	3	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,205	資本剰余金 利益剰余金	3	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日	
	種類株式	第一回甲種 優先株式	915	利益剰余金	33.28	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日
		第二回甲種 優先株式	769	利益剰余金	33.28	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日
	計	3,890					

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 平成21年3月31日現在 現金預け金勘定 208,862百万円 定期預け金 △310百万円 普通預け金 △365百万円 その他預け金 △15,200百万円 現金及び現金同等物 <u>192,987百万円</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 平成22年3月31日現在 現金預け金勘定 268,884百万円 定期預け金 △330百万円 普通預け金 △1,062百万円 その他預け金 △5,046百万円 現金及び現金同等物 <u>262,445百万円</u> ※2 当行と株式会社びわこ銀行との合併に伴い受入れ た資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 資産合計 1,113,801百万円 うち貸出金 795,445百万円 うち有価証券 89,968百万円 負債合計 1,078,769百万円 うち預金 1,033,256百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																
<p>1 ファイナンス・リース取引 〔貸手側〕</p> <p>(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額及び見積残高価額部分の金額並びに受取利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">リース料債権部分の金額</td> <td style="text-align: right;">13,019百万円</td> </tr> <tr> <td>見積残存価額部分の金額</td> <td style="text-align: right;">887百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">△1,859百万円</td> </tr> <tr> <td>期末リース投資資産</td> <td style="text-align: right;">12,047百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td style="text-align: right;">53</td><td style="text-align: right;">5,433</td></tr> <tr><td>1年超2年以内</td><td style="text-align: right;">53</td><td style="text-align: right;">3,324</td></tr> <tr><td>2年超3年以内</td><td style="text-align: right;">49</td><td style="text-align: right;">2,192</td></tr> <tr><td>3年超4年以内</td><td style="text-align: right;">16</td><td style="text-align: right;">1,255</td></tr> <tr><td>4年超5年以内</td><td style="text-align: right;">4</td><td style="text-align: right;">619</td></tr> <tr><td>5年超</td><td style="text-align: right;">2</td><td style="text-align: right;">194</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">179</td><td style="text-align: right;">13,019</td></tr> </tbody> </table> <p>リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純損失は107百万円多く計上されています。</p>	リース料債権部分の金額	13,019百万円	見積残存価額部分の金額	887百万円	受取利息相当額	△1,859百万円	期末リース投資資産	12,047百万円		リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	53	5,433	1年超2年以内	53	3,324	2年超3年以内	49	2,192	3年超4年以内	16	1,255	4年超5年以内	4	619	5年超	2	194	合計	179	13,019	<p>1 ファイナンス・リース取引 〔貸手側〕</p> <p>(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額及び見積残高価額部分の金額並びに受取利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">リース料債権部分の金額</td> <td style="text-align: right;">20,271百万円</td> </tr> <tr> <td>見積残存価額部分の金額</td> <td style="text-align: right;">1,448百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">△3,230百万円</td> </tr> <tr> <td>期末リース投資資産</td> <td style="text-align: right;">18,489百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td style="text-align: right;">53</td><td style="text-align: right;">8,321</td></tr> <tr><td>1年超2年以内</td><td style="text-align: right;">49</td><td style="text-align: right;">5,155</td></tr> <tr><td>2年超3年以内</td><td style="text-align: right;">16</td><td style="text-align: right;">3,414</td></tr> <tr><td>3年超4年以内</td><td style="text-align: right;">4</td><td style="text-align: right;">2,106</td></tr> <tr><td>4年超5年以内</td><td style="text-align: right;">2</td><td style="text-align: right;">855</td></tr> <tr><td>5年超</td><td style="text-align: right;">—</td><td style="text-align: right;">418</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">126</td><td style="text-align: right;">20,271</td></tr> </tbody> </table> <p>リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純損失は119百万円少なく計上されています。</p>	リース料債権部分の金額	20,271百万円	見積残存価額部分の金額	1,448百万円	受取利息相当額	△3,230百万円	期末リース投資資産	18,489百万円		リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	53	8,321	1年超2年以内	49	5,155	2年超3年以内	16	3,414	3年超4年以内	4	2,106	4年超5年以内	2	855	5年超	—	418	合計	126	20,271
リース料債権部分の金額	13,019百万円																																																																
見積残存価額部分の金額	887百万円																																																																
受取利息相当額	△1,859百万円																																																																
期末リース投資資産	12,047百万円																																																																
	リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																															
1年以内	53	5,433																																																															
1年超2年以内	53	3,324																																																															
2年超3年以内	49	2,192																																																															
3年超4年以内	16	1,255																																																															
4年超5年以内	4	619																																																															
5年超	2	194																																																															
合計	179	13,019																																																															
リース料債権部分の金額	20,271百万円																																																																
見積残存価額部分の金額	1,448百万円																																																																
受取利息相当額	△3,230百万円																																																																
期末リース投資資産	18,489百万円																																																																
	リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																															
1年以内	53	8,321																																																															
1年超2年以内	49	5,155																																																															
2年超3年以内	16	3,414																																																															
3年超4年以内	4	2,106																																																															
4年超5年以内	2	855																																																															
5年超	—	418																																																															
合計	126	20,271																																																															
<p>2 オペレーティング・リース取引 〔借手側〕</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">464百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">483百万円</td> </tr> </table> <p>〔貸手側〕</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">49百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">71百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">121百万円</td> </tr> </table>	1年内	19百万円	1年超	464百万円	合計	483百万円	1年内	49百万円	1年超	71百万円	合計	121百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 〔借手側〕</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">444百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">464百万円</td> </tr> </table> <p>〔貸手側〕</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">77百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">109百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">187百万円</td> </tr> </table>	1年内	19百万円	1年超	444百万円	合計	464百万円	1年内	77百万円	1年超	109百万円	合計	187百万円																																								
1年内	19百万円																																																																
1年超	464百万円																																																																
合計	483百万円																																																																
1年内	49百万円																																																																
1年超	71百万円																																																																
合計	121百万円																																																																
1年内	19百万円																																																																
1年超	444百万円																																																																
合計	464百万円																																																																
1年内	77百万円																																																																
1年超	109百万円																																																																
合計	187百万円																																																																

(金融商品関係)

I 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。うち、銀行業務としては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務等を行っております。

これら業務に伴い、当行グループでは、貸出金、債券、株式等の金融資産を保有するほか、預金、借入金、社債等による資金調達を行っております。また、お客様のヘッジニーズにお応えする目的のほか、預貸金業務等に係る市場リスクをコントロールする目的(以下、「ALM目的」)で、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 金融資産

当行グループが保有する主な金融資産は、法人向け・個人向けの貸出金及び国債や社債等の債券、株式等の有価証券であります。国債等の債券については、ALM目的で保有しております。また、株式につきましては、政策投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれ貸出先、発行体の契約不履行によってもたらされる信用リスクや金利、為替、株価等の市場価格の変動リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

② 金融負債

当行グループが負う金融負債には、預金のほか、借入金、社債等が含まれます。預金は、主として法人・個人預金であり、借入金及び社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金や劣後特約付社債が含まれております。金融負債についても、金融資産と同様に、金利、為替の変動リスクや流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

③ デリバティブ取引

当行グループで取り扱っているデリバティブ取引には、金利関連ではスワップ取引・オプション取引、通貨関連では為替予約取引・通貨スワップ取引、債券関連では債券先物取引等であります。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、金利や為替、株価等市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する市場リスク、取引相手の財務状態の悪化等により契約が履行されなくなり損失を被る信用リスク、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる流動性リスク等があります。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「リスク管理規定」として制定しております。同規定に基づき、「総合的なリスク管理の基本方針」を定め、取締役会の承認を得る体制としております。

リスク管理を行うに当たっては、戦略目標と業務形態に応じて、管理すべきリスクの所在と種類を特定したうえで、各リスクの特性に応じて適切な管理を実施する体制となっております。

① 信用リスクの管理体制

投融资企画部と信用リスク管理室が、与信業務の基本的指針と行動規範を定めた「クレジットポリシー」の制定、与信権限規定・運営ルール of 制定、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオ管理、行内格付制度、信用リスク量（コスト）の管理等を行い、信用リスクの統合的、定量的、経常的な管理を行っております。

審査体制については、審査関連部と営業推進部門とを分離し、個別案件審査の独立性を堅持しております。貸出の審査に当たっては、公共性・成長性・健全性・収益性を基本原則とし、事業計画や資金使途、返済能力等を総合的に評価し、厳正な姿勢で取り組んでおります。

また、一定の基準を満たす与信先については、通常の審議を通じた与信管理に加え、与信先の信用状態、与信保全状況及び今後の与信方針等に関して個別管理を強化し、定期的に審査関連部から経営陣に報告を行うローンレビューを実施しております。また、資産監査部を独立部とし、審査関連部・営業店に対する牽制機能の強化を図っております。

② 市場リスクの管理

当行は、市場営業部門から独立した権限を持つ市場管理部が市場リスクを一元管理する体制をとっております。また、実効性のあるリスク管理の実現には、経営陣がそのプロセスに関与することが重要であり、当行では、「取締役会」や「ALM会議」において、リスク管理方針等を審議するとともに、経営陣に対し、行内の電子メールにより、リスク状況を日次で報告しております。

市場価格やボラティリティ（市場価格の変動率）が予想に反して不利な方向に変動した場合に発生する市場リスクにつきましては、BPV（ベシス・ポイント・バリュー、金利が0.01%変化したときの損益変化）の極度を設定して、市場リスクを適切に管理しております。

③ 流動性リスクの管理

当行では、毎月開催する「ALM会議」にて、市場動向・預貸金動向等を踏まえたうえで資金調達方針等を検討するとともに、当行の要調達額（資金ギャップ）に対し極度を設定し、日々管理を行っております。また、流動性リスクのコンティンジェンシープラン（危機管理計画）として預金流出額に応じてフェーズを制定し、日々把握管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が存在しない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	268,884	268,884	—
(2) コールローン及び買入手形	608	630	21
(3) 買入金銭債権	15	15	—
(4) 有価証券 その他有価証券	447,608	447,608	—
(5) 貸出金 貸倒引当金 (* 1)	3,496,904 △ 45,048		
	3,451,855	3,488,416	36,560
(6) 外国為替 (* 1)	7,055	7,140	85
(7) その他資産 (* 1、* 2)	28,701	30,311	1,610
資産計	4,204,728	4,243,006	38,277
(1) 預金	3,849,041	3,853,888	4,846
(2) 譲渡性預金	168,450	168,443	△ 6
(3) コールマネー及び売渡手形	170	170	—
(4) 借入金	51,830	51,888	58
(5) 外国為替	10	10	—
(6) 社債	66,242	65,939	△ 302
負債計	4,135,746	4,140,341	4,595
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,636	1,636	—
ヘッジ会計が適用されているもの	107	107	—
デリバティブ取引計	1,744	1,744	—

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(* 2) デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

現金、無利息預け金及び残存期間が6カ月以下の有利息預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超える有利息預け金は、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が6カ月以下のコールローンについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超えるコールローンは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(3) 買入金銭債権

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券

市場価格のある株式は、当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された金額を時価としております。それ以外の市場価格のあるものは、当連結会計年度末日における市場価格を時価としております。市場価格のないものは、時価を把握することが極めて困難と認められるものを除き、主に市場金利、発行体の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。

これにより市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」が944百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国他店預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入外国為替、取立外国為替は、残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(7) その他資産

その他資産のうち、リース投資資産、リース債権及び延払債権については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。また、要求払預金以外の預金のうち満期までの残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

その他の定期預金及び譲渡性預金は、満期日までの残存期間に応じた、新規に預金を受入れる際に使用する利率等を用いて、将来キャッシュ・フロー法等により時価を算定しております。

(3) コールマネー及び売渡手形

約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金、及び(6) 社債

変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金、社債の元利金の合計額を同様の調達において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、借入金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 外国為替

取引の時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (* 1)	1,532
② 組合出資金 (* 2)	1,358
合計	2,890

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	237,081	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	236	279	93	—	—
買入金銭債権	15	—	—	—	—
有価証券	27,671	89,510	174,084	126,578	—
その他有価証券のうち満期があるもの	27,671	89,510	174,084	126,578	—
うち国債	5,500	47,248	133,970	107,853	—
地方債	540	1,944	4,825	100	—
社債	19,691	23,634	25,659	15,264	—
その他	1,938	16,682	9,629	3,361	—
貸出金(*1)	725,199	497,032	329,236	555,393	1,240,776
外国為替	7,140	—	—	—	—
その他資産のうちリース投資資産(*2)	7,106	7,663	3,155	455	—
その他資産のうちリース債権	42	287	8	—	—
合 計	1,004,494	594,772	506,578	682,427	1,240,776

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない146,022百万円は含めておりません。

(*2) リース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない70百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金(*1)	3,214,220	554,057	67,467	11,127	—
譲渡性預金	168,450	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	170	—	—	—	—
外国為替	10	—	—	—	—
合 計	3,382,851	554,057	67,467	11,127	—

(*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 社債、借入金については、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「⑤連結附属明細表」の「社債明細表」及び「借入金等明細表」において記載しております。

(有価証券関係)

I 前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

売買目的有価証券はありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

満期保有目的の債券はありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	9,997	7,228	△2,768	142	2,911
債券	328,566	326,510	△2,056	1,860	3,916
国債	262,426	264,102	1,676	1,793	117
地方債	1,008	1,009	0	3	2
社債	65,132	61,399	△3,732	63	3,795
その他	33,792	26,871	△6,920	0	6,921
合計	372,356	360,611	△11,745	2,003	13,748

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,054百万円(うち株式1,188百万円、その他1,865百万円)であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当連結会計年度末前1カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当連結会計年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(追加情報)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、中間連結会計期間から、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が221百万円増加、「繰延税金資産」が90百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が131百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

売却した満期保有目的の債券はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	170,797	2,894	2,780

6 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	750
非上場債券	820
投資事業組合出資金	1,689

7 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	70,814	200,225	56,290	—
国債	30,378	180,410	53,313	—
地方債	210	798	—	—
社債	40,224	19,017	2,976	—
その他	1,356	15,307	2,586	—
合計	72,171	215,533	58,876	—

II 当連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

売買目的有価証券はありません。

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

満期保有目的の債券はありません。

3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	8,284	7,584	699
	債券	153,100	152,220	880
	国債	103,797	103,540	257
	地方債	2,201	2,188	12
	社債	47,101	46,490	610
	その他	22,789	22,138	651
	小計	184,174	181,943	2,230
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	6,438	8,074	△1,636
	債券	237,239	237,984	△745
	国債	193,703	194,351	△648
	地方債	5,357	5,361	△3
	社債	38,178	38,271	△93
	その他	19,755	23,775	△4,019
	小計	263,433	269,835	△6,401
合計		447,608	451,779	△4,170

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	0	16
債券	624,034	3,994	—
国債	613,877	3,860	—
地方債	—	—	—
社債	10,156	134	—
その他	8,813	233	1,162
合計	632,847	4,227	1,178

6 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は682百万円（うち株式661百万円、その他20百万円）であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当連結会計年度末日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

運用目的の金銭の信託はありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

満期保有目的の金銭の信託はありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

II 当連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

運用目的の金銭の信託はありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

満期保有目的の金銭の信託はありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△11,745
その他有価証券	△11,745
(+)繰延税金資産	4,785
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△6,959
(△)少数株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△6,959

II 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△4,186
その他有価証券	△4,186
(+)繰延税金資産	—
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△4,186
(△)少数株主持分相当額	△10
その他有価証券評価差額金	△4,197

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取扱っているデリバティブ取引は、金利関連ではスワップ取引・オプション取引、通貨関連では為替予約取引・通貨スワップ取引、債券関連では債券先物取引であります。

(2) 利用目的及び取組方針

当行が取扱っているデリバティブ取引は、預貸金業務に付随して発生する市場リスクをコントロールするための金利スワップ取引、お客さまの依頼により行う金利スワップ取引・金利オプション取引・通貨スワップ取引・為替予約取引、お客さまとの取引における金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引・金利オプション取引、及び為替変動リスクを回避するための通貨スワップ取引・為替予約取引、また、保有債券の価格変動リスクを回避するための債券先物取引であり、短期的な売買差益の獲得を目的とした取引は行っておりません。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例の要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	預金・貸出金等
為替予約	外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジの有効性の評価

(金利スワップ)

相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

(為替予約)

外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約(為替スワップ取引等)をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係るリスクにつきましては、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、市場変動から損失を被る可能性のあるリスクですが、当行が利用しているデリバティブ取引はヘッジを目的としているため、オン・バランスの資産・負債との間でリスクを打ち消す効果を出しています。

信用リスクとは、取引先の契約不履行によって発生するものですが、対金融機関取引においては、大手行等を相手方とすることで、また、対顧客取引においては、与信審査の上、デリバティブの仕組み、リスクの所在を理解している先に絞ることで、それぞれ信用リスクの軽減を図っております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、自己責任原則の下、経営体力に対し適正なレベルにリスクをコントロールした上で、業務の発展・収益力の強化を図ること、及び厳格なリスク管理により業務の健全性・適切性を確保することを経営の最重要課題の一つと位置づけております。

デリバティブ取引に係るリスク管理につきましては、売買の約定を行う部門(フロントオフィス部門)と資金・証券等の受渡しを行う部門(バックオフィス部門)を完全分離するとともに、市場リスクの一元的把握及び管理を行う部門(ミドルオフィス部門)を設置して、強固な相互牽制体制を確立しています。経営陣へのリスク管理情報の報告体制は、毎月開催されるALM委員会(経営会議役員、関連部部長で構成)へ報告を行うとともに、リスク管理規定に従い行内の電子メールにより日次でも行っております。

(5) その他

「取引の時価等に関する事項」における契約額又は想定元本額は、この金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを表すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	143,780	139,816	1,123	1,123
	受取固定・支払変動	72,981	70,349	2,371	2,371
	受取変動・支払固定	70,799	69,466	△1,247	△1,247
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	2,290	2,154	—	—
	売建	1,145	1,077	△1	△1
	買建	1,145	1,077	1	1
	合計	—	—	1,123	1,123

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	12,734	12,734	58	58
	為替予約	2,222	—	△19	△19
	売建	1,791	—	△29	△29
	買建	430	—	9	9
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	38	38

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

II 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	237,807	182,072	1,591	1,591
	受取固定・支払変動	139,550	87,948	3,398	3,398
	受取変動・支払固定	98,257	94,124	△1,806	△1,806
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	1,250	1,250	—	—
	売建	625	625	△73	△73
	買建	625	625	73	73
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	1,591	1,591

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	16,786	16,786	56	56
	為替予約	2,356	—	△10	△10
	売建	1,409	—	△33	△33
	買建	946	—	23	23
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	45	45

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方 法	金利スワップ	貸出金、預金等の 有利息の金融 資産・負債	56,725	56,725	548
	受取固定・支払変動		42,000	42,000	740
	受取変動・支払固定		14,725	14,725	△192
	金利先物		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
金利ス ワップ の特例 処理	金利スワップ	貸出金、借入金 等の有利息の金 融資産・負債	33,267	22,018	(注) 3
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		33,267	22,018	
合計			—	—	

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金、借入金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当行及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
退職給付債務 (A) (百万円)	△11,190	△21,413
年金資産 (B) (百万円)	5,499	14,467
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B) (百万円)	△5,691	△6,946
未認識数理計算上の差異 (D) (百万円)	2,476	1,735
未認識過去勤務債務 (E) (百万円)	—	—
連結貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E) (百万円)	△3,215	△5,210
前払年金費用 (G) (百万円)	521	1,044
退職給付引当金 (F) - (G) (百万円)	△3,736	△6,255

(注) 1 一部の連結子会社は、退職一時金制度における退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
2 退職給付債務には、臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
勤務費用 (百万円)	550	580
利息費用 (百万円)	152	167
期待運用収益 (百万円)	△241	△227
過去勤務債務の費用処理額 (百万円)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額 (百万円)	242	384
臨時に支払った割増退職金 (百万円)	72	37
退職給付費用 (百万円)	777	941

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職一時金制度の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
(1) 割引率 (%)	1.4	同左
(2) 期待運用収益率 (%)	4.1	3.0、3.8
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	—	—
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしている。)	同左

(ストック・オプション等関係)

I 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 22百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の役職員 45	当行の役職員 44	当行の役職員 65	当行の役職員 174
株式の種類別ストック・オプションの数(株)	普通株式 238,000	普通株式 234,000	普通株式 306,000	普通株式 399,000
付与日	平成13年7月31日	平成14年7月31日	平成15年7月31日	平成16年7月30日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成15年6月29日 至 平成23年6月28日	8年間 自 平成16年6月28日 至 平成24年6月27日	8年間 自 平成17年6月28日 至 平成25年6月27日	8年間 自 平成18年6月30日 至 平成26年6月29日

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の役職員 183	当行の取締役 9	当行の取締役を 兼務しない執行 役員 14 当行の使用人 46	当行の取締役 10
株式の種類別ストック・オプションの数(株)	普通株式 464,000	普通株式 162,000	普通株式 115,000	普通株式 174,000
付与日	平成17年7月29日	平成18年7月31日	平成18年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成19年6月30日 至 平成27年6月29日	8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日	8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日	8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役を 兼務しない執行 役員 14 当行の使用人 48	当行の取締役 9 当行の取締役を 兼務しない執行 役員 16 当行の使用人 45
株式の種類別ストック・オプションの数(株)	普通株式 112,000	普通株式 289,000
付与日	平成19年7月31日	平成20年7月31日
権利確定条件	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日	8年間 自 平成22年6月28日 至 平成30年6月27日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	122,000	158,000	230,000	330,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	4,000	—	2,000	1,000
失効	6,000	—	—	—
未行使残	112,000	158,000	228,000	329,000

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	162,000	115,000	174,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	162,000	115,000	—
未確定残	—	—	—	174,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	451,000	—	—	—
権利確定	—	162,000	115,000	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	451,000	162,000	115,000	—

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	112,000	—
付与	—	289,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	112,000	289,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

Ⅱ 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 15百万円
- 2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) ストック・オプションの内容

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の役職員 45	当行の役職員 44	当行の役職員 65	当行の役職員 174
株式の種類別ストック・オプションの数(株)	普通株式 238,000	普通株式 234,000	普通株式 306,000	普通株式 399,000
付与日	平成13年7月31日	平成14年7月31日	平成15年7月31日	平成16年7月30日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成15年6月29日 至 平成23年6月28日	8年間 自 平成16年6月28日 至 平成24年6月27日	8年間 自 平成17年6月28日 至 平成25年6月27日	8年間 自 平成18年6月30日 至 平成26年6月29日

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の役職員 183	当行の取締役 9	当行の取締役を兼務しない執行役員 14 当行の使用人 46	当行の取締役 10
株式の種類別ストック・オプションの数(株)	普通株式 464,000	普通株式 162,000	普通株式 115,000	普通株式 174,000
付与日	平成17年7月29日	平成18年7月31日	平成18年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成19年6月30日 至 平成27年6月29日	8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日	8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日	8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役を兼務しない執行役員 14 当行の使用人 48	当行の取締役 9 当行の取締役を兼務しない執行役員 16 当行の使用人 45	当行の取締役 11 当行の取締役を兼務しない執行役員 14 当行の使用人 57
株式の種類別ストック・オプションの数(株)	普通株式 112,000	普通株式 289,000	普通株式 350,000
付与日	平成19年7月31日	平成20年7月31日	平成21年7月31日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日	8年間 自 平成22年6月28日 至 平成30年6月27日	8年間 自 平成23年6月27日 至 平成31年6月26日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	112,000	158,000	228,000	329,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	8,000	20,000	6,000	—
失効	—	—	—	4,000
未行使残	104,000	138,000	222,000	325,000

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	174,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	174,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	451,000	162,000	115,000	—
権利確定	—	—	—	174,000
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	451,000	162,000	115,000	174,000

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	112,000	289,000	—
付与	—	—	350,000
失効	—	—	—
権利確定	112,000	—	—
未確定残	—	289,000	350,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	112,000	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	112,000	—	—

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																												
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">34,780百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">4,785百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">1,308百万円</td></tr> <tr><td>有価証券償却</td><td style="text-align: right;">1,152百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">681百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,519百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">46,227百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△7,104百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">39,123百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ損益</td><td style="text-align: right;">△503百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">△503百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">38,620百万円</td></tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金	34,780百万円	その他有価証券評価差額金	4,785百万円	退職給付引当金	1,308百万円	有価証券償却	1,152百万円	賞与引当金	681百万円	その他	3,519百万円	繰延税金資産小計	46,227百万円	評価性引当額	△7,104百万円	繰延税金資産合計	39,123百万円	繰延税金負債		繰延ヘッジ損益	△503百万円	繰延税金負債合計	△503百万円	繰延税金資産の純額	38,620百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">72,613百万円</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">10,086百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">2,118百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">1,591百万円</td></tr> <tr><td>有価証券償却</td><td style="text-align: right;">1,177百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">8,936百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">96,524百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△42,644百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">53,879百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td style="text-align: right;">△2,177百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td style="text-align: right;">△1,205百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△1,287百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">△4,670百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">49,209百万円</td></tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金	72,613百万円	税務上の繰越欠損金	10,086百万円	退職給付引当金	2,118百万円	その他有価証券評価差額金	1,591百万円	有価証券償却	1,177百万円	その他	8,936百万円	繰延税金資産小計	96,524百万円	評価性引当額	△42,644百万円	繰延税金資産合計	53,879百万円	繰延税金負債		貸出金	△2,177百万円	有形固定資産	△1,205百万円	その他	△1,287百万円	繰延税金負債合計	△4,670百万円	繰延税金資産の純額	49,209百万円
繰延税金資産																																																													
貸倒引当金	34,780百万円																																																												
その他有価証券評価差額金	4,785百万円																																																												
退職給付引当金	1,308百万円																																																												
有価証券償却	1,152百万円																																																												
賞与引当金	681百万円																																																												
その他	3,519百万円																																																												
繰延税金資産小計	46,227百万円																																																												
評価性引当額	△7,104百万円																																																												
繰延税金資産合計	39,123百万円																																																												
繰延税金負債																																																													
繰延ヘッジ損益	△503百万円																																																												
繰延税金負債合計	△503百万円																																																												
繰延税金資産の純額	38,620百万円																																																												
繰延税金資産																																																													
貸倒引当金	72,613百万円																																																												
税務上の繰越欠損金	10,086百万円																																																												
退職給付引当金	2,118百万円																																																												
その他有価証券評価差額金	1,591百万円																																																												
有価証券償却	1,177百万円																																																												
その他	8,936百万円																																																												
繰延税金資産小計	96,524百万円																																																												
評価性引当額	△42,644百万円																																																												
繰延税金資産合計	53,879百万円																																																												
繰延税金負債																																																													
貸出金	△2,177百万円																																																												
有形固定資産	△1,205百万円																																																												
その他	△1,287百万円																																																												
繰延税金負債合計	△4,670百万円																																																												
繰延税金資産の純額	49,209百万円																																																												
<p>2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当連結会計年度は税金等調整前当期純損失となったため、記載しておりません。</p>	<p>2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当連結会計年度は税金等調整前当期純損失となったため、記載しておりません。</p>																																																												

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当行及び株式会社びわこ銀行は、両行の合併に関し、平成21年3月13日に「合併に関する基本合意書」を締結、平成21年11月18日に「合併契約書」を締結し、平成22年3月1日に合併いたしました。

パーチェス法適用

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社びわこ銀行

事業の内容 銀行業

(2) 企業結合を行った主な理由

当行及び株式会社びわこ銀行(以下、「びわこ銀行」)は、地域金融機関としてさらに安定した金融機能の發揮に向け、関西エリアトップクラスの経営体力を有するとともに、将来の道州制への動きにも対応した関西全域に営業基盤を有する広域地銀の実現を目指し、合併することといたしました。

(3) 企業結合日

平成22年3月1日

(4) 企業結合の法的形式

当行を合併存続会社とし、びわこ銀行を合併消滅会社とした吸収合併方式

(5) 結合後企業の名称

株式会社関西アーバン銀行

(6) 取得した議決権比率

100%

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成22年3月1日から平成22年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	当行の普通株式・優先株式等	48,485百万円
取得に直接要した支出	フィナンシャルアドバイザー費用等	337百万円
取得原価		48,822百万円

4. 株式の種類別の合併比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(1) 株式の種類別の合併比率

① 普通株式	当行1：びわこ銀行0.75
② 優先株式(第一回甲種優先株式)	当行1：びわこ銀行1
③ 優先株式(第二回甲種優先株式)	当行1：びわこ銀行1

(2) 合併比率の算定方法

公正性を期すため、当行は大和証券キャピタル・マーケット株式会社を、びわこ銀行はゴールドマン・サックス証券株式会社をフィナンシャルアドバイザーとして起用したうえで、それぞれのフィナンシャルアドバイザーに合併比率(普通株式)の算定を依頼いたしました。両行はこれらの算定結果を参考に、相互に実施したデュー・デリジェンスの結果等を踏まえ、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、交渉、協議を重ね、上記合併比率(普通株式)について妥当であると判断し、合意、決定いたしました。

なお、びわこ銀行が発行する第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式については、普通株式と異なり市場株価が存在しないため、普通株式の合併比率を考慮したうえで、当行が対価として新たに発行する優先株式において、実質的に同一の条件を定めることといたしました。

(3) 交付株式数及びその評価額

① 交付株式数	普通株式	103,532,913株
	第一回甲種優先株式	27,500,000株
	第二回甲種優先株式	23,125,000株
② 評価額	普通株式	12,803百万円
	第一回甲種優先株式	19,025百万円
	第二回甲種優先株式	16,500百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- (1) 発生したのれん金額 14,733百万円
- (2) 発生原因
今後見込まれる将来の収益力から発生したものであります。
- (3) 償却方法及び償却期間
20年間で均等償却
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- (1) 資産の額
- | | |
|--------|--------------|
| 資産合計 | 1,113,801百万円 |
| うち貸出金 | 795,445百万円 |
| うち有価証券 | 89,968百万円 |
- (2) 負債の額
- | | |
|------|--------------|
| 負債合計 | 1,078,769百万円 |
| うち預金 | 1,033,256百万円 |
7. 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針
該当事項はありません。
8. 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名
該当事項はありません。
9. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額
- | | |
|-------|-----------|
| 経常収益 | 25,832百万円 |
| 経常利益 | 537百万円 |
| 当期純利益 | 557百万円 |

【概算額の算定方法及び重要な前提条件】

びわこ銀行における平成21年4月1日から平成22年2月28日までの経常収益及び損益に、当該期間に係るのれん償却額等を加味して算出しております。

なお、上記概算額につきましては、あずさ監査法人の監査証明を受けておりません。

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	98,154	10,083	558	108,796	—	108,796
(2) セグメント間の内部 経常収益	238	311	790	1,341	(1,341)	—
計	98,393	10,395	1,348	110,137	(1,341)	108,796
経常費用	136,924	10,163	848	147,937	(1,241)	146,695
経常利益(△は経常損失)	△38,531	231	500	△37,799	(99)	△37,898
II 資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出						
資産	3,420,982	29,386	30,857	3,481,226	(39,981)	3,441,245
減価償却費	3,955	89	27	4,071	—	4,071
減損損失	176	—	—	176	—	176
資本的支出	10,715	357	39	11,112	—	11,112

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(又は経常損失)を記載しております。

4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5 会計処理基準に関する事項 (13) 消費税等の会計処理」に記載のとおり、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから、期間損益の適正化を図るため、当連結会計年度より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比較し、経常費用は銀行業が242百万円、その他事業が0百万円減少し、銀行業の経常損失は242百万円減少し、その他事業の経常利益は0百万円増加しております。

5 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 (リース取引に関する会計基準)」に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比較し、リース業の経常収益が6,067百万円、経常費用は6,146百万円減少し、経常利益が79百万円増加しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	91,818	6,843	536	99,198	—	99,198
(2) セグメント間の内部 経常収益	226	190	1,862	2,279	(2,279)	—
計	92,044	7,034	2,399	101,478	(2,279)	99,198
経常費用	131,369	8,511	889	140,770	(2,281)	138,489
経常利益(△は経常損失)	△39,324	△1,477	1,509	△39,292	1	△39,290
II 資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出						
資産	4,327,504	36,124	32,215	4,395,845	(47,631)	4,348,213
減価償却費	3,658	184	18	3,861	—	3,861
減損損失	34	—	—	34	—	34
資本的支出	1,871	578	42	2,491	—	2,491

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(又は経常損失)を記載しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

I 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、連結子会社と関連当事者との取引、親会社の役員との取引、子会社の重要な役員との取引等を開示対象に追加しております。ただし、当連結会計年度については該当ありません。

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	
親会社	株式会社 三井住友銀行	東京都 千代田区	664,986	銀行業務	被所有	56.59 (0.16)
		関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		銀行業務	営業取引	39,941	預金	100,140
					借入金	18,000

(注) 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の()内は、間接所有の割合(内書き)であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 一般の取引先と同様に決定しております。
- (2) 借入金以外の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
- (3) 営業取引の取引金額は、預金平均残高であります。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	
親会社の子会社	SMB C信用保証 株式会社	東京都港区	187,720	銀行業務	—	
		関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		銀行業務	営業取引	50,136	譲渡性預金	50,000

(注) 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の()内は、間接所有の割合(内書き)であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 一般の取引先と同様に決定しております。
- (2) 営業取引の取引金額は、預金及び譲渡性預金の平均残高であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京、大阪、名古屋証券取引所に上場)

株式会社三井住友銀行(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、関連会社はありません。

II 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	
親会社	株式会社 三井住友銀行	東京都 千代田区	1,770,996	銀行業務	被所有	49.79 (0.35)
		関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		銀行業務	営業取引	100,144	預金	100,182
				借入金	18,000	

(注) 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の()内は、間接所有の割合(内書き)であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 一般の取引先と同様に決定しております。
- (2) 借入金以外の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
- (3) 営業取引の取引金額は、預金平均残高であります。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	
親会社の子会社	SMB C信用保証 株式会社	東京都港区	187,720	銀行業務	0.11	
		関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		銀行業務	営業取引	50,000	譲渡性預金	50,000

(注) 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の()内は、間接所有の割合(内書き)であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 一般の取引先と同様に決定しております。
- (2) 営業取引の取引金額は、譲渡性預金の平均残高であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京、大阪、名古屋証券取引所に上場)

株式会社三井住友銀行(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、関連会社はありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	140.52	103.63
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△52.11	△40.18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末 平成21年3月31日	当連結会計年度末 平成22年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	117,217	142,376
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	28,170	66,186
(うち優先株式)	—	35,525
(うち優先配当額)	—	1,684
(うち新株予約権)	66	81
(うち少数株主持分)	28,104	28,894
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	89,046	76,189
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	633,663	735,149

2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)			
当期純利益(△は当期純損失)	百万円	△24,963	△24,125
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	1,684
普通株式に係る当期純利益 (△は普通株式に係る当期純損失)	百万円	△24,963	△25,809
普通株式の期中平均株式数	千株	479,056	642,302

3 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年及び当連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(債権の取立不能のおそれについて) 当行の取引先である株式会社ジョイント・コーポレーションは、平成21年5月29日付で東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、平成21年6月16日に会社更生手続開始の決定を受けました。 当行の同社に対する債権額は9,123百万円(貸出金9,121百万円、未収利息1百万円)で、担保等により保全されていない部分3,359百万円は、平成21年度第1四半期決算において必要な引当処理を行います。	—

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	株式会社関西銀行 第1回期限前償還条項付 無担保社債 (劣後特約付・少人数限定)	平成15年 8月8日	6,000	6,000	3.21	なし	平成30年 8月8日
	株式会社関西アーバン銀行 第1回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成17年 3月24日	10,000	—	1.45	なし	平成27年 3月24日
	株式会社関西アーバン銀行 第2回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成18年 3月29日	6,000	6,000	1.83	なし	平成28年 3月29日
	株式会社関西アーバン銀行 第3回無担保永久社債 (劣後特約付)	平成18年 3月29日	7,000	7,000	2.75	なし	定めず
	株式会社関西アーバン銀行 第4回期限前償還条項付 無担保社債 (劣後特約付・少人数限定)	平成18年 6月14日	5,000	5,000	1.98	なし	平成28年 6月14日
	株式会社関西アーバン銀行 第4回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成18年 9月26日	5,000	5,000	1.80	なし	平成28年 9月26日
	株式会社関西アーバン銀行 第5回無担保永久社債 (劣後特約付)	平成18年 9月26日	5,000	5,000	2.65	なし	定めず
	株式会社関西アーバン銀行 第6回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成19年 2月20日	7,000	7,000	1.86	なし	平成29年 2月20日
	株式会社関西アーバン銀行 第7回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成20年 3月13日	5,000	5,000	2.01	なし	平成30年 3月13日
	株式会社関西アーバン銀行 第8回無担保永久社債 (劣後特約付)	平成20年 3月13日	5,000	5,000	2.83	なし	定めず
	株式会社関西アーバン銀行 第9回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成22年 2月25日	—	10,000	2.46	なし	平成32年 2月25日
	株式会社びわこ銀行 第1回期限前償還条項付 無担保社債 (劣後特約付及び少人数投 資家向け(適格機関投資家 除く))	平成18年 3月27日	—	5,072	4.39	なし	平成28年 3月25日
びわ銀リー ス株式会 社	連結子会社普通社債	平成18年 3月30日	—	140 (140)	1.22	あり	平成23年 3月30日
	連結子会社普通社債	平成18年 9月22日	—	30 (20)	1.50	あり	平成23年 9月22日
合計	—	—	61,000	66,242 (160)	—	—	—

(注) 1 「当期末残高」欄の()書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2 「利率」は、期末日現在に適用されている「利率」であります。

3 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額 (百万円)	160	10	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	99,027	51,830	2.42	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	99,027	51,830	2.42	平成22年4月～ 定めず
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—

(注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金 (百万円)	15,736	3,362	1,432	449	11,620

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(2) 【その他】

①当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第2四半期 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	第3四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	第4四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
経常収益(百万円)	25,095	24,779	25,016	24,306
税金等調整前 四半期純利益金額 (△は税金等調整前 四半期純損失金額) (百万円)	△847	2,083	960	△32,023
四半期純利益金額 (△は四半期純損失 金額)(百万円)	100	934	853	△26,013
1株当たり 四半期純利益金額 (△は1株当たり 四半期純損失金額) (円)	0.15	1.47	1.34	△41.42

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

②その他

該当ありません。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	208,485	267,981
現金	15,789	31,800
預け金	192,696	236,180
コールローン	5,401	608
買入金銭債権	—	15
有価証券	※7 380,967	※7 470,805
国債	264,102	297,501
地方債	1,009	7,559
社債	※14 62,219	※14 85,767
株式	※1 24,474	※1 35,592
その他の証券	29,161	44,385
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※8 2,765,702	※2, ※3, ※4, ※5, ※7, ※8 3,500,308
割引手形	※6 4,700	※6 8,176
手形貸付	146,640	138,122
証書貸付	2,545,094	3,278,055
当座貸越	69,267	75,953
外国為替	2,583	7,140
外国他店預け	1,285	4,727
買入外国為替	※6 613	※6 1,653
取立外国為替	685	759
その他資産	12,151	19,340
未決済為替貸	2	1
前払費用	0	263
未収収益	3,178	4,204
金融派生商品	3,907	4,360
その他の資産	※7 5,062	※7 10,511
有形固定資産	※10, ※11 35,323	※10, ※11 31,233
建物	13,209	12,486
土地	※9 18,069	※9 14,321
リース資産	1,044	803
建設仮勘定	9	581
その他の有形固定資産	2,990	3,041
無形固定資産	2,799	18,285
ソフトウェア	2,623	2,443
のれん	—	14,672
リース資産	8	330
その他の無形固定資産	167	838
繰延税金資産	36,187	46,669
支払承諾見返	10,551	15,962
貸倒引当金	△35,262	△40,069
資産の部合計	3,424,892	4,338,282

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
預金	※7 2,835,699	※7 3,856,567
当座預金	36,333	67,961
普通預金	508,316	813,873
貯蓄預金	11,197	23,129
通知預金	1,905	3,482
定期預金	2,264,083	2,924,278
定期積金	—	1,509
その他の預金	13,863	22,333
譲渡性預金	267,300	182,450
コールマネー	20,178	170
借入金	※7 106,100	58,829
借入金	※12 106,100	※12 58,829
外国為替	16	10
売渡外国為替	6	10
未払外国為替	10	—
社債	※13 61,000	※13 66,072
その他負債	26,158	30,290
未払法人税等	446	523
未払費用	19,126	19,606
前受収益	3,420	3,550
従業員預り金	0	0
給付補てん備金	—	2
金融派生商品	1,496	2,615
リース債務	1,053	1,135
その他の負債	614	2,856
賞与引当金	1,620	1,900
退職給付引当金	3,717	6,223
役員退職慰労引当金	424	485
睡眠預金払戻損失引当金	318	383
偶発損失引当金	1,024	1,430
再評価に係る繰延税金負債	※9 618	※9 614
支払承諾	10,551	15,962
負債の部合計	3,334,727	4,221,391

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	18,546	66,875
資本準備金	18,546	18,546
その他資本剰余金	—	48,329
利益剰余金	30,169	6,577
利益準備金	※15 2,078	※15 2,458
その他利益剰余金	28,090	4,118
別途積立金	50,400	23,400
繰越利益剰余金	△22,309	△19,281
自己株式	△288	△582
株主資本合計	95,466	119,910
その他有価証券評価差額金	△6,959	△4,278
繰延ヘッジ損益	733	324
土地再評価差額金	※9 857	※9 851
評価・換算差額等合計	△5,368	△3,101
新株予約権	66	81
純資産の部合計	90,164	116,890
負債及び純資産の部合計	3,424,892	4,338,282

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	96,261	89,420
資金運用収益	80,847	76,106
貸出金利息	75,171	69,987
有価証券利息配当金	4,692	4,795
コールローン利息	282	149
買入手形利息	5	—
預け金利息	21	38
金利スワップ受入利息	510	1,085
その他の受入利息	163	49
役務取引等収益	8,668	7,625
受入為替手数料	1,449	1,378
その他の役務収益	7,219	6,246
その他業務収益	3,311	4,944
外国為替売買益	177	100
商品有価証券売買益	0	0
国債等債券売却益	2,329	4,034
金融派生商品収益	691	729
その他の業務収益	112	79
その他経常収益	3,434	744
株式等売却益	674	193
その他の経常収益	※1 2,759	※1 550
経常費用	134,487	127,199
資金調達費用	22,837	21,214
預金利息	17,006	16,596
譲渡性預金利息	2,553	838
コールマネー利息	129	25
債券貸借取引支払利息	5	—
借用金利息	1,111	2,174
社債利息	1,471	1,381
金利スワップ支払利息	498	137
その他の支払利息	61	60
役務取引等費用	7,305	8,628
支払為替手数料	320	309
その他の役務費用	6,984	8,318
その他業務費用	3,130	1,393
国債等債券売却損	3,130	1,372
国債等債券償却	—	20
営業経費	34,727	34,344
その他経常費用	66,485	61,619
貸倒引当金繰入額	58,602	45,329
貸出金償却	36	1,536
株式等売却損	55	16
株式等償却	3,064	661
その他の経常費用	※2 4,726	※2 14,074
経常損失(△)	△38,225	△37,779

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
特別利益	139	9,576
固定資産処分益	138	※3 9,576
償却債権取立益	1	0
特別損失	338	548
固定資産処分損	162	72
減損損失	※5 176	※5 34
その他の特別損失	—	※4 441
税引前当期純損失(△)	△38,424	△28,750
法人税、住民税及び事業税	3,390	△54
法人税等調整額	△16,999	△7,008
法人税等合計	△13,608	△7,063
当期純損失(△)	△24,815	△21,687

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	37,040	47,039
当期変動額		
新株の発行	9,999	—
当期変動額合計	9,999	—
当期末残高	47,039	47,039
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,546	18,546
当期変動額		
新株の発行	9,999	—
当期変動額合計	9,999	—
当期末残高	18,546	18,546
その他資本剰余金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
合併による増加	—	48,329
当期変動額合計	—	48,329
当期末残高	—	48,329
資本剰余金合計		
前期末残高	8,546	18,546
当期変動額		
新株の発行	9,999	—
合併による増加	—	48,329
当期変動額合計	9,999	48,329
当期末残高	18,546	66,875
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	1,599	2,078
当期変動額		
剰余金の配当	478	380
当期変動額合計	478	380
当期末残高	2,078	2,458
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	41,400	50,400
当期変動額		
別途積立金の積立	9,000	—
別途積立金の取崩	—	△27,000
当期変動額合計	9,000	△27,000
当期末残高	50,400	23,400

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
繰越利益剰余金		
前期末残高	14,382	△22,309
当期変動額		
剰余金の配当	△2,871	△2,281
別途積立金の積立	△9,000	—
別途積立金の取崩	—	27,000
当期純損失(△)	△24,815	△21,687
自己株式の処分	△5	△8
土地再評価差額金の取崩	1	5
当期変動額合計	△36,691	3,028
当期末残高	△22,309	△19,281
利益剰余金合計		
前期末残高	57,381	30,169
当期変動額		
剰余金の配当	△2,393	△1,900
別途積立金の積立	—	—
別途積立金の取崩	—	—
当期純損失(△)	△24,815	△21,687
自己株式の処分	△5	△8
土地再評価差額金の取崩	1	5
当期変動額合計	△27,212	△23,591
当期末残高	30,169	6,577
自己株式		
前期末残高	△292	△288
当期変動額		
自己株式の取得	△5	△308
自己株式の処分	9	13
当期変動額合計	4	△294
当期末残高	△288	△582
株主資本合計		
前期末残高	102,675	95,466
当期変動額		
新株の発行	19,999	—
剰余金の配当	△2,393	△1,900
当期純損失(△)	△24,815	△21,687
自己株式の取得	△5	△308
自己株式の処分	4	5
合併による増加	—	48,329
土地再評価差額金の取崩	1	5
当期変動額合計	△7,208	24,443
当期末残高	95,466	119,910

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△1,252	△6,959
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,707	2,681
当期変動額合計	△5,707	2,681
当期末残高	△6,959	△4,278
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	370	733
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	363	△409
当期変動額合計	363	△409
当期末残高	733	324
土地再評価差額金		
前期末残高	858	857
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1	△5
当期変動額合計	△1	△5
当期末残高	857	851
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△23	△5,368
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,344	2,266
当期変動額合計	△5,344	2,266
当期末残高	△5,368	△3,101
新株予約権		
前期末残高	43	66
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22	15
当期変動額合計	22	15
当期末残高	66	81

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	102,695	90,164
当期変動額		
新株の発行	19,999	—
剰余金の配当	△2,393	△1,900
当期純損失(△)	△24,815	△21,687
自己株式の取得	△5	△308
自己株式の処分	4	5
合併による増加	—	48,329
土地再評価差額金の取崩	1	5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,322	2,281
当期変動額合計	△12,530	26,725
当期末残高	90,164	116,890

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 その他 2年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p>
	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。</p>
	<p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(3) リース資産</p> <p>同左</p>
4 繰延資産の処理方法	株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
5 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は59,773百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は167,650百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同左</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p>
	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>同左</p>
	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>同左</p>
	<p>(6) 偶発損失引当金</p> <p>偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>	<p>(6) 偶発損失引当金</p> <p>同左</p>

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
7 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
8 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから期間損益の適正化を図るため、当事業年度より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税引前当期純損失は226百万円減少しております。</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>—————</p>
9 連結納税制度の適用	<p>当事業年度から、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>	<p>当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

【会計方針の変更】

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は1,044百万円、「無形固定資産」中のリース資産は8百万円、「その他負債」中のリース債務は1,053百万円増加しております。また、損益に与える影響は軽微であります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有価証券は123百万円増加、その他有価証券評価差額金は123百万円増加し、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ24百万円減少しております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 17,095百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は58,800百万円、延滞債権額は82,799百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,190百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,321百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は147,111百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,313百万円であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 19,972百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は31,178百万円、延滞債権額は114,002百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は500百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,067百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は149,750百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,829百万円であります。</p>

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																				
<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>244,836百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,252百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>60,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券59,364百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は1,879百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、337,006百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが330,190百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産		有価証券	244,836百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,252百万円	借入金	60,000百万円	<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>219,096百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,452百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券87,098百万円、子会社の借入金の担保として有価証券507百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は4,209百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、577,530百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが567,795百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産		有価証券	219,096百万円	貸出金	4,000百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,452百万円
担保に供している資産																					
有価証券	244,836百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	3,252百万円																				
借入金	60,000百万円																				
担保に供している資産																					
有価証券	219,096百万円																				
貸出金	4,000百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	3,452百万円																				
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 692百万円</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 835百万円</p>																				

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
※10 有形固定資産の減価償却累計額 12,300百万円	※10 有形固定資産の減価償却累計額 12,835百万円
※11 有形固定資産の圧縮記帳額 951百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)	※11 有形固定資産の圧縮記帳額 948百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)
※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,100百万円が含まれております。	※12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
※13 社債は、劣後特約付社債であります。	※13 社債は、劣後特約付社債であります。
※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は820百万円であります。	※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は8,198百万円であります。
<p>※15 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p> <p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、478百万円であります。</p>	<p>※15 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。</p> <p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、380百万円であります。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																								
<p>※1 「その他の経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額2,536百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他の経常費用」には、保証協会保証付貸出金に対する負担金1,275百万円、貸出債権売却に伴う損失1,254百万円、投資事業組合出資金に対する持分損失963百万円、偶発損失引当金繰入額659百万円を含んでおります。</p> <p>※3 ———</p> <p>※4 ———</p> <p>※5 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計176百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(稼働資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">営業用店舗2か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">建物他</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">162百万円</td> </tr> </table> <p>(遊休資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産1物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> </table> <p>地域</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産3物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	地域	大阪府下	用途	営業用店舗2か店	種類	建物他	減損損失	162百万円	地域	大阪府下	用途	遊休資産1物件	種類	土地建物	減損損失	3百万円	地域	大阪府外	用途	遊休資産3物件	種類	土地	減損損失	9百万円	<p>※1 「その他の経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額363百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他の経常費用」には、貸出債権売却に伴う損失10,863百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金1,748百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「固定資産処分益」には、本店ビル売却に伴う9,547百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「その他の特別損失」は、株式会社びわこ銀行との合併に直接要した支出額以外の支出額であります。</p> <p>※5 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>このうち、以下の遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計34百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(遊休資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産5物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> </table> <p>地域</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産3物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	地域	大阪府下	用途	遊休資産5物件	種類	土地建物	減損損失	19百万円	地域	大阪府外	用途	遊休資産3物件	種類	土地建物	減損損失	14百万円
地域	大阪府下																																								
用途	営業用店舗2か店																																								
種類	建物他																																								
減損損失	162百万円																																								
地域	大阪府下																																								
用途	遊休資産1物件																																								
種類	土地建物																																								
減損損失	3百万円																																								
地域	大阪府外																																								
用途	遊休資産3物件																																								
種類	土地																																								
減損損失	9百万円																																								
地域	大阪府下																																								
用途	遊休資産5物件																																								
種類	土地建物																																								
減損損失	19百万円																																								
地域	大阪府外																																								
用途	遊休資産3物件																																								
種類	土地建物																																								
減損損失	14百万円																																								

(株主資本等変動計算書関係)

I 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	715	30	22	722	(注) 1、2
合計	715	30	22	722	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加30千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少22千株は、単元未満株式の売渡しによる減少15千株、ストック・オプションの権利行使による減少7千株であります。

II 当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	722	2,081	35	2,769	(注) 1、2
種類株式	—	—	—	—	
うち第一回 甲種優先株式	—	—	—	—	
うち第二回 甲種優先株式	—	—	—	—	
合計	722	2,081	35	2,769	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加2,081千株は、株式会社びわこ銀行との合併による増加2,064千株、単元未満株式の買取りによる増加17千株であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少35千株は、ストック・オプションの権利行使による減少34千株、単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、事務機器であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 同左</p> <p>(イ)無形固定資産 同左</p> <p>②リース資産の減価償却の方法 同左</p>												
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>〔借手側〕</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">464百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">483百万円</td> </tr> </table>	1年内	19百万円	1年超	464百万円	合計	483百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>〔借手側〕</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">444百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">464百万円</td> </tr> </table>	1年内	19百万円	1年超	444百万円	合計	464百万円
1年内	19百万円												
1年超	464百万円												
合計	483百万円												
1年内	19百万円												
1年超	444百万円												
合計	464百万円												

(有価証券関係)

1. 前事業年度(平成21年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

2. 当事業年度(平成22年3月31日現在)

(1) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	19,972

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 貸倒引当金 31,276百万円 その他有価証券評価差額金 4,785百万円 退職給付引当金 1,311百万円 有価証券償却 1,121百万円 賞与引当金 659百万円 その他 3,269百万円 繰延税金資産小計 42,423百万円 評価性引当額 △5,732百万円 繰延税金資産合計 36,691百万円 繰延税金負債 繰延ヘッジ損益 △503百万円 繰延税金負債合計 △503百万円 繰延税金資産の純額 36,187百万円	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 貸倒引当金 67,064百万円 税務上の繰越欠損金 9,963百万円 退職給付引当金 2,123百万円 その他有価証券評価差額金 1,740百万円 有価証券償却 1,136百万円 その他 9,103百万円 繰延税金資産小計 91,131百万円 評価性引当額 △39,792百万円 繰延税金資産合計 51,339百万円 繰延税金負債 貸出金 △2,177百万円 有形固定資産 △1,205百万円 その他 △1,287百万円 繰延税金負債合計 △4,670百万円 繰延税金資産の純額 46,669百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は税引前当期純損失となったため、記載しておりません。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は税引前当期純損失となったため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

1. 前事業年度(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 当事業年度(平成22年3月31日現在)

「第5 経理の状況」中、1 「(1)連結財務諸表」の「企業結合等関係」に記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	142.18	108.27
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△51.80	△36.38

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度末 平成21年3月31日	当事業年度末 平成22年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	90,164	116,890
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	66	37,292
(うち優先株式)	—	35,525
(うち優先配当額)	—	1,684
(うち新株予約権)	66	81
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	90,098	79,597
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	633,663	735,149

2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)			
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△24,815	△21,687
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	1,684
(うち優先配当額)		—	1,684
普通株式に係る当期純利益 (△は普通株式に係る当期純損失)	百万円	△24,815	△23,372
普通株式の期中平均株式数	千株	479,056	642,302

3 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前事業年度及び当事業年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
(債権の取立不能のおそれについて) 当行の取引先である株式会社ジョイント・コーポレーションは、平成21年5月29日付で東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、平成21年6月16日に会社更生手続開始の決定を受けました。 当行の同社に対する債権額は9,123百万円(貸出金9,121百万円、未収利息1百万円)で、担保等により保全されていない部分3,359百万円は、平成21年度第1四半期決算において必要な引当処理を行います。		—

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	20,778	3,197 [2,603]	4,019	19,956	7,470	1,251	12,486
土地	18,069	4,502 [4,502]	8,250	14,321	—	—	14,321
リース資産	1,794	443 [443]	551	1,687	883	684	803
建設仮勘定	9	582 [346]	11	581	—	—	581
その他の 有形固定資産	6,972	754 [465]	204 (34)	7,522	4,480	548	3,041
有形固定資産計	47,624	9,481 [8,362]	13,037 (34)	44,069	12,835	2,484	31,233
無形固定資産							
ソフトウェア	9,134	901 [261]	113	9,922	7,478	1,032	2,443
のれん	—	14,733 [14,733]	—	14,733	61	61	14,672
リース資産	28	344 [341]	28	344	14	22	330
その他の 無形固定資産	232	672 [672]	0	903	65	0	838
無形固定資産計	9,395	16,651 [16,008]	142	25,904	7,619	1,117	18,285

(注) 1 「当期減少額」欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

(注) 2 「当期増加額」欄における[]内は、平成22年3月1日の株式会社びわこ銀行との合併による増加額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒 引当金	一般貸倒引当金	27,015	33,532 (3,090)	—	30,105	30,442
	個別貸倒引当金	8,247	59,595 (10,316)	53,928	4,285	9,627
	うち非居住者 向け債権分	—	—	—	—	—
	特定海外債権引 当勘定	—	—	—	—	—
賞与引当金		1,620	1,900 (444)	1,620	—	1,900
役員退職慰労引当金		424	142	81	—	485
睡眠預金払戻損失引当金		318	383 (10)	318	—	383
偶発損失引当金		1,024	1,430 (316)	—	1,024	1,430
計		38,649	96,983 (14,177)	55,948	35,415	44,269

- (注) 1 「当期増加額」欄における()内は、合併による受入の金額(内書き)であります。
 2 「当期減少額(その他)」欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。
 一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
 個別貸倒引当金……………洗替等による取崩額
 偶発損失引当金……………洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	446	327	250	—	523
未払法人税等	343	146	132	—	357
未払事業税	102	180	118	—	165

被合併会社株式会社びわこ銀行の財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

第104期 (平成21年3月31日)	
資産の部	
現金預け金	※7, ※8 30,803
現金	14,669
預け金	16,133
コールローン	45,513
買入金銭債権	※7 31
商品有価証券	20
有価証券	※1, ※8, ※15 179,660
国債	110,220
地方債	7,126
社債	42,696
株式	11,869
その他の証券	7,747
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 823,173
割引手形	4,418
手形貸付	46,830
証書貸付	745,226
当座貸越	26,698
外国為替	※6 321
外国他店預け	266
買入外国為替	40
取立外国為替	14
その他資産	5,127
前払費用	41
未収収益	1,261
金融派生商品	3
その他の資産	3,820
有形固定資産	※11, ※12 10,654
建物	2,468
土地	※10 7,569
その他の有形固定資産	616
無形固定資産	686
ソフトウェア	570
その他の無形固定資産	116
繰延税金資産	9,239
支払承諾見返	※15 10,475
貸倒引当金	△11,731
資産の部合計	1,103,977

(単位：百万円)

第104期
(平成21年3月31日)

負債の部	
預金	※8 1,030,252
当座預金	25,304
普通預金	284,936
貯蓄預金	14,196
通知預金	10,885
定期預金	681,553
定期積金	3,438
その他の預金	9,937
借入金	※13 12,750
借入金	12,750
外国為替	3
売渡外国為替	1
未払外国為替	2
社債	※14 5,000
その他負債	5,089
未払法人税等	76
未払費用	3,970
前受収益	591
給付補てん備金	4
金融派生商品	3
その他の負債	443
賞与引当金	305
役員退職慰労引当金	105
睡眠預金払戻損失引当金	86
再評価に係る繰延税金負債	※10 1,877
支払承諾	※15 10,475
負債の部合計	1,065,947
純資産の部	
資本金	28,000
資本剰余金	—
その他資本剰余金	—
利益剰余金	10,464
利益準備金	※16 1,124
その他利益剰余金	9,339
繰越利益剰余金	9,339
自己株式	△119
株主資本合計	38,345
その他有価証券評価差額金	△2,168
土地再評価差額金	※10 1,853
評価・換算差額等合計	△315
純資産の部合計	38,030
負債及び純資産の部合計	1,103,977

② 損益計算書

(単位：百万円)

		第104期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益		27,207
資金運用収益		21,320
貸出金利息		19,059
有価証券利息配当金		2,060
コールローン利息		148
預け金利息		46
その他の受入利息		6
役務取引等収益		3,493
受入為替手数料		821
その他の役務収益		2,671
その他業務収益		1,113
外国為替売買益		17
商品有価証券売買益		0
国債等債券売却益		1,095
その他の業務収益		0
その他経常収益		1,280
株式等売却益		596
その他の経常収益		683
経常費用		25,164
資金調達費用		4,691
預金利息		4,020
コールマネー利息		2
借入金利息		412
社債利息		251
その他の支払利息		3
役務取引等費用		2,080
支払為替手数料		156
その他の役務費用		1,923
その他業務費用		1,098
国債等債券売却損		51
国債等債券償却		1,046
営業経費		13,818
その他経常費用		3,475
貸倒引当金繰入額		1,077
株式等売却損		0
株式等償却		2,231
その他の経常費用		166
経常利益		2,043

(単位：百万円)

第104期
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

特別利益	795
固定資産処分益	12
償却債権取立益	455
社債償還益	328
特別損失	27
固定資産処分損	27
税引前当期純利益	2,811
法人税、住民税及び事業税	27
法人税等調整額	493
法人税等合計	521
当期純利益	2,290

③ 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

		第104期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		28,000
当期変動額		
当期変動額合計		—
当期末残高		28,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		
前期末残高		0
当期変動額		
自己株式の処分		△0
当期変動額合計		△0
当期末残高		—
資本剰余金合計		
前期末残高		0
当期変動額		
自己株式の処分		△0
当期変動額合計		△0
当期末残高		—
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		683
当期変動額		
剰余金の配当		440
当期変動額合計		440
当期末残高		1,124
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		9,678
当期変動額		
剰余金の配当		△2,643
当期純利益		2,290
自己株式の処分		△3
土地再評価差額金の取崩		18
当期変動額合計		△338
当期末残高		9,339
利益剰余金合計		
前期末残高		10,362
当期変動額		
剰余金の配当		△2,202
当期純利益		2,290
自己株式の処分		△3
土地再評価差額金の取崩		18
当期変動額合計		101
当期末残高		10,464

(単位：百万円)

第104期
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

自己株式	
前期末残高	△77
当期変動額	
自己株式の取得	△61
自己株式の処分	20
当期変動額合計	△41
当期末残高	△119
株主資本合計	
前期末残高	38,285
当期変動額	
剰余金の配当	△2,202
当期純利益	2,290
自己株式の取得	△61
自己株式の処分	15
土地再評価差額金の取崩	18
当期変動額合計	60
当期末残高	38,345
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	915
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,084
当期変動額合計	△3,084
当期末残高	△2,168
土地再評価差額金	
前期末残高	1,871
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△18
当期変動額合計	△18
当期末残高	1,853
評価・換算差額等合計	
前期末残高	2,787
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,102
当期変動額合計	△3,102
当期末残高	△315
純資産合計	
前期末残高	41,072
当期変動額	
剰余金の配当	△2,202
当期純利益	2,290
自己株式の取得	△61
自己株式の処分	15
土地再評価差額金の取崩	18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,102
当期変動額合計	△3,042
当期末残高	38,030

重要な会計方針

	第104期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：10年～50年 その他：2年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は89,985百万円であります。

	第104期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p>
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法は、金利スワップが資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用しており、資産又は負債と金利スワップの想定元本、利息の受払条件(利子率、利息の受払日等)及び契約期間がほぼ同一であり、一体と見られる取引についてのみ、金利スワップの特例処理を採用しております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

第104期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる貸借対照表及び損益計算書への影響は軽微であります。

追加情報

第104期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は1,339百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は1,339百万円増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュフローを想定し算出した現在価値に基づき算定しております。なお、主たる価格決定変数は、国債の利回り及び価格、並びにスワップション・ボラティリティであります。 当行では、当該変動利付国債の各銘柄の理論価格について、情報ベンダーが上記の方法に基づき算定した理論価格を入手し、その適切性を検証の上利用しております。
(「合併に関する基本合意書」締結について) 当行は、平成21年3月13日付で、平成22年1月に開催予定の臨時株主総会による決議及び関係当局の許認可が得られることを前提として、株式会社関西アーバン銀行と平成22年3月1日を目途に合併することについて「合併に関する基本合意書」を締結いたしました。

注記事項

(貸借対照表関係)

第104期
(平成21年3月31日)

- ※1 関係会社の株式総額 1,211百万円
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,563百万円、延滞債権額は17,127百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,385百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額の合計額は26,078百万円であります。
 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,459百万円であります。
- ※7 住宅ローン債権証券化(RMBS-Residential Mortgage Backed Securities)により、組成した優先受益権及び劣後受益権50,316百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に49,647百万円、現金準備金として現金預け金中の「預け金」に669百万円を計上しております。
 また、貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高は1,269百万円であります。なお、当行はCLOの優先受益権31百万円を継続保有し、「買入金銭債権」に計上し、また、劣後受益権259百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に計上しております。
- ※8 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 18,438百万円
 預け金(定期預金) 13百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 1,221百万円
 上記のほか、内国為替決済等の代用として、有価証券19,575百万円、25,000百万円のコミットメントライン設定の担保として、住宅ローン債権証券化による優先信託受益権32,326百万円を差し入れております。
 子会社の借入金の担保として、有価証券510百万円を差し入れております。
 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替はありません。
- ※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,604百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが16,903百万円あります。

第104期
(平成21年3月31日)

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

上記以外に個人預金者向けの総合口座取引に係る融資未実行残高が149,468百万円あります。

※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

3,424百万円

※11 有形固定資産の減価償却累計額 12,592百万円

※12 有形固定資産の圧縮記帳額 1,424百万円
(当事業年度圧縮記帳額 一百万円)

※13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

※14 社債は、劣後特約付社債であります。

※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は、5,585百万円であります。

※16 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、440百万円であります。

(損益計算書関係)

該当事項ありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第104期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式	345	361	96	611	
普通株式	345	361	96	611	注1
種類株式	—	—	—	—	
うち第一回 甲種優先株式	—	—	—	—	
うち第二回 甲種優先株式	—	—	—	—	
合計	345	361	96	611	

注1 株式数変動事由の概要

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 361千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買い増し請求による減少 96千株

(リース取引関係)

第104期
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、器具及び備品であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法の(3)リース資産」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)
取得価額相当額	2,853	558	3,411
減価償却累計額 相当額	1,968	354	2,323
減損損失累計額 相当額	—	—	—
期末残高相当額	885	203	1,088

・未経過リース料期末残高相当額

1年内 505百万円

1年超 660百万円

合計 1,165百万円

・リース資産減損勘定の期末残高

一百万円

・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 688百万円

リース資産減損勘定の取崩額 一百万円

減価償却費相当額 597百万円

支払利息相当額 77百万円

減損損失 一百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 163百万円

1年超 111百万円

合計 275百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

第104期(平成21年3月31日現在)

該当事項ありません。

(税効果会計関係)

		第104期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
	繰延税金資産		
	貸倒引当金	29,900	百万円
	減価償却費	231	百万円
	有価証券償却	1,944	百万円
	税務上の繰越欠損金	2,300	百万円
	その他	150	百万円
	繰延税金資産小計	34,527	百万円
	評価性引当額	△24,901	百万円
	繰延税金資産合計	9,626	百万円
	繰延税金負債		
	退職給付引当金	△386	百万円
	繰延税金負債合計	△386	百万円
	繰延税金資産の純額	9,239	百万円
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳		
	法定実効税率	40.3%	
	(調整)		
	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.8%	
	住民税均等割等	0.9%	
	評価性引当額の減少	△26.8%	
	その他	7.3%	
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.5%	

(企業結合等関係)

該当事項ありません。

(1株当たり情報)

		第104期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△17.69
1株当たり当期純利益金額	円	3.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		第104期 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	(百万円)	38,030
純資産の部の合計額から控除する金額	(百万円)	40,500
(うち優先株式)		40,500
普通株式に係る期末の純資産額	(百万円)	△2,469
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	(千株)	139,577

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		第104期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益	百万円	2,290
普通株主に帰属しない金額	百万円	1,839
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	1,839
普通株式に係る当期純利益	百万円	451
普通株式の期中平均株式数	千株	139,632
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額	百万円	—
普通株式増加数	千株	—
うち優先株式	千株	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		第一回甲種優先株式 27,500,000株 第二回甲種優先株式 23,125,000株

3 なお、当事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額は減少しないので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

第104期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—

④ 附属明細表

第104期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	11,865	87	132	11,821	9,352	188	2,468
土地	7,668	—	99	7,569	—	—	7,569
その他の 有形固定資産	3,667	198	9	3,856	3,240	241	616
有形固定資産計	23,201	286	240	23,247	12,592	430	10,654
無形固定資産							
ソフトウェア	1,597	181	0	1,779	1,208	224	570
その他の 無形固定資産	161	43	—	205	89	7	116
無形固定資産計	1,758	225	0	1,984	1,298	232	686
その他	—	—	—	—	—	—	—

引当金明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	5,556	3,588	—	5,556	3,588
個別貸倒引当金	7,192	6,149	2,094	3,104	8,143
うち非居住者向け 債権分	—	—	—	—	—
賞与引当金	317	305	317	—	305
役員退職慰労引当金	102	42	38	—	105
投資損失引当金	71	—	—	71	—
睡眠預金払戻損失 引当金	82	86	7	74	86
計	13,321	10,173	2,457	8,806	12,230

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・主として税法による取崩額

投資損失引当金・・・・・・洗替による取崩額

睡眠預金払戻損失引当金・・・・・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	95	75	94	—	76
未払法人税等	26	25	26	—	26
未払事業税	68	50	68	—	49

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成22年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金220,795百万円、他の銀行への預け金15,385百万円であります。
その他の証券	証券投資信託16,522百万円、外国債券及び外国株式25,816百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息2,407百万円、有価証券利息1,222百万円その他であります。
その他の資産	保証金4,209百万円、出資金1,911百万円、未収還付税金1,844百万円、前払年金費用1,006百万円、仮払金(債券利息立替金等)852百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金	別段預金14,887百万円、外貨預金6,810百万円、納税準備預金564百万円その他であります。
未払費用	預金利息15,418百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息2,622百万円その他であります。
その他の負債	預金利子諸税等預り金1,319百万円、仮受金329百万円(貸出金返済資金等)その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで										
定時株主総会	6月中										
基準日	3月31日										
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日										
1単元の株式数	1,000株										
単元未満株式の買取り 取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 (旧びわこ銀行の特別口座) 大阪市中央区北浜二丁目4番6号 株式会社だいこう証券ビジネス 本社証券代行部										
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社										
取次所	—										
買取手数料	以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これに買取りまたは買増しに係る単元未満株式の1単元の株式の数に対する割合を乗じた額とする。1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 (算式) 1単元当たりの買取りまたは買増し金額のうち <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>100万円以下の金額につき</td> <td>1.150%</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え500万円以下の金額につき</td> <td>0.900%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え1,000万円以下の金額につき</td> <td>0.700%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき</td> <td>0.575%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき</td> <td>0.375%</td> </tr> </table> ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。	100万円以下の金額につき	1.150%	100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%	500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%	1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%	3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%
100万円以下の金額につき	1.150%										
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%										
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%										
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%										
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%										
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、大阪市において発行する産業経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.kansaiurban.co.jp										
株主に対する特典	該当事項はありません。										

(注) 当行の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の買増しを請求する権利
- (4) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|---|-----------------|-----------------------------|--|---------------------------|
| (1) 訂正発行登録書 | | | | 平成21年5月15日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 訂正発行登録書 | | | | 平成21年6月2日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 有価証券報告書
及びその添付書類
並びに確認書 | 事業年度
(第146期) | 自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日 | | 平成21年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 内部統制報告書及びその添付書類 | | | | 平成21年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 訂正発行登録書 | | | | 平成21年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 四半期報告書
及び確認書 | (第147期第1四半期) | 自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日 | | 平成21年7月30日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 訂正発行登録書 | | | | 平成21年7月30日
関東財務局長に提出。 |
| (8) 臨時報告書 | | | | 平成21年9月25日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。 | | | | |
| (9) 訂正発行登録書 | | | | 平成21年9月25日
関東財務局長に提出。 |
| (10) 四半期報告書
及び確認書 | (第147期第2四半期) | 自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日 | | 平成21年11月16日
関東財務局長に提出。 |
| (11) 訂正発行登録書 | | | | 平成21年11月16日
関東財務局長に提出。 |
| (12) 臨時報告書 | | | | 平成21年11月18日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。 | | | | |
| (13) 訂正発行登録書 | | | | 平成21年11月18日
関東財務局長に提出。 |

- | | | |
|--|--|---------------------------|
| (14) 訂正発行登録書 | | 平成21年12月22日
関東財務局長に提出。 |
| (15) 四半期報告書
及び確認書 | (第147期第3四半期) 自 平成21年10月1日
至 平成21年12月31日 | 平成22年1月28日
関東財務局長に提出。 |
| (16) 訂正発行登録書 | | 平成22年1月28日
関東財務局長に提出。 |
| (17) 発行登録追補書類及びその添付書類 | | 平成22年2月18日
近畿財務局長に提出。 |
| (18) 臨時報告書 | | 平成22年4月26日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延)に基づく
臨時報告書であります。 | | |
| (19) 訂正発行登録書 | | 平成22年4月26日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

株式会社 関西アーバン銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 川 雄 二 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の取引先である株式会社ジョイント・コーポレーションは、平成21年5月29日付で東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、平成21年6月16日に会社更生手続開始の決定を受けた。会社の同社に対する債権額は9,123百万円（貸出金9,121百万円、未収利息1百万円）で、担保等により保全されていない部分3,359百万円は、平成21年度第1四半期決算において必要な引当処理を行う予定である。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社関西アーバン銀行の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社関西アーバン銀行が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

株式会社 関西アーバン銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社関西アーバン銀行の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社関西アーバン銀行が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月26日

株式会社 関西アーバン銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 川 雄 二 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第146期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の取引先である株式会社ジョイント・コーポレーションは、平成21年5月29日付で東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、平成21年6月16日に会社更生手続開始の決定を受けた。会社の同社に対する債権額は9,123百万円（貸出金9,121百万円、未収利息1百万円）で、担保等により保全されていない部分3,359百万円は、平成21年度第1四半期決算において必要な引当処理を行う予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

株式会社 びわこ銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 在 喜 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 駿 河 一 郎 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社びわこ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第104期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社びわこ銀行の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月29日

株式会社 関西アーバン銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第147期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月30日
【会社名】	株式会社関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取 北 幸二
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部 (滋賀県大津市中央4丁目5番12号) 株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地) 株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (神戸市中央区御幸通7丁目1番15番) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

頭取 北 幸二は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社7社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度における経常収益（連結会社間取引消去前）の割合が2/3超を占める事業拠点である当行を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当する事項はありません。

5 【特記事項】

該当する事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月30日
【会社名】	株式会社 関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取 北 幸二
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部 (滋賀県大津市中央4丁目5番12号) 株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地) 株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (神戸市中央区御幸通7丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 北 幸二は、当行の第147期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。